

独立行政法人国際協力機構  
フィリピン 貿易産業省

**APEC地域  
WTOキャパシティ・ビルディング  
協力プログラム  
〈フィリピン〉**

**ファイナル・レポート  
(要約)**

2004年3月

株式会社 UFJ総合研究所

## 略語・用語集

### 1. WTO 協定関係等

WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN 自由貿易地域
AFAS	ASEAN Framework Agreement in Services	ASEAN サービス協定
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEM	Asia-Europe Meeting	アジア欧州会合
EU	European Union	欧州連合
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電機会議
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
AD	Anti-dumping	アンチ・ダンピング
CVD	Countervailing Duties	相殺関税
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
GRP	Good Regulatory Practices	適正規制実施
MFN	Most-favored Nation	最恵国待遇
SCM	Subsidies and Countervailing Measures	補助金及び相殺措置
SG	Safeguard Measures	セーフガード措置
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生植物検疫措置
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害

## 2. フィリピン政府関係機関等

BIS-DTI	Bureau of Import Services (Department of Trade and Industry)	輸入サービス局
BITR-DTI	Bureau of International Trade Relations (Department of Trade and Industry)	国際貿易関係局
BPS-DTI	Bureau of Product Standards (Department of Trade and Industry)	製品標準局
MIS-DTI	Bureau of Management Information System	情報システム管理局
DA	Department of Agriculture	農業省
DOT	Department of Tourism	観光省
DOTC	Department of Transportation and Communications	通信運輸省
DOE	Department of Energy	エネルギー省
DENR	Department of Environment and Natural Resources	環境天然資源省
PRC	Professional Regulation Commission	専門職業規制委員会
DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省
NEDA	National Economic Development Authority	国家経済開発庁
TC	Tariff Commission	関税委員会

## 目 次

・ 序	1
1. プログラムの背景・目的、範囲	1
1.1 プログラムの背景	1
1.2 プログラムの目的	2
1.3 プログラムの範囲	3
2. プログラム実施の概要	5
2.1 プログラムの基本方針	5
2.2 プログラムの構成	7
・ 現状と課題	11
1. 省庁間情報共有体制《コンポネント 1》	11
1.1 背景とニーズ	11
1.2 WTO 関連情報管理の現状	12
2. 農業 / SPS 協定《コンポネント 2》	15
2.1 フィリピン経済における農業部門の現状	15
2.2 キャパシティ・ビルディングの現況	15
2.3 SPS (衛生植物検疫措置の適用に関する) 協定の実施状況	17
2.4 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ	17
3. サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)《コンポネント 3》	19
3.1 フィリピン経済におけるサービス・セクター	19
3.2 キャパシティ・ビルディングのニーズ	20
3.3 GATS 実施に関する現状	21
4. SG/AD 協定《コンポネント 4》	22
4.1 SG/AD 協定実施に係る現状	22
4.2 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ	25
5. 貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)《コンポネント 5》	26
5.1 フィリピン政府に対する支援の必要性	26
5.2 TBT 協定に関するフィリピン政府の活動	26
5.3 国際標準化・適合性評価活動への参加	29
5.4 キャパシティ・ビルディング活動	30
6. アクションプラン策定《コンポネント 6》	31
・ キャパシティ・ビルディング活動	32
1. 協力プログラムの全体像	32
2. 現地における活動	34

2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》 .....	34
2.2 農業 / SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》 .....	43
2.3 GATS の実施能力向上支援《コンポネント 3》 .....	47
2.4 SG/AD 協定実施能力向上 《コンポネント 4》 .....	59
2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》 .....	63
2.6 アクションプラン策定《コンポネント 6》 .....	69
<b>. 提言 .....</b>	<b>75</b>
1. 各分野に関する評価と提言 .....	75
1.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》 .....	75
1.2 農業 / SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》 .....	79
1.3 GATS の実施能力向上支援《コンポネント 3》 .....	83
1.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》 .....	86
1.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》 .....	90
1.6 アクションプラン策定《コンポネント 6》 .....	94
2. アクションプラン .....	98
2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》 .....	99
2.2 農業 / SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》 .....	100
2.3 GATS 実施能力向上《コンポネント 3》 .....	101
2.4 SG / AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》 .....	102
2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》 .....	103

## 図表リスト

図表 I-1 : コンポネントの構成.....	3
図表 I-2 : WTO 協定実施に向けた課題.....	8
図表 I-3 : 技術支援ステージと活動.....	8
図表 I-4 : フィリピン支援活動内容 (年次別) .....	9
図表 II-1 : WTO 関連情報のフロー .....	13
図表 II-2 : フィリピン政府の WTO 農業協定に関する実施状況の概要.....	16
図表 II-3 : フィリピン政府の SPS (衛生植物検疫措置) 関連組織 .....	18
図表 II-4 : フィリピンにおけるセクター別雇用者数 .....	19
図表 II-5 : 海外就労者の貢献 (1998-2000 年).....	19
図表 II-6 : BPS 組織図 .....	27
図表 II-7 : フィリピンにおける海外からの照会の流れ .....	28
図表 II-8 : フィリピンにおける通報に関する情報普及の流れ .....	28
図表 III-1 : 講師内訳.....	32
図表 III-2 : セミナー / ワークショップ参加者数.....	33
図表 III-3 : 再委託調査 / 開発一覧 .....	33
図表 III-4 : 支援活動の概要 .....	35
図表 III-5 : ネットワーク構成図.....	40
図表 III-6 : GATS 活動の構成 (コンポネント 3) .....	48
図表 III-7 : コンポネント 5 の知識移転フロー .....	64
図表 IV-1 : 日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図 .....	82
図表 IV-2 : PDCA サイクルで捉えた本プログラム全体像 .....	97
図表 IV-3 : コンポネント 1 (省庁間情報共有体制の強化) のアクションプラン .....	99
図表 IV-4 : コンポネント 2 (農業 / SPS 協定に関する知識の向上) のアクションプラン.....	100
図表 IV-5 : コンポネント 3 (GATS 実施能力向上) のアクションプラン .....	101
図表 IV-6 : コンポネント 4 (SG / AD 協定実施能力向上) のアクションプラン .....	102
図表 IV-7 : コンポネント 5 (TBT 協定履行能力向上) のアクションプラン .....	103

## ．序

### 1. プログラムの背景・目的、範囲

#### 1.1 プログラムの背景

##### 1.1.1 WTO と発展途上国

WTO（世界貿易機関）は、主として協定関税率と非関税障壁低減を扱った GATT（貿易と関税に関する一般協定）の後継機関として 1995 年に設立された。GATT 時代の最後の包括交渉であったウルグアイ・ラウンド交渉において合意された協定は、国際貿易に係る様々な義務を加盟国に課すものとなった。「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」はサービス貿易に関する一連の協定であり、「知的所有権の貿易の側面に関する協定（TRIPS 協定）」は知的財取引のための共通のルールを確立しようとするものである。「貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）」は、途上国を含む全加盟国に対して技術的規制と産業標準に関する法的枠組みを確立することを義務付けている。

これらの協定は、WTO 加盟諸国に対して、各自の貿易活動が共通のルールによって支配されるように国内規制を協調させることを要求している。しかし、多くの途上国メンバーは、協定の複雑さや国内政府および民間部門における多くの利害関係のために、これらの協定の実施にあたって困難に直面し始めている。さらに、グローバリゼーションの進展は先進国と途上国の間の貿易投資活動を多様化し、国際貿易によって得られる利得と摩擦の機会がともども増加している。

WTO 加盟国は、1995 年の 76 カ国から 2003 年 9 月のカンクン閣僚会合後には 148 カ国に増加し、経済体制移行期にある LDC 諸国の参加によってさらに拡大することが期待されている。1995 年以降に WTO に加盟したメンバーの多くは途上国であるが、彼らは多国間自由貿易体制の利益を先進国に比べて十分に享受していないという意見を共有している。シアトル閣僚会合での出来事は、異なる経済発展段階にあるメンバーの利益を調和させることの必要性を示している。本キャパシティ・ビルディング・プログラムは、途上国メンバーの多国間貿易体制への完全な参加を実現するための支援努力の一つと位置づけられる。

##### 1.1.2 WTO 新ラウンド下におけるキャパシティ・ビルディング活動

2001 年 11 月にカタールの首都ドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議で採択された「ドーハ開発アジェンダ」は、発展途上国への配慮を強調したものとなった。とりわけ、発展

途上国のキャパシティ・ビルディングに関しては、宣言のなかでその重要性が示され、資金供給、二国間支援の強化、他の国際機関との連携、IT 能力強化などの重要性が確認された。これを受けて、先進各国では今後、WTO 関連キャパシティ・ビルディングの内容的および地理的対象の拡大に対応することが検討されているところである。2003 年 9 月にカンクンで行われた第 5 回閣僚会議では、いわゆる「シンガポール・アジェンダ」に関する交渉開始については限定的な進展しか見られなかった。他方、最後発の途上国であるカンボディアとネパールが新加盟国となったことは、これらの LDC 諸国に対するキャパシティ・ビルディングの重要性を示唆している。

### 1.1.3 APEC における日本のイニシアティブ

こうしたなか、発展途上エコノミーの WTO 協定履行のための体制整備を促すことを通じて、多角的貿易体制の維持・発展を図る必要がある点が、日本政府より、2000 年 6 月の APEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当大臣会合の場で提案された。その後、APEC 地域における発展途上エコノミーのニーズ調査を踏まえ、2000 年 11 月に開催された APEC 閣僚会合及び非公式首脳会合において、発展途上エコノミーの WTO 協定履行のための能力向上（キャパシティ・ビルディング）を実施していくことが「戦略的 APEC 計画」として合意された。この計画は二国間支援の枠組みに移行され、国際協力機構（JICA）を通じて、タイ、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに対し、具体的な支援が展開されることとなった。

## 1.2 プログラムの目的

本プログラムの目的は、多角的貿易体制下において貿易と投資を通じた経済発展を実現する上で様々な困難に直面しているフィリピン政府に対して、WTO 協定の履行や遵守のためのキャパシティ・ビルディング活動を実施することにある。その活動は政府担当官を対象とした人材育成と、WTO 協定の実施促進に資する行政機能および情報共有システムの強化を含むものである。

## 1.3 プログラムの範囲

### 1.3.1 対象国・対象協定

本プログラムは、タイ、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンへの協力を一つの案件として実施している。これら支援対象国の経済発展および市場経済化のレベルからは、ほぼ中進国と位置付けられ、キャパシティ・ビルディング協力の対象テーマについては WTO 協定により既に制度的な枠組みの整った分野を対象としている( 図表 I-1-3-1 参照 )。従って、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」などのいわゆる「シンガポール・アジェンダ」は本協力の対象分野とはなっていない。

### 1.3.2 フィリピン政府との合意による対象範囲

本プログラムのうち、2002 年 5 月 24 日付けで事前調査団とフィリピン政府との間で合意されたプログラムの対象範囲は以下のとおりである。本プログラムは 6 つのコンポーネントから構成されており、それらはいずれも政府組織に対して直接的な成果をもたらすセミナーやワークショップを通じて技術協力を行う活動志向のコンポーネントとなっている。

図表 I-1：コンポーネントの構成

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 省庁間情報共有体制の強化<ol style="list-style-type: none"><li>(a) DTI および関連機関の組織能力の分析( 情報共有、省庁間調整の現状他 )</li><li>(b) 情報通信のための情報共有システムの範囲設定</li><li>(c) 上記提言に基づくパイロットシステム構築のための情報共有システムの範囲設定</li><li>(d) 上記に基づくパイロットシステム導入</li></ol></li><br/><li>2. 農業 / SPS 協定実施のためのキャパシティ・ビルディング<ol style="list-style-type: none"><li>(a) 協定理解および実施の現状把握</li><li>(b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供</li><li>(c) さらに協定実施能力構築のための提言</li></ol></li><br/><li>3. GATS 実施のためのキャパシティ・ビルディング<ol style="list-style-type: none"><li>(a) 協定理解および実施の現状把握</li><li>(b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供</li><li>(c) さらに協定実施能力構築のための提言</li></ol></li><br/><li>4. SG / AD 協定実施のためのキャパシティ・ビルディング<ol style="list-style-type: none"><li>(a) 協定理解および実施の現状把握</li><li>(b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供</li></ol></li></ol> |
|--|

(c) さらなる協定実施能力構築のための提言

5. TBT 協定履行促進のためのキャパシティ・ビルディング

(a) 協定理解および実施の現状把握

(b) 協定実施能力向上のための助言および指針の提供

(c) さらなる協定実施能力構築のための提言

6. 多角的貿易体制参加に向けたキャパシティ構築のためのアクションプラン作成

(a) キャパシティ・ビルディング活動の重要性についての導入

(b) キャパシティ・ビルディングを行う上での障害の確認と分析、および上記 1～5 のプログラムの結果（成果、教訓等）の確認と分析

(c) 多角的貿易体制への円滑な参加に向けた能力の一層の構築のためのアクションプランの作成と提言

## 2. プログラム実施の概要

### 2.1 プログラムの基本方針

キャパシティ・ビルディング・プログラムを設計するにあたっては、対象国の背景ないし現状を把握することがきわめて重要である。それぞれの国は固有の政治・社会的枠組みと経済・産業基盤を有し、国際貿易やグローバル化に対するビジネス社会や一般大衆の認識も異なっている。

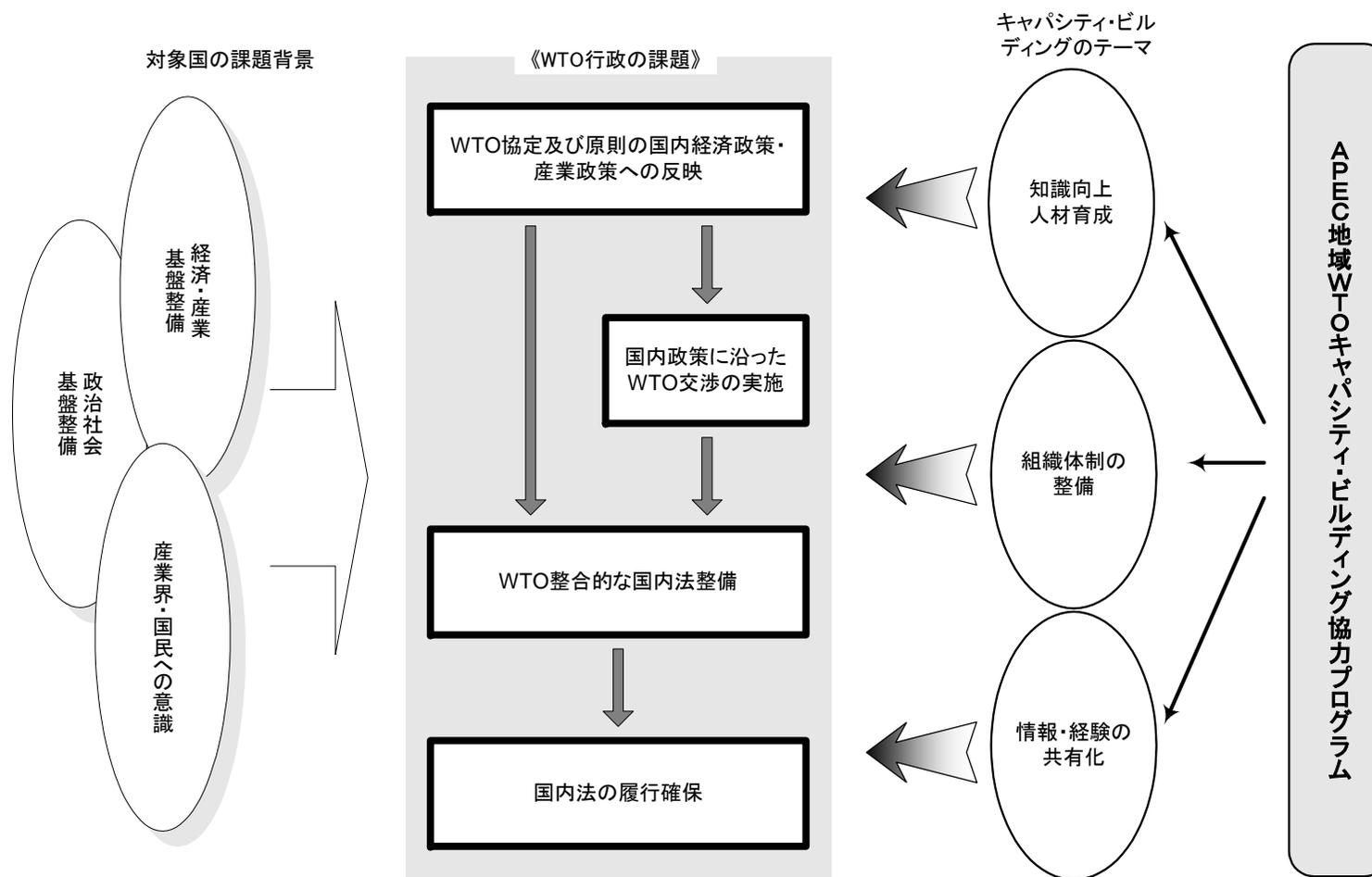
WTO 協定を担当する政府当局の課題は、WTO 協定の義務と原則を国内の経済、産業および貿易部門における政策と規制に反映することである。すべての WTO 協定は政府間協定であるがゆえに、各政府においては、当該義務を履行するとともに国際貿易を通じて自国利益を最大化する責任が課せられている。

WTO 協定を実施する政府を支援するために、本プログラムでは下記のような 3 種類の側面を通じた技術支援を行っている。

- ・ セミナー/ワークショップや教材提供を通じた知識向上と人材開発
- ・ 省庁間の議論と国際競争の啓蒙を通じた組織機能の向上
- ・ 情報共有システムや日本の経験を参考事例として活用することを通じた情報と経験の共有

本プログラムの基本方針と途上国の課題は、図表 I-2 に示すように整理することができる。

図表 I-2 : WTO 協定実施に向けた課題



## 2.2 プログラムの構成

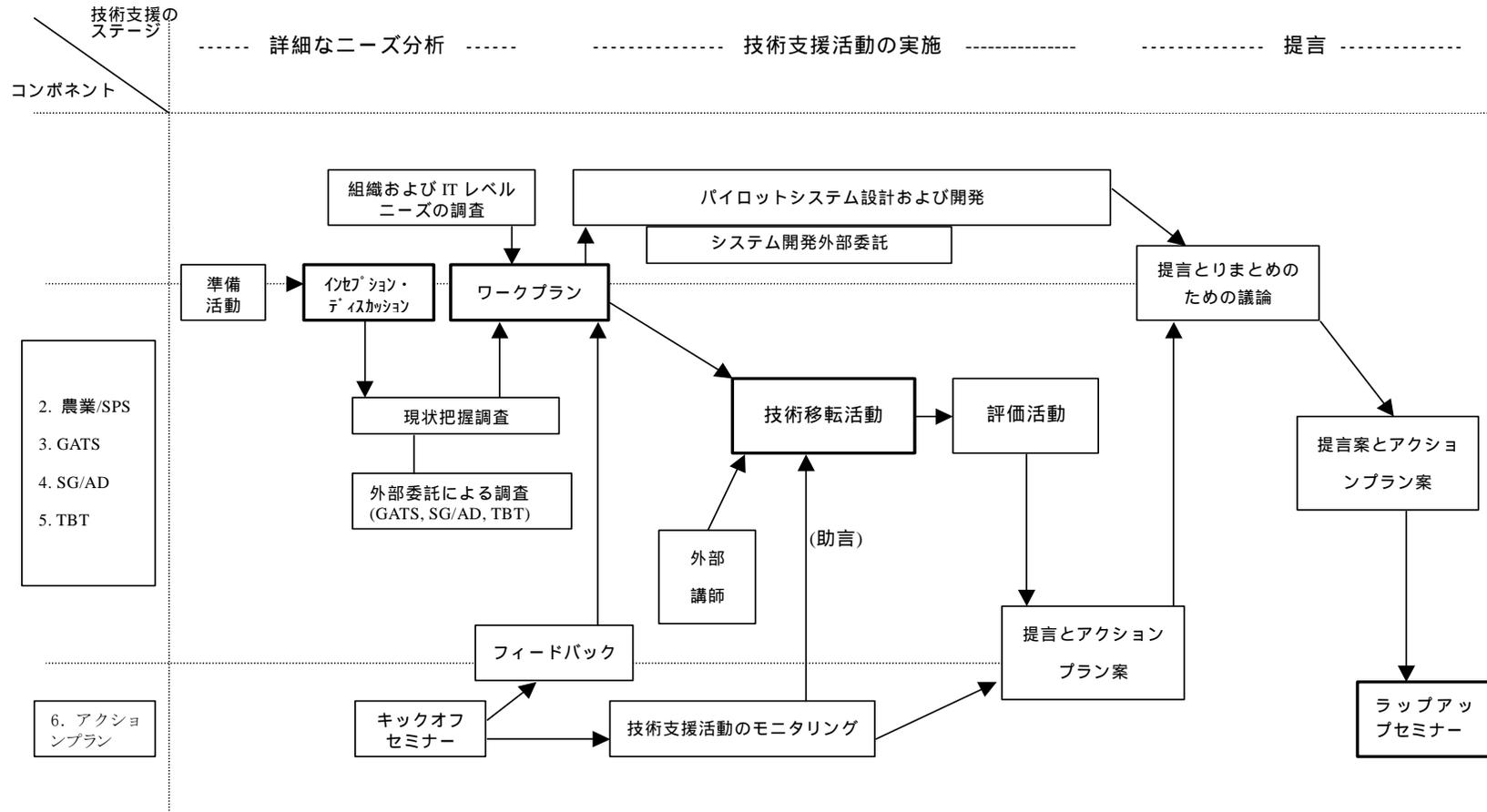
フィリピンについては、以下の 6 分野の協力内容（コンポネント）より構成されるプログラムを実施した。

- 省庁間情報共有体制の強化
- 農業 / SPS 協定に関する知識の向上
- GATS 実施能力向上
- SG / AD 協定実施能力向上
- TBT 協定履行能力向上
- キャパシティ・ビルディングのためのアクションプラン策定

コンポネント 1 は、WTO の情報窓口である貿易産業省国際貿易関係局（DTI - BITR）の情報 / 法律収集・整理機能、関係機関との調整機能を高めることを目的として、DTI - BITR 内に情報シェアリングシステム（パイロットシステム）を導入し実効性のある強化支援を行うものである。コンポネント 2 ～ 6 はそれぞれ個別の協定に関する対応能力への協力である。更に、コンポネント 1 は上記 2 から 6 までのコンポネントに対する本プログラムによる技術移転の効果を高めるため、フィリピン政府自身の自助努力による更なるキャパシティ・ビルディングのための活動計画（アクション・プログラム）を策定するものである。

プログラム全体のフロー（技術支援ステージと活動）とコンポネント毎の活動について、図表 I-3 および I-4 にとりまとめている。

図表 I-3 : 技術支援ステージと活動



図表 I-4：フィリピン支援活動内容（年次別）

	<コンポーネント1> DTIの機能強化  カウンターパート： BITR-DTI	<コンポーネント2> 農業/SPS実施支援  カウンターパート： DA	<コンポーネント3> GATS実施支援  カウンターパート： NEDA, DOTC, DOT,DOE, DENR, PRC	<コンポーネント4> AD/SG協定実施支援  カウンターパート： BIS-DTI, Tariff Commission	<コンポーネント5> TBT協定実施支援  カウンターパート： BPS-DTI	<コンポーネント6> アクションプラン  カウンターパート： BITR-DTI
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO関連情報シェアリングシステム（パイロットシステム）の設計・構築</li> <li>・パイロットシステムの運営管理手法構築</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業/SPS協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・農業/SPS協定及び動物植物検疫、リスク・アナリシスの一般知識向上及び個別イシューに関するセミナー開催</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GATSに関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・観光及び運輸サービスに関する調査</li> <li>・GATS一般的な知識向上及びGATS個別分野に係るワークショップ・セミナー開催</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SG/AD協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・SG/AD協定の個別イシューに関するワークショップ</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TBT協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・TBT協定の一般的な知識向上及びTBT協定に係る個別イシューに関するワークショップ</li> <li>・TBT協定理解向上のための教材作成</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キックオフ・セミナー</li> <li>・ラップアップ・セミナー</li> <li>・アクションプランのための重要項目提言</li> </ul>
2002年度活動内容 （2002年11月～2003年3月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DTIにおけるWTO関連情報管理の現状把握</li> <li>・DTIにおけるWTO関連部署の組織・業務に関する現状把握（2002年12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業/SPS協定履行状況・課題に関する現状把握、各関係機関へのインタビューならびにアンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GATS履行状況・課題に関する調査（2002年12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SG/AD協定履行状況・課題に関する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TBT協定履行状況・課題に関する調査（2002年12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キックオフ・セミナー（2003年3月）</li> </ul>

<p>2003 年度 活動内容 (2003 年 4 月 ~ 2004 年 3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロットシステムのコンセプト策定 (2003 年 5 月)</li> <li>・パイロットシステムの基本設計策定 (2003 年 8 月)</li> <li>・パイロットシステム版開発 (2003 年 9 月)</li> <li>・DTI 内における WTO 関連文書のデジタル化作業方針および手法策定 (2003 年 10 月)</li> <li>・デジタル化作業開始 (2003 年 11 月)</li> <li>・パイロットシステム版開発 (2003 年 12 月)</li> <li>・パイロットシステムファイナル版開発 (2004 年 2 月)</li> <li>・パイロットシステムの運用管理手法策定 (2004 年 2 月)</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師並びに関係機関とのセミナー内容の調整、確認</li> <li>・農業/SPS 協定及び動物植物検疫、リスク・アナリシスの一般知識向上及び個別イシューに関するセミナー開催 (2003 年 8 月)</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GATS 履行状況・課題に関する調査 (2003 年 5 月)</li> <li>・GATS 全般及び観光、運輸サービス分野の知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 1 (2003 年 6 月)</li> <li>・自由職業サービス及び環境・エネルギーサービス分野の知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 2 (2003 年 11 月)</li> <li>・GATS 全般に関するセミナー、GATS 交渉対応能力向上のためのワークショップ：ワークショップ 3 (2004 年 1 月)</li> <li>・観光及び運輸サービスに関する調査研究</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SG/AD 協定に関する履行状況・課題に関する調査</li> <li>・SG/AD 協定の個別イシューに関するワークショップ (2003 年 7 月)</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TBT 協定履行状況・課題に関する調査 (2003 年 5 月)</li> <li>・TBT 協定の一般的な知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 1 (2003 年 8 月)</li> <li>・TBT 協定に関する更なる知識向上に関するワークショップ：ワークショップ 2 (2003 年 12 月)</li> <li>・TBT 協定理解向上のための教材作成</li> <li>・提言策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラップアップ・セミナー (2004 年 2 月)</li> <li>・アクションプランのための重要項目提言</li> </ul>
---	--	---	---	---	--	--

## ．現状と課題

### 1. 省庁間情報共有体制《コンポネント 1》

#### 1.1 背景とニーズ

貿易産業省における情報管理の現状を把握するため、貿易産業省内の各担当官を対象に、面談等の調査を実施した（2002年12月より6回実施）。以下では、面談調査から明らかとなった WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の貿易産業省における管理の現状と課題を示す。

貿易産業省における情報の整理・管理方法は基本的に紙媒体で行われ、担当者毎にそれぞれの分野の資料を紙媒体で管理し、各人がフォルダ等で保存するという方法が取られている。そのため、ある情報を必要とした場合、その情報を管理する別の担当者に依頼をし、担当者が発見した後でないといけないと手に入れることができない。貿易産業省における現状と課題を下記に示す。

- ・ 文書の管理方法が属人的である。そのため、担当官が不在にしてしまうと、その担当官が管理する文書等を探し出すために、他の担当官がかなりの時間を費やす場合がある。
- ・ つまり、情報の管理方法が担当官毎に異なるため、必要な情報の保管場所を特定し情報を得るために、かなりの労力を費やしている。また、文書等を管理する場所と、担当官のデスクが離れており、文書の入手に手間がかかっている。
- ・ フィリピン国内の民間企業、研究者等から寄せられる問合せに対し、貿易産業省は主に電話やファックス等を用いて回答を行っている。国内産業振興、通商政策の国内における認知度向上／等の観点から、こうした民間企業に対する情報提供を重視しているものの、これにかかる時間コストが他業務を圧迫する側面もあり、業務の効率化が望まれている。
- ・ 上記の「情報提供の困難さ」に関する問題を解決するためには、情報の効率的な保管方法／等といった点についても解決する必要がある。そのため、本件は既に既述した「情報共有の難しさ」という問題とも大きく関連しており、両者を併せ解決する必要がある。

こうした課題点を踏まえ、貿易産業省における WTO 関連情報の取扱いに関する効率性の向上、つまり「情報共有のし易さ」と「情報提供のし易さ」を可能とするパイロットシステムを、既存の情報フローの仕組みを考慮しつつ、開発することが合意された。

また、パイロットシステムは将来的に貿易産業省によって維持・管理および拡張されるようにする必要がある。そのため、維持・管理の支援についても、パイロットシステムの開発と同時に行うことになった。

## 1.2 WTO 関連情報管理の現状

以下では、面談調査から明らかとなった WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の貿易産業省における管理の現状と課題を次の観点から示す。

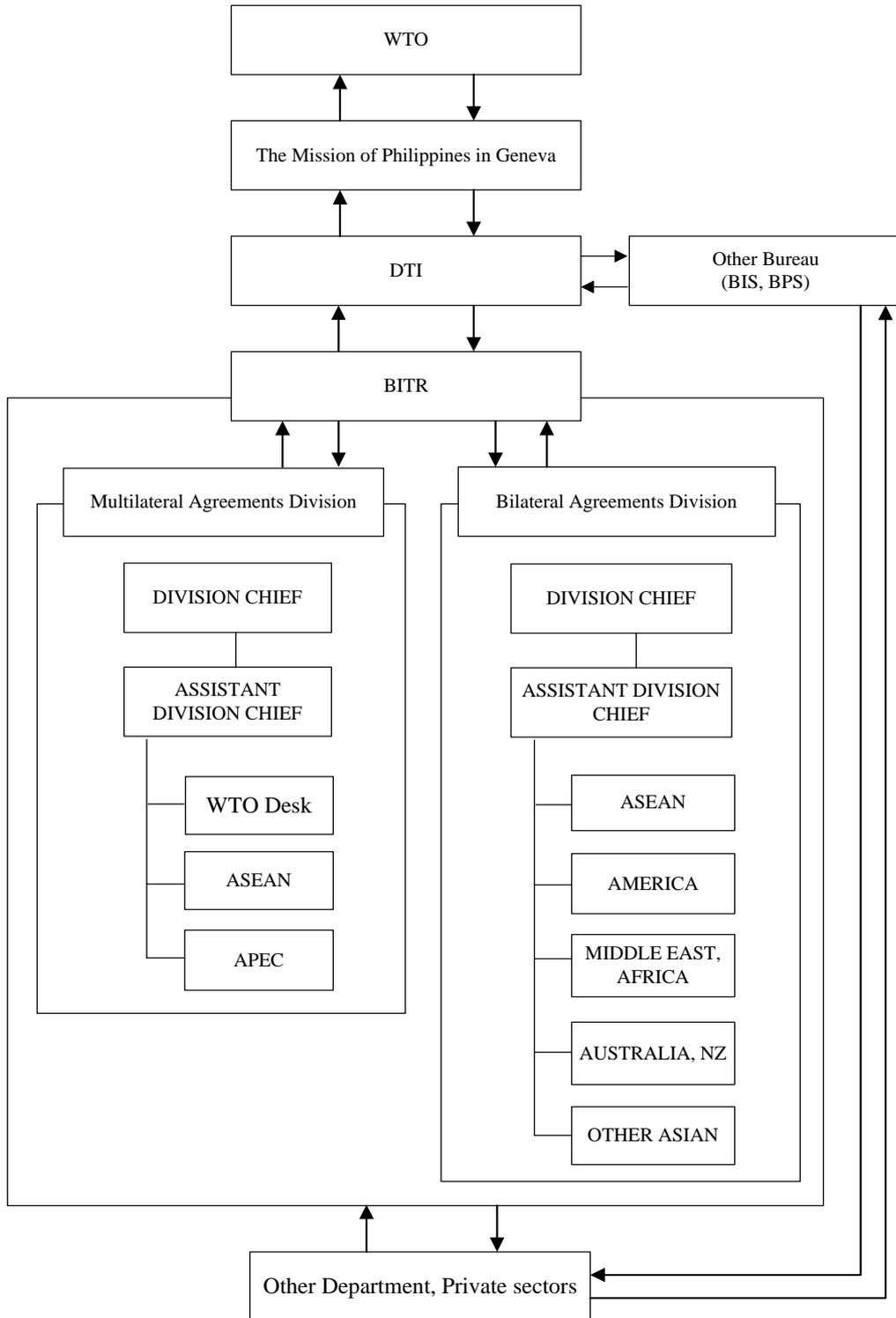
- ・ 現状の WTO 関連情報フロー
- ・ 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法
- ・ 現状の WTO 関連情報の種類

### 1.2.1 WTO 関連情報フロー

貿易産業省において WTO をはじめとする通商交渉・関係活動及び政府関係省庁間の調整を行っているのは Bureau of International Trade Relations (BITR) である。各種国際会議における交渉の他、在ジュネーブ・フィリピン政府通商代表部や国内他省庁等の他機関からの要請に基づいた分析レポートの作成等が BITR の主な業務となっている。このような業務実施のために必要な WTO 関連情報を、在ジュネーブ・フィリピン政府通商代表部や貿易産業省他局、他政府機関、民間企業等から入手するとともに、入手した情報を整理・分析を加えた上で改めてこれらの組織に対して情報還元を行っている。

貿易産業省内で取扱われる WTO 関連情報の基本フローを図表 II-1 に示す。

図表 II-1 : WTO 関連情報のフロー



WTO 関連情報に限らず、貿易産業省内における情報伝達は基本的には紙文書で行われており、組織を超えて情報の提供を行う場合には、文書の内容のチェックや承認を経て、外部組織に情報伝達が行われることが多い。同じ Bureau であっても、Division を越えて情報のやり取りを行う場合には、こうした手続が必要な場合もあり、前ページの図表に示すように、組織の階層を順次辿って何段階もの承認を得て情報のやりとりを行うこともある。このため、本システムを導入する場合、こうした既存の情報フローを十分に踏まえ、文書登録の仕組みを構築する必要がある。

### 1.2.2 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法

貿易産業省内における情報のやりとりは基本的に紙媒体で行われ、担当者毎にそれぞれの分野の資料を紙媒体で管理し、各人がフォルダ等で保存するという方法が取られている。

しかし、こうした属人的な管理・保存方法を行っている結果、WTO 関連業務を行ううえで幾つかの問題点が指摘されている。

### 1.2.3 現状の WTO 関連情報の種類

貿易産業省内の各担当官に対する面談の結果、WTO 関連情報として必要と思われる情報には以下のような種類があることが判明した。但し、既述のとおり、これら情報は一元管理されているものではなく、担当者によって個別に管理されている。その結果、担当者間での同種の情報の共有、保管場所が不明などの問題が生じている。

#### (a) 情報種類

- |      |         |     |     |
|------|---------|-----|-----|
| ・法規制 | ・通知     | ・測定 | ・関税 |
| ・議事録 | ・分析レポート | ・他  |     |

#### (b) 情報作成者

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| ・ BITR 担当官                  | ・ BITR 内 WTO デスク担当官 |
| ・ 貿易産業省内の他担当官 ( BIS、BPS 等 ) | ・ フィリピン政府他政府機関      |
| ・ フィリピン通商代表部 ( ジュネーブ )      | ・ 民間企業、大学 / 等       |

#### (c) 言語種類

- ・ 英語

#### (d) 情報媒体

- ・ 紙媒体
- ・ 電子データ

## 2. 農業 / SPS 協定《コンポネント 2》

### 2.1 フィリピン経済における農業部門の現状

フィリピンの農業セクターは GDP の約 20% を占め、労働力の約 40% を吸収している。経済成長の面でも雇用の面のみならず、特に農村における貧困削減の面でも重要な役割を果たしている。一般的に農業セクターからの輸出の伸びは図表 II-2-2-1 で示されている通り 1990 年代初頭から輸入を下回っている。WTO 協定に整合することによって、安価な輸入農産物が流入することによって国内の農産物価格が下降し、また米国との砂糖に関する特惠関税のような優遇されている貿易協定の廃止が予想されることから、農民、生産者は政府の WTO 政策に不満を示している。また現在世界中で問題になっている牛海綿状脳症 (BSE) 口蹄疫などの伝染病に対する国境での輸入検査等の管理体制に関しても懸念が指摘されている。

マンゴー、アスパラガスなどでは自由貿易体制下の恩恵を受け、輸出が増大していることを示した調査もある。しかし、農業セクターの国際市場を開拓する能力が不足しており、結果農産物輸出は増加していない。輸出農産物の安全性を確保することが一つの課題としてあげられる。具体的にはオーストラリアが害虫のリスク・アナリシスが不十分であるとの理由でフィリピンからのバナナ、パパイアの輸入を制限していること<sup>1</sup>、日本がミバエの発見によりパパイアの輸出を一定期間差し止めたことなどの例がある。

### 2.2 キャパシティ・ビルディングの現況

1994 年の WTO 加盟は農業セクターに新たな挑戦をもたらした。ウルグアイ・ラウンド農業協定は (a) 市場アクセス、(b) 国内支持、(c) 輸出補助金に大きな影響を与えてきた。ウルグアイ・ラウンドが要求する農業市場の自由化についてフィリピン政府が努力してきた内容の概要は図表 -2 で示した。

---

<sup>1</sup> フィリピン政府は 2002 年 10 月 18 日にオーストラリア政府にフィリピン産バナナ、パパイアなどを含む生鮮果物や野菜の輸入を制限していることに対してコンサルテーションを要求し、同月 23 日に文書は回覧された。同年 11 月 15 日に両国はコンサルテーションのための会議を開催したが合意に至らず、フィリピン政府は 2003 年 7 月 7 日、正式に紛争解決機関 (DSB) にパネルの設置を要求した。

図表 II-2：フィリピン政府の WTO 農業協定に関する実施状況の概要

協定内容	フィリピン政府の実施状況	備考
関税以外の追加措置 (Non Tariff Measures, NTM)の禁止	追加措置は実施していない	NTM は輸入ライセンス制、 様々な輸入課税、輸入割当、輸 入禁止措置を含む
現存する輸入割当制度 から関税制度への転換	コメを除き実施済	コメの関税化は 10 年間猶予さ れている
関税の拘束の現状	最高税率が定められている	現在の関税率より高い水準に 最高税率は定められている
関税削減	実施済	平均 30%削減
WTO 協定に矛盾する 生産補助金の削減	該当しない	フィリピン政府は 10%未満の 補助金を有すのみ
輸出補助金の削減	該当しない	フィリピン政府には輸出補助 金制度がない

出所：農業省

輸入割当制度に関しては農業協定の付則 5 条を適用して、コメの関税化を政治的に敏感な主食農産物として関税化を延期している。

近年フィリピンは農業協定に関する交渉に臨む際に途上国の立場の改善を求めることに注力している。カンクン閣僚会議でフィリピンは(1)国内支持、(2)市場拡大、(3)輸出競争の 3 つの改革の柱について、国内の食糧安全保障と生計を確保するために重要であるとの立場から議論してきた。輸出国の国内価格より低い価格設定でフィリピンに輸出される農産物に関しては、アンチダンピングと相殺関税の措置をとることもある。また農業競争力強化基金 ( Agricultural Competitiveness Enhancement Fund, ACEF ) についてはもう一つの防衛手段として議会で予算措置がとられた。この基金は WTO 関連の調整手段と競争力強化のために用いられる。

WTO 交渉を担当している農業省政策分析局の専門職は次官補を含めた僅か 3 名しかいない。従って、交渉の戦略を準備し、交渉文書を作成するために政府は民間企業協会、研究者など外部の専門家に依存している。WTO 農業協定再交渉タスクフォース ( WTO Agreement for Agriculture Renegotiation, TFWAAR ) は農業省と農業食品生産者協会、商工会議所、産業協会、政党業者協会、フィリピン農民研究所を含む農民支援の NGO など民間の代表者を含む。このタスクフォースは農業省の次官補が議長を務め、定期的に会合が開かれ、コアメンバーは貿易に関する調査や提案作成に従事している。

## 2.3 SPS（衛生植物検疫措置の適用に関する）協定の実施状況

フィリピンの衛生植物検疫措置は様々な法律と組織の下で実施されている。最初の検疫法は 1920 年代に制定され、以後改定されている。現在これらの諸法律制度が SPS 協定にハーモナイズするように一本化する努力が進められている。SPS 措置の体制は 1987 年に修正された Administrative Code に基づき規定されている。農業省は関係局、附属の関係機関を通じて生鮮、準加工品の食品管理と検疫を管轄し、加工食品については保健省（Department of Health, DOH）食品薬品局（Bureau of Food and Drugs, BFAD）が管轄し、人間の健康管理に責任を持つ。

動物産業局（Bureau of Animal Industry, BAI）が動物検疫関連を担当し、食肉検査委員会（National Meat Inspection Commission, NMIC）が動物食品と関連食品の流通を管轄する。植物については植物産業局（Bureau of Plant Industry, BPI）が、水産物については水産資源局（Bureau of Fisheries and Aquatic Resources, BFAR）がそれぞれ管轄している。また食糧庁（National Food Authority, NFA）の下部組織である食品開発センター（Food Development Center, FDC）が輸出相手国の認証機関に準拠する検査を実施している。

国内体制の修正の端緒として 1997 年に農業水産近代法（the Agriculture and Fisheries Modernization Act, AFMA）が制定された際に SPS 措置強化を目的とした農業水産品標準局（Bureau of Agriculture and Fisheries Product Standards, BAFPS）が設立された。BAFPS はフィリピン農産物の標準化を強化し、SPS 関連部局を総括する役割を担うことを期待されていたが、予算が確保できていない。従って局長を含めて関連部局から出向の形で僅か 7 名が業務に携わっている。

農業省は経済政策分析部内に SPS 照会先および WTO 関連の通告を実施する部署を設立した。この部署が関連部局の専門知識と在外フィリピン大使館に所属する農業担当アタッシェから得た情報を統合し、政策を決定する。経済政策分析部に SPS 照会先を設置したのは BAFPS が予算の確保の問題で十分な機能が果たせないためである。競争力を強化するためには動物、植物、健康の保護及び権益を管轄する諸機関が細分化された問題を克服する必要がある。

## 2.4 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ

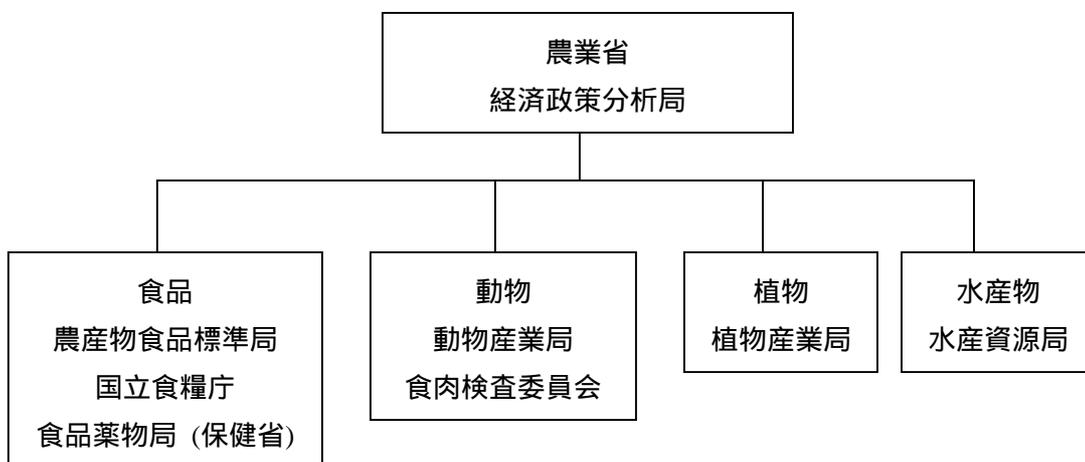
フィリピン政府は 3 つの国際標準設置機構、すなわちコーデックス委員会（Codex Alimentarius）、国際獣疫事務局（OIE）、国際植物防疫条約（IPPC）に積極的に参加している。そのほかに WTO、ASEAN（国際生命科学研究所、植物検疫研修所）、国際畜産研究所

などの国際機関やオーストラリア、米国、日本、オランダ、ドイツ、マレーシア、韓国、スウェーデン、タイ、中国といったドナー国から研修機会を提供され、参加している。

農業省の専門職員は理系、経済学部卒で入省し、その後、国内および海外で修士号、博士号を取得するために米国や日本などのドナーから奨学金を得ている。米国は農業貿易開発援助法(PL480)の下で様々な技術援助を実施しているが、教育・研修プログラムも重要な一部をなす。農業省はこの基金とフルブライト奨学金制度を利用し、スタッフを米国へ留学させている。また PL480 では農業分野、アグリビジネス、貿易に関する研修を提供している。

このような研修の受益者は主に諸機関の本部職員に限定されている。地方の検疫に関する業務に従事しているスタッフは農業省の予算不足からほとんどキャパシティ強化のための研修機会がない。従って農業省は地方の検疫官に対するキャパシティ・ビルディングを強く希望している。

図表 II-3：フィリピン政府の SPS（衛生植物検疫措置）関連組織



### 3. サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポーネント 3》

#### 3.1 フィリピン経済におけるサービス・セクター

2000年から2003年の間、サービス分野は雇用創出の最も強力な源泉となってきた（図表 II-4）。サービス分野は2003年の雇用の48%を占めており、農業（37%）、産業（15%）が続いている。2004年のサービス分野のシェアは48.7%まで増加することが目標とされている。

図表 II-4：フィリピンにおけるセクター別雇用者数

	雇用者数('000)				雇用者伸び率 (%)			
	2000	2001	2002	2003	2000	2001	2002	2003
全産業	27,453	29,155	30,063	30,627	-1.10	6.20	3.10	0.02
農業	10,181	10,850	11,122	11,203	-5.50	6.60	2.50	0.70
鉱工業	4,454	4,713	4,695	4,838	-1.30	5.80	-0.40	3.10
サービス	12,811	13,593	14,246	14,586	2.90	6.10	4.80	2.40

出所： Institute for Labor Studies- DOLE/ National Statistics Office/ National Economic and Development Authority

フィリピンは長期にわたり競争力あるフィリピン人労働者の輸出国として認知されてきた。また、フィリピンは、海外フィリピン人労働者（overseas Filipino workers: OFW）からの外貨送金から重要な利益を得ている。図表 II-5 のとおり、海外労働者からの利益は2000年の60.5億米ドルから2003年には69.1億米ドルに増加した。2004年には78億米ドルに達するものと予測されている。OFW送金のGNP比は2000年の7.6%から2002年の8.6%へに拡大している。

図表 II-5：海外就労者の貢献（1998-2000年）

	海外からの送金額(10億米ドル)	海外からの送金のGDP比(%)
2000年	6.05	7.6
2001年	6.03	8.0
2002年	7.19	8.6
2003年	6.91*	

注：2003年11月時点

出所： Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP), National Statistical Coordination board (NSCB)

既述の統計データによっても、サービス分野のフィリピン経済における重要性は明らかであり、フィリピン政府部内においても認識されている。サービス貿易自由化政策の追求

および WTO/GATS 交渉への継続的な参加を通じ、様々なサービスの各分野の経済への貢献と国際競争力を更に強化していく必要がある。

### 3.2 キャパシティ・ビルディングのニーズ

フィリピン政府は現在、GATS の下、WTO が現在採用しているサービス分類 12 分野中の 4 分野（金融、電気通信、観光及び運輸）を約束している。現在行われているサービス貿易自由化交渉においては、他の WTO 加盟国はフィリピンに対して現在の約束を拡大することを要求しており、リクエスト・アンド・オファー交渉の過程において、フィリピン政府が技術的・政治的な課題に継続的かつ意欲的の取組むべきことが明らかになっている。

以上の背景を踏まえ、サービス交渉の進捗に応じ適切に対応するためには、キャパシティを向上させることが必要となっている。こうしたなか、フィリピン政府は次のニーズ<sup>2</sup>を認識している。

- 1) サービス関連省庁の GATS に対する一般的な知識の強化、とりわけ協定の複雑性と柔軟性に対する理解の促進
- 2) 特定のサービス分野の関連省庁および自由化に影響を受ける民間企業等の能力強（運輸、観光、エネルギー・環境、自由職業等）
- 3) フィリピン政府に対し自由化分野を決定し競争力強化に向けた政策策定に際して参考に供することを目的とした主要他国の運輸・観光分野の市場および政策の比較調査研究

上記 1) に関しては、国家経済開発庁（National Economic Development Authority : NEDA）はサービス交渉とりまとめ省庁として、他のサービス関連省庁の GATS に対する理解が向上することの必要性を認識している。とりわけ、NEDA は GATS の包括性や複雑性は継続的な取組みの対象とされるべきであると認識しており、国際的なサービス貿易のルールである GATS は常に前進する性質を有しているという側面に対する理解を進めることが重要であると強調している。

上記 2) の特定サービス分野に関しては、運輸通信省（Department of Transportation and Communication : DOTC）および観光省（Department of Tourism : DOT）は、特に GATS 交渉の技術的側面及び GATS 交渉と産業政策の関連に関する理解向上に対するニーズを表明した。主たる関心事項は次のとおりである。

---

<sup>2</sup> ニーズは NEDA 及び関係省庁と TA チームとの協議によって確認された。

- a) 競争力強化のための GATS の活用方法
- b) 海外労働者の競争力強化 ( GATS の「モード 4」)
- c) 主要 WTO 加盟国の現在の約束状況と立場
- d) 日本及び他の WTO 加盟国の市場自由化の経験

上記 3)に関しては、市場の現況、競争促進及び産業政策とサービス貿易自由化の関係についての比較調査研究が求められた。運輸分野については、DOTC より米国、欧州、タイ及び日本の海運・空運分野に関して、観光分野については、DOT より他の ASEAN 諸国との比較への関心が示された。

### 3.3 GATS 実施に関する現状

フィリピンにおける WTO/GATS のサービス貿易自由化への対応にあたっての調整は、「サービス貿易に関する省庁間調整委員会 ( the Inter-Agency Committee on Trade in Services : IAC-TS )」が主要な役割を果たしている。また、ASEAN、APEC 及び新規に締結されようとしている二国間自由貿易協定の下でのサービス貿易自由化に関する議論も IAC-TS において検討がなされている。IAC-TS は、ジュネーブやその他の場所におけるサービス貿易関連の交渉に対するフィリピンの交渉ポジションの戦略を立案する場である。議長及び事務局は NEDA が務めており、23 の政府省庁部局がそれぞれのサービス分野の所轄として IAC-TS の構成メンバーとなっている。

IAC-TS は、GATS 交渉の戦略立案に向けた検討の場であるとともに、情報の共有能力向上の中心的な場としての機能を果たしている。交渉戦略立案の場であるため、NEDA は次の目的のために会合を招集している。交渉会合の前に関係サービス分野の所轄省庁と的確な協議を行う必要がある場合。GATS 交渉の進捗に応じ、最新の情報の共有が必要となる場合。IAC-TS メンバーから問題提起がある場合。また、国際機関等との協力により開催するセミナーやワークショップについては IAC-TS のメンバーに周知が図られ、出席を求められる。

## 4 SG/AD 協定 《コンポネント 4》

### 4.1 SG/AD 協定実施に係る現状

#### 4.1.1 貿易救済措置関連立法

フィリピンのアンチ・ダンピング及びセーフガード関連法規は、以下のような既存法・規則を基礎としている。

- フィリピン関税法第一巻第二篇第二部第 301 条（アンチ・ダンピング）
- 共和国法第 843 条号（アンチ・ダンピング法、上記第 301 条を 1994 年に改正）
- 共和国法第 8752 号（アンチ・ダンピング法、上記第 301 条を 1999 年に再改正）
- 共和国法第 8752 号に基づくアンチ・ダンピング課税適用に係る実施ルール・規則）（共同行政命令 2000 年第 1 号）
- 共和国法第 8800 号（セーフガード措置法、2000 年 7 月議会通過）
- 共和国法第 8800 号実施ルール・規則

共和国法第 7842 号は財務長官と貿易産業長官をアンチ・ダンピング措置の主要な政府連絡先として指名している。本法においては、財務長官を議長とする 3 名のメンバーによるアンチ・ダンピング特別委員会が創設されたことが重要である。同委員会は、財務長官に加えて貿易産業長官、及び農務長官（農産品担当）もしくは労働長官（産業製品担当）によって構成される。同委員会は第 301 条違反が実際に発生しているかどうかを決定する権限が与えられている。

共和国法第 8752 号は第 301 条を再改正しているが、その趣旨としては 1994 年 GATT 第 6 条および 1994 年 GATT 第 6 条実施協定（WTO アンチ・ダンピング協定）に規定された WTO 規則とフィリピン・アンチ・ダンピング諸規定との整合化を図っている<sup>3</sup>。また共和国法第 8752 号制定は同時に、不公正なダンピング輸入をより効果的に取り締まるためにより簡素かつより実務的な法規へとアンチ・ダンピング規定を改善することも目的としていた。さらに共和国法第 8752 号は、製品の代替性、価格の差異、重大な損害もしくはその恐れ、そして因果関係等といったアンチ・ダンピング措置の実施に必要な要件を明示している。また財務省の役割が減せられる一方で関税委員会の役割が強められている点も注目される。なお調査段階における政府措置には厳格な時間制限が課されるとともに、共和国法第 7843 号の条項のうちいくつかは廃止されている（例えばアンチ・ダンピング特別委員会に係る規定な

---

<sup>3</sup> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十四条第四節参照

ど)。

#### 4.1.2 関連機関

フィリピンの貿易救済措置手続には主要な政府機関がいくつか存在する。これは WTO 協定の規定に則ったものである<sup>4</sup>。すなわち大統領府、農務省、貿易産業省、関税委員会、(限定的にはあるが) 議会、財務省、そして関税局である。

#### 4.1.3 フィリピンにおけるセーフガード及びアンチ・ダンピングの歴史

##### (1) アンチ・ダンピング措置

フィリピンにおけるアンチ・ダンピング措置は上述の三つの法規により規定されている。すなわち 1) フィリピン関税法第一巻第二篇第二部第 301 条 (16 件 1989-1994 年)、2) 共和国法第 7843 号 (21 件 1996-1999 年)、3) 共和国法第 8752 号 (5 件 1989 年 - 1994 年) である。これら 43 件のうち、12 件において実際にアンチ・ダンピング措置が実施されたものの、残りの 21 件に関してはアンチ・ダンピングの申立が退けられた、または和解に至っている。

##### (2) セーフガード措置

セーフガード事件はすべて貿易産業省により申立が行われている。例外は農業省により申立てられたトマト・ペーストのみである。なお農業省は 2000 年 8 月に特別セーフガードを担当するチームを新設している。過去の事件をみると一般セーフガードが 7 件、特別セーフガードが 2 件となっている。これらはすべて 2001 年以降に申立が行われている。これら 9 件のうち、SG 税が課せられた事例が 4 件、2 件が棄却、3 件が現在審査中となっている。

関税委員会がはじめて調査を行った事件がセメント輸入に対する一般セーフガード税賦課の申立であった。本件は以前に棄却されたアンチ・ダンピング申立から派生したという色彩が強かった。正式調査段階まで至った第一号事件として、本件は社会的に大きな注目を受け、マスコミも大きく取り上げた。

##### (3) フィリピンに対して発動された AD/SG 事例

---

<sup>4</sup> WTO セーフガード協定第 3 条参照

フィリピン企業に対して発動された AD 事件については、フィリピン政府による正式な記録がないため、正確なデータを入手するのは非常に難しい。それゆえ確認された 6 つのケースは部分的なものではあるものの、フィリピンに対して発動された AD 手続の鳥瞰図として利用することは可能であると思われる。6 つの AD ケースのうち 5 件は先進国によって発動されたものである。フィリピンが対象に含まれるセーフガード事件についてはデータを得ることができなかった。

#### (4) 政府・民間の意見

フィリピンの SG/AD 実施状況について、ビジネスおよび民間セクターに幅広くインタビューを行った。インタビューは化学業界、自動車業界、鉄鋼業界、製糖業界、そしてプラスチック業界、さらにはフィリピンの主要な産業団体二つに対して行った。

貿易救済措置を所轄するフィリピン政府に対するコメントとして最も多く挙げられたのは、政府から提出が求められる資料を準備するための負担が大きいとの意見である。情報収集、とりわけ AD ケースにおける情報収集（輸入される同種の製品の「正常価額」に関するデータ収集）が困難を極めるとのコメントが、AD 措置の発動を過去に申立てた経験のある人々から寄せられた。実際に政府から提出を求められた数量及びデータは実際には入手できないものが多い。民間セクター関係者から寄せられた上記のコメントは、担当政府機関がデータ入手の困難を緩和するように民間セクターに対して意図的に支援を提供してこなかったことに起因すると思われる。

TA チームによる調査が実施される直前に、フィリピンのアンチ・ダンピング及びセーフガード法に関する重要な会合がもたれた。2003 年 3 月 21 日、フィリピン産業連合により開催されたアンチ・ダンピング・フォーラムである。同会合には製紙業界、化学業界、ガラス業界、セメント業界、パイプ業界、ワイヤー業界、製靴業界、タオル業界の代表、さらに DTI からの代表が参加した。同会合において指摘された主要論点は以下のとおりであった。

- ・ 共和国法第 8752 号は、国内産業の損害に関して、とりわけ特定の生産者/輸出業者およびそのブランドを重視している。
- ・ 当該ダンピングが損害による損害が発生していることを示す立証責任は申立国内産業に課されている。
- ・ アンチ・ダンピングおよびセーフガード事件を申立てる手続、さらには関連データの収集は、非常に困難である。
- ・ 全般的に政府機関には非協力的な態度が見られがちである。

なお、政府機関から寄せられた以下のコメントには注意を払う必要がある。すなわち政府機関からは、上述の民間セクターからのコメントに対して、民間セクターによる WTO およびフィリピンそれぞれの貿易救済ルールに関する理解を深める更なる努力が必要との回答がなされている。すなわち民間セクター、とりわけ国内産業界からの不満のほとんどは、多角的貿易制度のなかで広く認められている原則や共和国法第 8752 号及び第 8800 号の原則に違反する形で申立てられているため、適切な根拠を有しないとみなされている。さらに政府機関からは、民間セクターは恐らく貿易救済措置発動の申立に関して法的、経済的かつ会計制度に熟達するための支援が特に必要であろうとの指摘もなされた。最後に、貿易救済制度に対する民間セクターの理解を深め、その期待を適切なものとするようなより効果的な方法が、政府（及び学識経験者）によりあらゆる方法をとってなされ、貿易救済措置に係る政府機関と民間セクターの間でのより大きなシナジー効果を発揮できるようにすべきであるとのコメントがなされた。

#### 4.2 キャパシティ・ビルディングに対するニーズ

DTI の BIS、農業省 (DA) および関税委員会 (TC) はいずれも AD および SG 措置の担当部局であるが、SG については限られた事例の経験しかないため、同措置の実務的な知識の移転を必要としている。同時に、AD 措置についても、損害認定やダンピングと損害の因果関係の特定、海外におけるダンピング調査の実施方法等、AD 措置に係る特定の論点についての知識移転を必要としている。

AD と SG 措置はしばしば混同され、フィリピンにおいては、実際にアンチダンピング提訴が取り下げられる代わりにセーフガード措置として再要請される事例（セメント・ケース）があった。この事例が二つの措置に関する不適切な混同の結果であると、十分な検証なしに結論づけることは早計であるが、フィリピン政府の上記ニーズが、二つの措置に関する手続き面の相違だけでなく、必然的にその本質と論理についての正確な理解を伴うべきであることは明らかであろう。

フィリピン政府のニーズに含まれる今ひとつの側面はパブリック・インタレストの問題である。前節でみた SG / AD 措置に官民の意見の相違は、両者の間に「誰のための貿易救済措置か」という点について認識の相違があることを示している。この調査を見る限り、政府は民間部門に対して SG / AD 措置の適切な目的を必ずしもうまく説得しきれてはいない。したがって、本キャパシティ・ビルディング・プログラムでは、当該政策に関する説明責任を有する政府機関に対して、バランスのとれたパブリック・インタレストの概念を育成することに留意すべきであると考えられた。

## 5 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポーネント 5》

### 5.1 フィリピン政府に対する支援の必要性

フィリピン国政府においては、貿易問題を所管する貿易産業省（DTI）傘下において、標準策定にあたっての責任機関である製品基準局（BPS）が、TBT 協定履行にあたって、TBT 協定の照会所（enquiry point）としての機能強化を実施することを、優先度の高い課題として挙げている。TBT 協定第 10 条に基づき、WTO 加盟国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続きに関する照会に応じるとともに、関連文書を提供する能力を有する照会所を設置することを規定している。フィリピン国内では BPS が窓口機関となっているものの、TBT 協定に基づく通報を行う際に、関連省庁を統括し、適切な通報を行うための省庁横断的な連絡組織が存在していない。そのため、BPS は本支援プログラムを通じて、関連省庁の TBT 協定に関する理解向上に加え、適切な国内調整組織の創設や、BPS の国内調整能力向上に関する支援についても高い関心を有している。

### 5.2 TBT 協定に関するフィリピン政府の活動

#### 5.2.1 TBT 協定実施にあたっての BPS の構造と役割

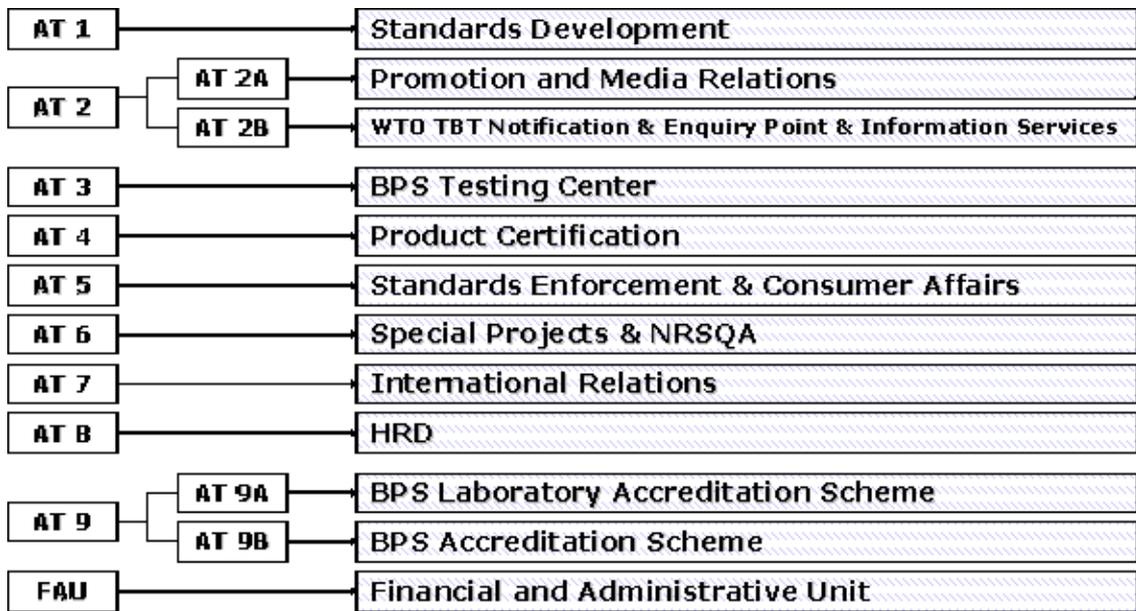
製品基準局（Bureau of Product Standards：BPS）は 1964 年共和国法 4109（フィリピン標準化法）に基づき、貿易産業省（DTI）の下に設置されたフィリピンの国家標準化機関である。BPS は、フィリピン国家標準（PNS）を開発、促進、実施するとともに、フィリピン国内における標準化活動を調整する役割を担っている。

BPS は 9 つのアクション・チーム（及び 4 つの小アクション・チーム）と 1 つのユニットから構成されている。この中で、アクション・チーム（AT）2B が WTO/TBT 協定の通報・照会所及び情報サービスを担当している。

#### 5.2.2 TBT 照会所としての BPS の役割

現在 BPS においては TBT 協定の実施を担当するスタッフが 2 名しか存在していない。しかも、上記スタッフは情報サービス（図書館サービス、書籍販売、輸出事業者に対する技術支援、報告書作成及びホームページやデータベースの準備・メンテナンス）など他の活動にも従事している。作業量を考慮すると、TBT 照会所としてのサービスを提供するための効率性には問題があるといえる。

図表 II-6 : BPS 組織図



出所：BPS

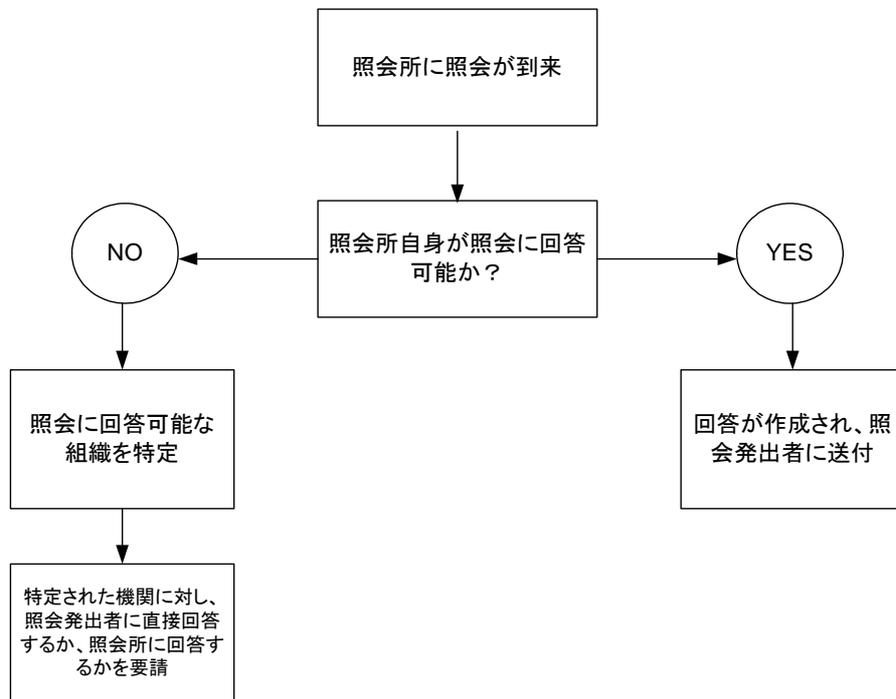
TBT 協定に関連する実施及び調整業務はフィリピンにおける国家標準化機関であり、WTO/TBT 協定の通報主体かつ照会所である BPS によってまかなわれている。しかし人的リソースが十分でないため、調整作業は本来あるべきレベルほど効率的ではない。

フィリピンにおいて、TBT 通報及び付随する文書（到来する文書及び発出する文書）は、輸出事業者、規制機関、業界団体、試験・計測試験所など、様々な利害関係者に対してコメントを求めるべく回付される。これらの通報は Tradeline Philippines の Standards Alert column<sup>5</sup>に格納され、「BPS Current Awareness Bulletin」として出版されるとともに、電子メールにより関連する利害関係者に直接送付される。

2003 年 3 月 31 日時点において、BPS は 2,005 のフィリピン国家規格（PNS）を開発しており、そのうち 61%が国際標準に整合している。

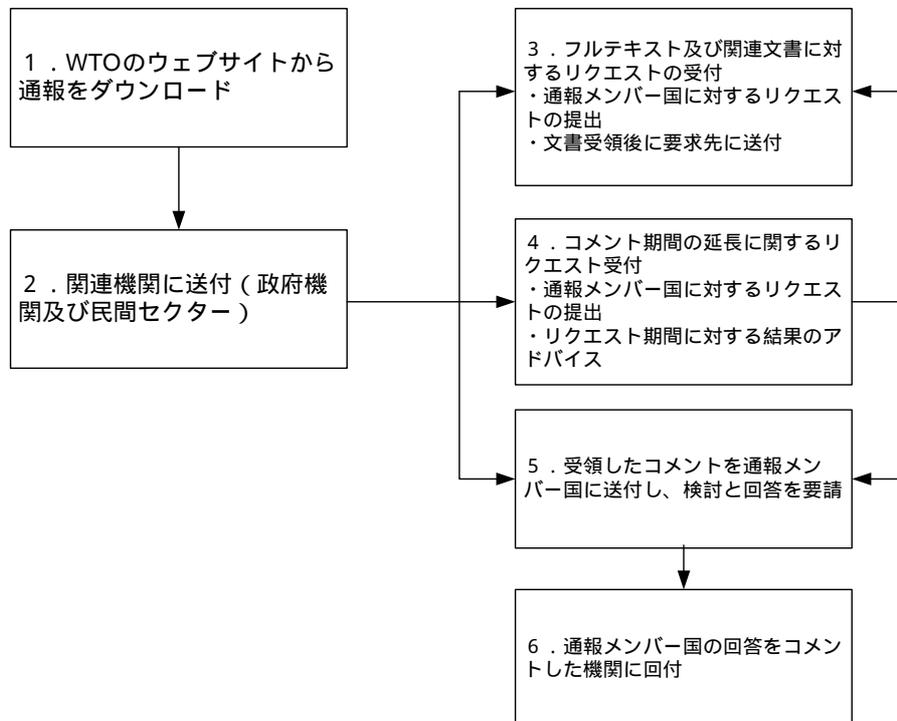
<sup>5</sup> [http://\\_tradelinphil.dti.gov.ph/betp/main](http://_tradelinphil.dti.gov.ph/betp/main)

図表 II-7：フィリピンにおける海外からの照会の流れ



出所：2003年8月の第一回ワークショップにおける Campomanes 氏（BPS）のプレゼンテーション資料による。

図表 II-8：フィリピンにおける通報に関する情報普及の流れ



出所：2003年8月の第一回ワークショップにおける Campomanes 氏（BPS）のプレゼンテーション資料による。

## 5.3 国際標準化・適合性評価活動への参加

### 5.3.1 ISO/IEC への参加

ISOの参加団体として、BPSは国際標準の開発に参加している。BPSは、フィリピン政府を代表して、ISOの26の技術委員会(TC)に参加メンバー(Pメンバー)として参加しており、またISOの45の技術委員会にオブザーバー参加している。一方、BPSはIECにおいては6つの技術委員会に参加メンバーとして参加しており、また2つの技術委員会にオブザーバー参加している。

### 5.3.2 その他の国際組織への参加

BPSは以下の国際組織において活発に活動している。

- a) 国際試験所認定協力機構 (International Laboratory Accreditation Cooperation : ILAC)
- b) 国際認定フォーラム (International Accreditation Forum : IAF)
- c) コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission : CAC)

### 5.3.3 地域標準化・適合性評価活動等への参加

BPSは以下の活動に関して、メンバーとして積極的に関与している。

- a) 太平洋認定協力 (Pacific Accreditation Cooperation : PAC)
- b) 太平洋地域標準会議 (Pacific Area Standards Congress : PASC)
- c) アジア太平洋試験所認定協力 (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation : APLAC)
- d) アジア太平洋計量計画 (Asia Pacific Metrology Programme : APMP)
- e) アジア太平洋法定計量フォーラム (Asia Pacific Legal Metrology Forum : APLMF)
- f) アセアン標準・品質協議委員会 (ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality : ACCSQ)
- g) アジア太平洋経済協力会議 / 標準・認証小委員会 (Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) Sub-committee on Standards and Conformance (SCSC))

#### 5.3.4 MRA 及び MOU

フィリピンは以下の国（団体）と相互承認協定（MRA）あるいは覚書（MOU）を締結している。

- オーストラリア（SAQAS）との監査サービスに関する相互承認
- インドネシア（国家標準庁：BSN）との製品認証及び承認スキーム
- 日本（財団法人電気安全環境研究所：JET）との工場検査及び製品試験の覚書
- 電気・電子機器に関する APEC 相互承認パート 1（情報交換）
- 玩具安全性に関する APEC 相互承認
- 食品リコールに関する APEC 相互承認
- 品質マネジメントシステムに関する太平洋認定協力（PAC）国際相互承認協定
- 品質マネジメントシステムに関する国際認定機関フォーラム（IAF）国際相互承認協定

#### 5.4 キャパシティ・ビルディング活動

BPS はこれまで、現地の利害関係者を参加者とした TBT 協定に関するセミナー（1 日）を「国家標準週間」（National Standards Week）期間中に開催したことがある。

## 6 アクションプラン策定《コンポネント6》

本プログラム全般に係る目的である「WTO協定の履行及び運用に係る行政体制の強化」、すなわち行政職員の育成・行政機構の整備は、本来、継続的な取組みを通して醸成されるものである。したがって、本支援プログラムも、継続的な取組みを助成もしくはその契機を提供することに力点を置き、支援後においてもフィリピン政府の自助努力によって更なるキャパシティ・ビルディング活動が進められるよう設計される必要がある。

本プログラムの経験を、フィリピン政府の自助努力による活動に結びつけていくためには、本プログラムの内容面における充実に加え、今後の発展性、一連のプログラムに係る設計・運用ノウハウの均てん及びそれらの組織化・制度化に向けた方向性、WTO他協定分野への水平展開等々に係る示唆を提起することが期待される。

個別コンポネントにおける今後のアクションの方向性は、各分野の提言によって提起されることから、本コンポネントでは、これらを踏まえ、より包括的な視座から継続的な活動を実現するためのアクションプランを策定することを目的とする。（なお、アクションプランに関しては、以下支援方針の考え方に基づくものとする。）

### 支援方法

#### 1) 包括的なセミナーの開催

本コンポネントでは、調査の初期段階においてキックオフ、また、最終段階においてラップアップの2回の包括的なセミナーを開催する。前者については、フィリピン政府が有するWTO協定の履行及び権利行使における全般的課題、WTO体制による便益等に関して政府関係者中心に認識の共有化を、また、後者に関しては、各コンポネントによるプログラム実績・提言等に係る情報の共有化をはかることを、主たる開催目的とする。

#### 2) キャパシティ・ビルディング活動推進に向けたアクションプランの策定

各コンポネントプログラムのモニタリングを通じ、継続的なキャパシティ・ビルディング活動に資する設計・運用面での基本的な要素を抽出し、包括的な活動推進を支援するためのアクションプランを策定する。プラン策定にあたっては、優先的に取り組むべき課題、具体的な活動内容等の検討結果を可能な限り盛り込んだものとする。

## ． キャパシティ・ビルディング活動

### 1. 協力プログラムの全体像

#### (1) 開始段階

協力プログラムは、2002年12月にTAチームから成るインセプション・ミッションを現地に派遣することから開始した。詳細なニーズとその背景を把握すべく、各コンポーネントのカウンターパートとの間で集中的な協議を行なった。インセプション・ミッションの結果は、2003年2月にTAチームによって、プログラム活動実施の基盤となるワークプランとしてまとめられた。情報共有システムを担当するサブ・チーム(コンポーネント1)は、WTO関連の情報伝達の現状を確認するために直ちにインタビューとアンケート調査を開始した。2003年3月には、日本の学識者と政府担当官を招いて「キックオフ・セミナー」を開催し、全ての関係カウンターパートおよび一般聴衆に対してプログラムの開始を知らせるとともに日本の経験の共有を図った。

#### (2) 実施段階

TAチームは2003年5月に第二次調査を実施し、各カウンターパートが直面する問題点を把握した。これは、最終提言のための基礎情報を収集するとともに、以降実施するセミナーやワークショップの内容を微調整することが目的であった。セミナーおよびワークショップは2003年6月から2004年1月にかけて、農業/SPS(2003年8月)、GATS(2003年6月・11月、2004年1月)、SG/AD(2003年7月)、TBT(2003年8月・12月)のように実施された。講師陣は日本(政府および非政府)、米国および欧州から、ワークショップ/セミナーに対するニーズとこれに資する講師の適性に応じて招聘された。講師および参加者の総数は図表 -1-2-1 および -1-2-2 に掲載されている。

図表 III-1：講師内訳

日本政府専門家	7
日本学識者	2
日本民間専門家	1
第三国専門家	4
フィリピン専門家	3
計	17

図表 III-2：セミナー/ワークショップ参加者数

セミナー/ワークショップ	年月	日数	参加者数
キックオフ・セミナー	2003. 3	1	134
農業 / SPS	2003. 8	3	96
GATS(1)	2003. 6	3	118
GATS(2)	2003.11	2	100
GATS(3)	2004. 1	5	210
SG/AD	2003. 7	4	45
TBT(1)	2003. 8	2	33
TBT(2)	2003.11	2	37
ラップアップ・セミナー	2004. 2	1	83
計		23	856

セミナー/ワークショップの実施以外に、いくつかのコンポーネントでは特定のセクターの現状と問題点に関する分析調査を実施し、また情報共有システムの開発を行った。これらについては、図表 III-1-2-3 に示されているとおり現地企業に再委託を行った。

図表 III-3：再委託調査 / 開発一覧

コンポーネント	内容
情報システム	情報共有システム開発
GATS	観光産業に関する比較調査
GATS	海上輸送に関する比較調査
SG/AD	SG/AD の法・組織制度および事例調査

### (3) 終了段階

プログラムの最終段階として、下記二つの会合を実施した。

- (a) 最終報告書案協議のためのラップアップ協議：2004 年 2 月
- (b) 情報共有システム納品：2004 年 2 月

ラップアップ協議においては、TA チームが準備した提言案が協議され、その結果が本最終報告書に反映されている。情報共有システムの納品は、カウンターパート機関自身によるシステムの運用・維持を確認する役割を果たした。

## 2. 現地における活動

### 2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポーネント 1》

コンポーネント 1 に係る支援においては、フィリピン政府内での WTO 関連情報（WTO 情報及び関連国内法制度等）の共有化及び一連の取組みを通じた、WTO 協定義務履行のための組織体制構築が最終目標である。特に、組織体制強化の中核となる情報共有化を側面的に支援すべく、WTO 協定義務履行及び政府関係省庁間の調整において一義的な責任を負っている貿易産業省内の BITR に対して WTO 関連情報及び関連国内法制に関する収集・整理能力の強化、ならびに政府関係機関との調整機能の強化を目的とする情報シェアリングシステムのパイロット的な構築・運営を行うこととした。また、BITR に加え、フィリピン国内向けに関税情報等の情報提供を行っている BIS、BPS の担当官も本システムを利用できるようにすることとした。BITR、BIS、BPS はいずれも既存の貿易産業省内 LAN に接続されており、本システムも既存 LAN を利用することで、システム構築をより効率的にすることとした。

#### 2.1.1 プログラムの概要

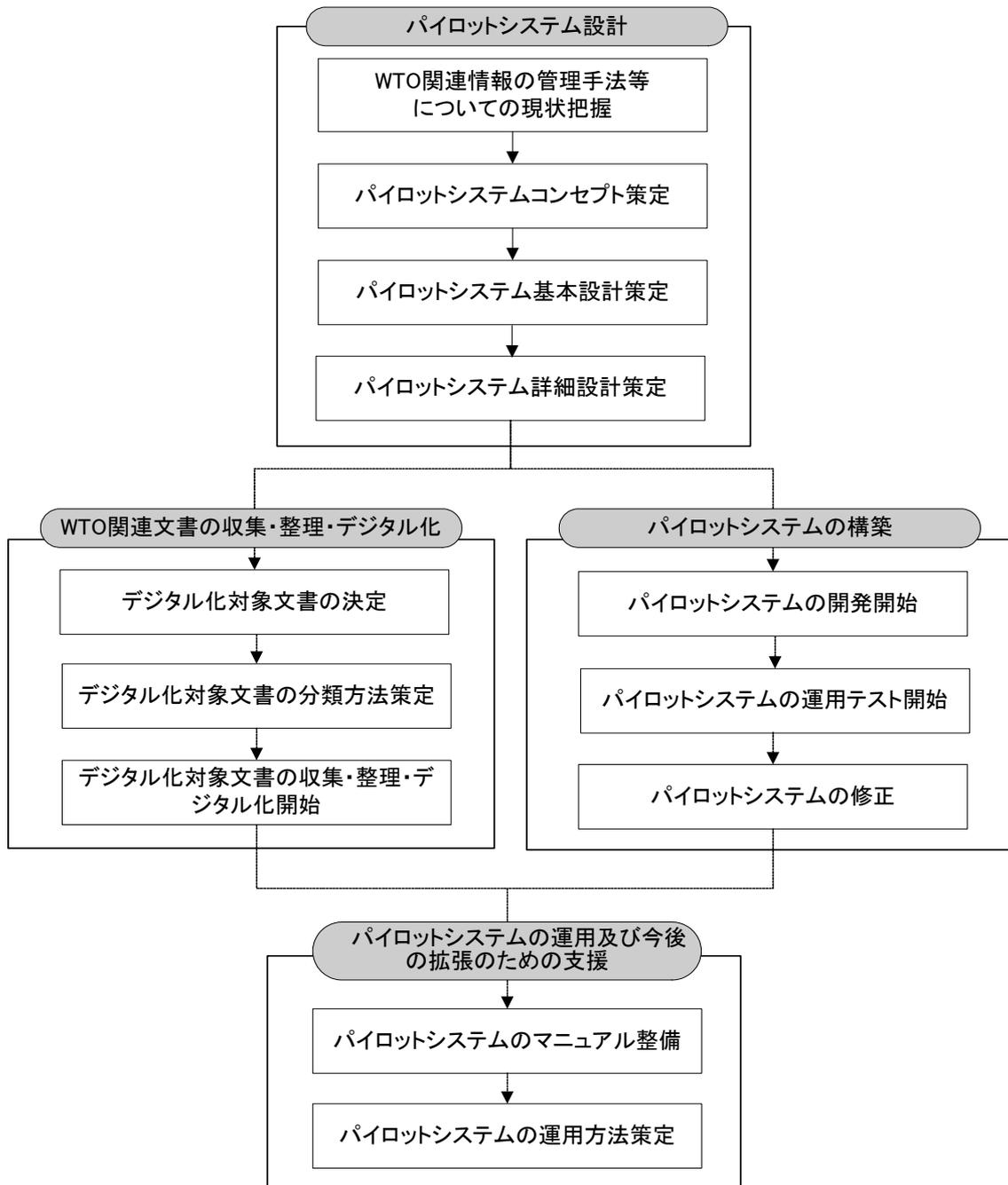
##### (1) 支援活動の構築

II.1 における支援ニーズを踏まえ、フィリピン政府と協議のうえプライオリティを明らかにし WTO 関連情報共有のためのパイロットシステムの構築を含む支援活動内容を確定した。支援活動内容は大きく次の 4 段階で構成されることとなった。

- (a) WTO 関連情報共有システムの設計
- (b) パイロットシステムの構築
- (c) WTO 関連情報の収集・整理・デジタル化
- (d) パイロットシステムの運用及び今後の拡張のための支援

また、上記各段階において、カウンターパートと随時協議を行う体制を整え、支援活動そのものに加え、上記各段階において、システム設計手法、システム開発手法など、活動自体の方法についても技術移転の観点から支援につながるよう配慮し、支援活動を実施することとした。下記に支援活動の概要図を示す。

図表 III-4：支援活動の概要



## 2.1.2 WTO 関連情報シェアリングシステムの設計

II.2.1.1 において明らかとなった貿易産業省における WTO 関連情報の管理の現状と課題、貿易産業省における既存インフラ整備の状況を踏まえ、パイロットシステムの設計を行った。

## (1) システムコンセプト

パイロットシステムを WTO 協定実施に係るフィリピン政府の組織体制強化のための WTO 関連情報の共有システムと位置づけ、通常、紙媒体文書でやりとりされている WTO 関連文書及び文書属性情報をシステムに登録し、それらを検索・閲覧できる以下の機能を有するシステムとすることによって、WTO 関連情報を共有化できるものとした。

- ・ 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能
- ・ 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能

実際に構築するパイロットシステムとしては、以下の理由から、登録された文書毎に利用者を限定することとなった。(ただし、将来の拡張が可能な設計とすることとした)。

- ・ 貿易産業省における文書の閲覧ルールに従い、文書の機密性を保持することが必要である。
- ・ 貿易産業省と他フィリピン政府機関を結ぶイントラネットは構築されておらず、インターネット上において秘密性の高い情報を流通させることは漏洩のリスクがあることから、機密性の高い情報は貿易産業省 LAN 内だけで閲覧させる必要がある。

以上より、システム利用者を大きく以下の 2 種類に分け、貿易産業省内部利用者以外が利用できる機能を限定することとした。

- ・ 貿易産業省内部の利用者
  - 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能
  - 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能
- ・ 他政府機関及び民間企業等の利用者
  - 一般公開文書及び文書属性の検索・閲覧機能

## (2) システム設計

上記(1)システムコンセプトを踏まえ、貿易産業省カウンターパートと随時協議しながら、WTO 関連情報システムの設計を行った。

### (a) 登録する文書のファイル形式とファイル変換の自動化

システムへの登録対象となる WTO 関連文書のうち、貿易産業省以外の外部機関で作成さ

れた文書は、紙媒体資料として送付されてくるため、スキャンを行い作成する TIFF ファイルをパイロットシステムに登録する。貿易産業省の内部で作成される文書は、貿易産業省で使用している Microsoft Office によって作成された電子ファイルと、紙媒体資料をスキャンした TIFF ファイルの 2 種類が存在する。これら貿易産業省の内部文書はそれぞれ異なる利用目的があるため（Microsoft Office ファイルは再利用のため、TIFF ファイルは省内公式文書の写しとして）、同一文書として両方のファイルを重複登録することとした。

#### (b) 自動 OCR 機能

上記(a)にて記述したとおり、貿易産業省の内部および外部にて作成された紙媒体資料も本パイロットシステムに登録するが、これらについても、システム上における全文検索の対象とすることになった。全文検索の対象にするためには、紙媒体資料をスキャンし作成される TIFF ファイルを更にテキスト化する処理が必要となる。そのため、パイロットシステムに自動 OCR 化機能を付与し、紙媒体資料が登録された場合は、自動的にテキスト化し、全文検索用の電子テキストファイルを作成することとした。

#### (c) パイロットシステムの検索項目

貿易産業省の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、パイロットシステムでは文書属性情報による検索が必要であり、これら項目による検索機能を構築することとした。つまり、検索項目を利用し、パイロットシステムで文書検索を行うと、検索条件にマッチした文書が検索結果として表示される設計とした。なお、文書登録時にはこれらの項目を各文書の属性情報として、文書と同時にパイロットシステムに登録する必要がある。

#### (d) パイロットシステムの表示項目について

検索結果で得られた文書はそれぞれ固有の情報を持っている。そのため、パイロットシステムでは、上記検索項目の他、それらの情報をそれぞれの文書が表示することとした。なお、文書登録時にはこれらの項目についても各文書の属性情報として、文書と同時にパイロットシステムに登録する必要がある。

#### (e) 文書へのアクセス権限の設定

パイロットシステムに登録される WTO 関連文書のアクセス権限（文書の登録・閲覧・修正・削除）の設定に関しては、貿易産業省内における現状の紙媒体資料の閲覧ルールを踏まえ、きめ細かなアクセス権限の設定が可能なシステムとすることとした。

(f) 登録文書の承認機能

登録する文書の内容、機密度を十分に考慮した上で、パイロットシステムに文書を登録できるようにすることになった。インターネットを通じて一般公開される文書もあることから、登録者の上司の承認を経てから、文書の登録、修正、削除を行える機能を構築することとした。また、不在の上司に代わって承認を行うことのできる別の上司を設定できる機能も構築することとした（代わりの上司は、不在する上司が予め選定する）。

(g) スタンドアローン機能

パイロットシステムはセキュリティを考慮して、インターネット経由で秘密性の高い文書を検索・閲覧できないシステムとした（貿易産業省外から貿易産業省 LAN 内のサーバにはアクセスできない）。そのため、貿易産業省担当官が出張時にも WTO 関連情報を閲覧できるようにするため、パイロットシステムに登録されている WTO 関連情報をノートパソコンにダウンロードし、単体で稼働する検索・閲覧機能を実現するスタンドアローン機能を構築することとした。

(h) システム管理者用機能

パイロットシステムのシステム管理者の管理負荷を軽減するため、利用者管理機能（利用者アカウントの管理）、アクセスのレベルおよびグループ管理機能（権限設定のためのアクセスおよびグループの管理）、カテゴリ管理機能（WTO 関連情報のカテゴリの管理）、文書退避機能（保存期間の失効した文書の退避等のための機能）、ログ記録・管理機能（システム利用履歴の記録及び記録閲覧、集計機能）をシステム管理者用機能として構築することとした。

(i) 想定文書量

貿易産業省内にある WTO 関連文書容量から想定し、パイロットシステムの想定登録文書量を以下の通りとし、下記の想定文書量にさらに余裕をもたせた設計とすることとした。

- ・ 初期登録文書：約 5 万ページ
- ・ 追加登録文書：年間約 3 万ページ
- ・ 追加文書保存期間：平均 10 年間
- ・ 合計想定ページ数：35 万ページ（5 万 + 3 万 × 10）
- ・ 合計想定文書数：7 万文書（1 文書平均 5 ページと想定）

#### (j) 既存 WTO 関連文書のデジタル化

貿易産業省において紙媒体資料で保管されている既存 WTO 関連文書を、システム運用開始時に検索できるよう、予めデジタル化するとともに、システム登録に必要な属性を文書毎に抽出し、パイロットシステムに登録することとした。<sup>6</sup>

#### (k) 想定利用者

情報セキュリティの観点から、ユーザを大きく<Primary Users>と<Secondary Users>に分けて構成することとした。前者は BITR 内 WTO デスクメンバーを中心とし、パイロットシステムへのデータ登録、検索、編集等を行うことのできるユーザである。後者は、基本的には<Primary Users>が登録した情報の閲覧のみを許可されるユーザである。

#### (l) サーバ環境

セキュリティ確保のため、イントラネット用ウェブサーバとインターネット用ウェブサーバは別のハードウェアとすることとし、また、セキュリティ確保のため、ファイアウォール（プロキシ）用のサーバを用意することとした。

- ・ イン트라ネット用ウェブサーバ（1 台）
- ・ インターネット用ウェブサーバ（1 台）
- ・ データベースサーバ（2 台）
- ・ バックアップサーバ（1 台）

#### (m) ネットワーク環境

パイロットシステムのシステム設計にあたっては、下記を前提とした。

- ・ 既存の貿易産業省内 LAN 内にパイロットシステムを構築する。
- ・ BITR および BPS は同じ建物の中にあるが、BIS は別建物にある。但し、これら二つの建物も貿易産業省内 LAN によって接続されている。
- ・ 登録文書の安全性確保のため、データベースサーバを 2 台用意し、機密性の低い情報を格納する外部向けデータベースサーバのみ、インターネットからのアクセスを

---

<sup>6</sup> 既出(c)および(d)を参照

可能とする。

(n) クライアント用パソコン

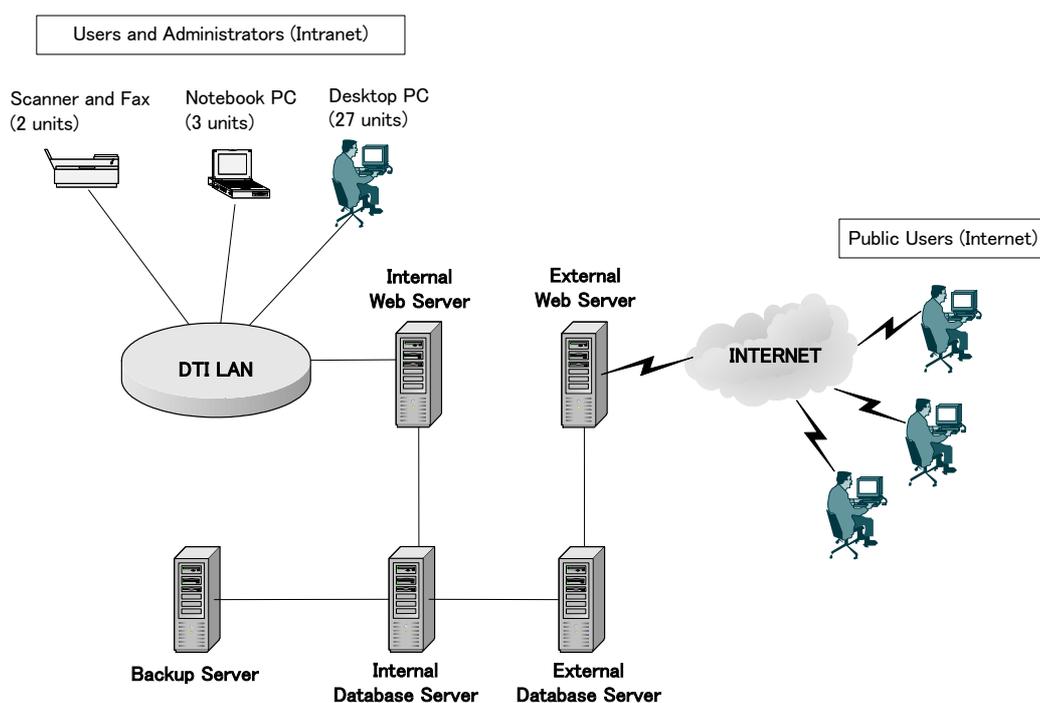
本支援実施前は、貿易産業省の中で WTO 協定義務履行および政府関係省庁間の調整の担当課であり、パイロットシステムのメインユーザと位置づけた BITR においても複数人で一台のパソコンを共用しているのが現状であった。しかし、パイロットシステム構築による WTO 協定実施のための効果を上げるためには、日常的に WTO 関連情報を登録・更新する担当官に対して、1人1台のパソコンが必要であると思われた。そのため、BITR、BIS、BPS 内で合計 30 台のパソコンを導入することとした。

(o) スキャナ

紙媒体資料の WTO 関連文書を効率的にデジタル化するため、高速かつ自動給紙付きスキャナ 3 台を貿易産業省に導入することとした。これらは、WTO 関連文書の受入、送付を行っている BITR、BPS に設置することとした。

上記を踏まえ、パイロットシステムのネットワーク構成を下記のとおりとすることになった。

図表 III-5：ネットワーク構成図



### 2.1.3 パイロットシステムの構築

上記「2.2.2 WTO 関連情報共有システムの設計」の設計に従い、パイロットシステムを開発・構築した。パイロットシステムを貿易産業省の機能強化に資するシステムとするとともに、開発手法に関する技術支援をあわせて行うため、1 版（ユーザ画面は開発されているが、システムとしては実際に稼働しないプロトタイプ）、2 版（必要な機能がほぼすべて網羅され、実際の貿易産業省ネットワーク環境下で稼働するシステム）を開発し、貿易産業省側とそれらを確認しながら最終版を開発するプロセスを導入した。

なお、実際のシステム開発・構築は、文書管理システムの開発経験の豊富な ADTX Systems 社に委託した。

- ・ パイロットシステム 1 版のレビュー：2003 年 10 月 16 日
- ・ パイロットシステム 2 版のレビュー：2003 年 12 月 11 日
- ・ パイロットシステム 最終版の導入：2004 年 2 月 24 日

### 2.1.4 WTO 関連情報のデジタル化

パイロットシステム正式稼働開始の段階から WTO 関連情報共有のメリットを実質的に享受できる環境とするため、貿易産業省において紙媒体資料の形で保管されている既存 WTO 関連文書をデジタル化するとともに、システム登録に必要な文書属性情報を抽出した。本作業の実施にあたっては、TA チームは作業方法の助言にとどめ、貿易産業省側が主体となって実施することとした。

上記に従い、WTO 関連文書の収集、整理、デジタル化を行った（約 2,500 文書）。また、パイロットシステムの正式運用開始（2004 年 2 月 24 日）と同時に、本 WTO 関連文書の検索、閲覧が開始されている。

### 2.1.5 パイロットシステムの運用および今後の拡張の為の支援

#### (1) 正式運用開始

パイロットシステム正式リリースに合わせ、2004 年 2 月 24 日にシステムの納入セレモニーを DTI にて実施した。また、今後システムを利用する BITR、BIS、BPS、MIS の担当官に対し、システムの利便性をアピールするため、システムのデモンストレーションを行った。その後、システム引渡し後の運用・管理体制の説明を行い、DTI 側の運用・管理体制を再度確認および周知した。また、2004 年 4 月から 1 年間実施される現地システム開発会社

(ADTX Systems)による運用サポートの内容・体制についても説明を行った。BIS、BPSともに外部への情報公開・提供という観点で、当初より本システムへの関心・期待が高く、今後の積極的なシステム利用が期待される。

## (2) マニュアルの作成・配布

本支援において開発・構築したパイロットシステムを、今後、DTIが利用、運用・維持・管理していくための準備として、システム管理者マニュアル、システムオペータマニュアル、利用者マニュアルを作成し、DTIの各関係部局に配布した。今後実施する研修の際にも、これらマニュアルを教材として利用することとした。

## (3) 研修の実施

本支援において開発・構築したパイロットシステムを、今後、DTIが利用、運用・維持・管理していくための準備として、システムの利用、運用・維持・管理の方法に関する研修を今後実施することとした。

システム管理のための研修は、システム管理者とシステムオペレータの2つに分類して行う。システム管理者はシステムの補修、トラブル対応、システム拡張等を行うのが主な役割であり、MISの担当官が担当する。システムオペレータはBITR、BIS、BPSにおいてユーザとして他ユーザの利用を支援する役割である。なお、システム管理者とシステムオペレータを管理監督する責任者には、DTIベネディクトス課長補佐(BITR)が就任し、担当者に人事異動等が発生した場合は、速やかに後任を任命する等の処置をすることになっている。

## (4) システムサポートの常駐

パイロットシステムの利用を促進するとともに、DTIにおいて適切に運用・維持・管理されるようにするため、ユーザからの質問への対応、システム運用サポートのため、今後、下記の支援を行うことになった。

- a) ソフトウェアメンテナンス
- b) ハードウェアメンテナンス
- c) デジタル化支援
- d) システム運用定期報告

## 2.2 農業 / SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》

### 2.2.1 プログラムの概要

フィリピンの CP 機関である農業省と日本側の農林水産省との協議を重ねた結果、2003 年 8 月 4 日～6 日までの 3 日間にわたって 6 つのセッションからなるセミナーをマニラで実施した。主たる目的は以下の 3 つである。

- a) 地方職員を含む政府職員並びに民間組織の代表に農業・SPS 協定に関する理解促進
- b) 日本の検疫手続き並びに農産物流通の仕組みについての促進
- c) SPS 措置のためのリスク・アナリシスを実施するための政府職員に対する支援

セミナーはの 6 セッションにわたって実施された。

- (1) 農業協定の一般的理解の向上
- (2) 日本の農産物流通システム<sup>7</sup>
- (3) SPS 協定の一般的理解
- (4) 日本の畜産業と動物検疫システム
- (5) 日本の植物検疫システム
- (6) 食品衛生とリスク・アナリシス

セミナー参加者がセミナー終了後、地方やそれぞれの事務所に戻り、得た知識を広めることが期待されているため、セミナー配布資料を特に配慮した。パワーポイントプレゼンテーションのコピーのほかに更なる理解を深めるために参考英文資料を配布した。

### 2.2.2 セミナーの実施

(1) 第 1 日目 (2003 年 8 月 4 日)

(a) セッション 1: 農業協定の一般的理解の向上

第一セッションとして、農林水産省大臣官房国際経済課国際専門官新藤光明氏による「農業協定の一般的理解」のセッションを実施した。まずカナダのモントリオールで開催され

---

<sup>7</sup>農林水産省が ASEAN プラス 3 のフォローアップとして提案した「日本の農産物流通システムの理解促進プログラム」の実施約束に基づいているものである。

た小規模閣僚会議にて米国と EU が提出した農業協定に関する共同提案についての最新情報について説明した。この提案は関税削減レベル、関税割当とセンシティブな製品の免除について含んでいた。続いて農業協定の構造と基本的な特徴について説明した後、フィリピンと EU の協定実施状況について追加資料を基に説明した。セーフガードと特別セーフガードについても簡単に触れ、日本が発動したケースについて簡単に説明した。加えてドーハ閣僚宣言の概要と第 5 回のカンクン閣僚会議の主要なポイントについても説明した。

#### (b) セッション 2: 日本の農産物流通システム

第二セッションとして、農協流通研究所主任研究員木村彰利氏による「日本の農産物流通システム」のセッションを実施した。日本の農業の現状、日本の農産物（野菜/果物、コメ、牛肉）流通システムの現状と将来の課題について概説した。加えて日本全国のほとんどの農業生産者が加盟する農業協同組合の役割についても触れた。そして日本の農産物の広範にわたる流通経路について説明した。卸売り市場の流通現場のいくつかの写真を紹介しながら、生鮮野菜・果物の中央卸売市場と地方の卸売市場を通じた流通システムを例として説明した。主食であるコメ、肉製品としての例として牛肉の流通システムについても説明した。

### (2) 第 2 日目（2003 年 8 月 5 日）

#### (a) セッション 3: SPS 協定の一般的理解

第三セッションとして、農林水産省大臣官房国際経済課国際専門官廣岡亮介氏による「SPS 協定の一般的理解」のセッションを実施した。SPS 協定における権利と義務、ハーモナイゼーション、透明性、紛争処理などの SPS 協定のフレームワーク、及び同一性、通告手続き、特別かつ異なる待遇などについて概説した。加えて SPS 協定実施の恩恵を消費者、開発途上国、輸出業者、輸入業者の立場から説明した。フィリピン産農産物がどのように日本で販売されているかについても簡単に説明した。

#### (b) セッション 4: 日本の畜産業と動物検疫システム

第四セッションとして、農林水産省・動物検疫所精密検査部危険度分析課主任検疫官岩中麻里氏による「日本の動物検疫システム」のセッションを実施した。プレゼンテーションの内容は、大きく日本の動物検疫の対象疾病管理システム、国境内での動物健康管理手法、及び日本の動物検疫システムの概要の 3 項目である。更に日本で実施されている研修システムについても補足説明した。先ず最初に日本の畜産業の現状と獣医システムについ

て説明し、動物検疫に関する法的なフレームワークを概説した。具体的な疾病管理については豚コレラ (classical swine fever, CSF) と口蹄疫 (Foot and Mouth Disease, FMD) 牛海綿状脳症 (BSE) を取り上げた。動物検疫システムについては法的な枠組み、組織体制、輸入輸出双方の検査の詳細な手続きが説明された。最後にリスク・アナリシスの重要性が EU 諸国における口蹄疫の例を挙げて説明された。

モデレーターは時宜を得た検査と疾病の制御のための能力を高めてきた日本の経験から徹底的な監視の重要性について教訓を得たとした。さらに国内措置を国境措置が同様である必要があると指摘した。

### (3) 第3日目 (2003年8月6日)

セミナー開始前に、前日 SPS 協定に関する日本の経験 (米国産リンゴのコードリंगा検疫措置に関する WTO パネル) についての質問について詳細な回答がなされた。廣岡講師はコードリंगा侵入の可能性を理由に米国産緑色リンゴの輸入を日本が拒否したことを米国が訴えた背景について説明した。リスク・アナリシスの実施とそれに続く両国のコンサルテーションにも関わらず、米国は結果に満足せず、パネルが設置され、その後上級委員会に上告された。双方とも日本の米国産リンゴ拒否が十分な科学的根拠に基づいていないと結論付けた。日本政府の見解としては可能性のある被害を防ぐためと従来とってきた検疫法の正当性を主張するためには時間と費用もかかるプロセスを踏んだとしても、紛争に望む価値はあったと説明した。橋本講師が当該勧告・裁定に基づき日米間の合意により採用された新たな検疫方法である CT 値法 (注: Concentration Time value または CT product) の概要について追加説明した。

#### (a) セッション 5: 日本の植物検疫システム

第五セッションとして、農林水産省・横浜植物防疫所調査研究部企画調整担当次席調査官橋本浩明氏による「日本の植物検疫システム」のセッションを実施した。冒頭 10 ヶ月間停止されていたミンダナオからのパイアの輸入が再開されたことが発表された。これはミバエの幼虫が発見されたことから輸入停止措置がとられていたのであるが、双方の努力により日本側が最終確認のための検疫官を派遣されることが決定された結果であった。

プレゼンテーションは日本の植物検疫システムの発展について紹介した後、近年の輸入検査量が数字で説明された。その後、最近の植物検疫改正について焦点を当て、輸出入、国内の植物検疫の手続きが説明された。メチルプロマイドとそのほかの手段、検疫対象害虫の撲滅プログラムとそのモニタリングシステムも説明された。最後に現在続けられてい

る研修と調査について説明された。

(b) セッション 6: 食品安全とリスク・アナリシス

最後に食品総合研究所企画調整部食品衛生対策チーム・食品素材部糖質素材研究室主任研究官山本和貴氏による「食品安全とリスク・アナリシス」のセッションを実施した。

プレゼンテーションは a)食品安全とリスク・アナリシス、b)リスク・アナリシスの事例、c)検査機関の競争力、d)日本の食品安全行政の項目についてであった。食品安全のコンセプトが先進国の例と国際的な貿易協定を使って説明された。更にコーデックス委員会とリスク・アセスメント、リスク・マネジメント、リスク・コミュニケーションからなるリスク・アナリシスの構造についても紹介された。デンマークの鶏肉のカンピロバクターの感染症の事例が説明された。輸出入食品の管理のために重要な検査施設に求められる競争力についても説明された。最終的に日本の食品安全行政が BSE 発生により強化されてきた過程を説明され、関係機関が抱える問題点についても概説された。

## 2.3 GATS の実施能力向上支援《コンポーネント 3》

### 2.3.1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2002 年 12 月 2 日から 11 日にかけて第一次現地調査を行い、既に明らかにされていたニーズに基づきカウンターパートである NEDA 及び他の省庁との協議を行い、支援活動の目的、方法、対象等について検討した。また、2003 年 5 月の現地調査や、2003 年 6 月の GATS 活動「フェーズ 1」の前後などの機会をとらえて会合を行ったほか、随時、電話や E メール等を活用して協議を継続し、既に行った活動の改善点を明らかにするとともに、活動計画を改訂・詳細化してきた（図表「GATS 活動の構成」参照）。

#### (1) サービス関連省庁の能力向上

NEDA 及び IAC-TS メンバー省庁の行政官を対象とするワークショップを 2 度実施した。これらのワークショップは、GATS 交渉の進捗に関する情報共有、交渉への対応方法に関する知識の提供、GATS 約束表に対する理解の向上、サービス貿易の経済的なインパクトの議論等を目的とした。第 1 回ワークショップは 2003 年 6 月の「フェーズ 1」の一環として実施した。第 2 回ワークショップは、2004 年 1 月の「フェーズ 3」のなかで、NEDA 及び IAC-TS のサービス貿易交渉の「リクエスト・アンド・オファー」アプローチの模擬実習として 2 日に渡って実施した。

#### (2) 特定のサービス分野に関する能力向上

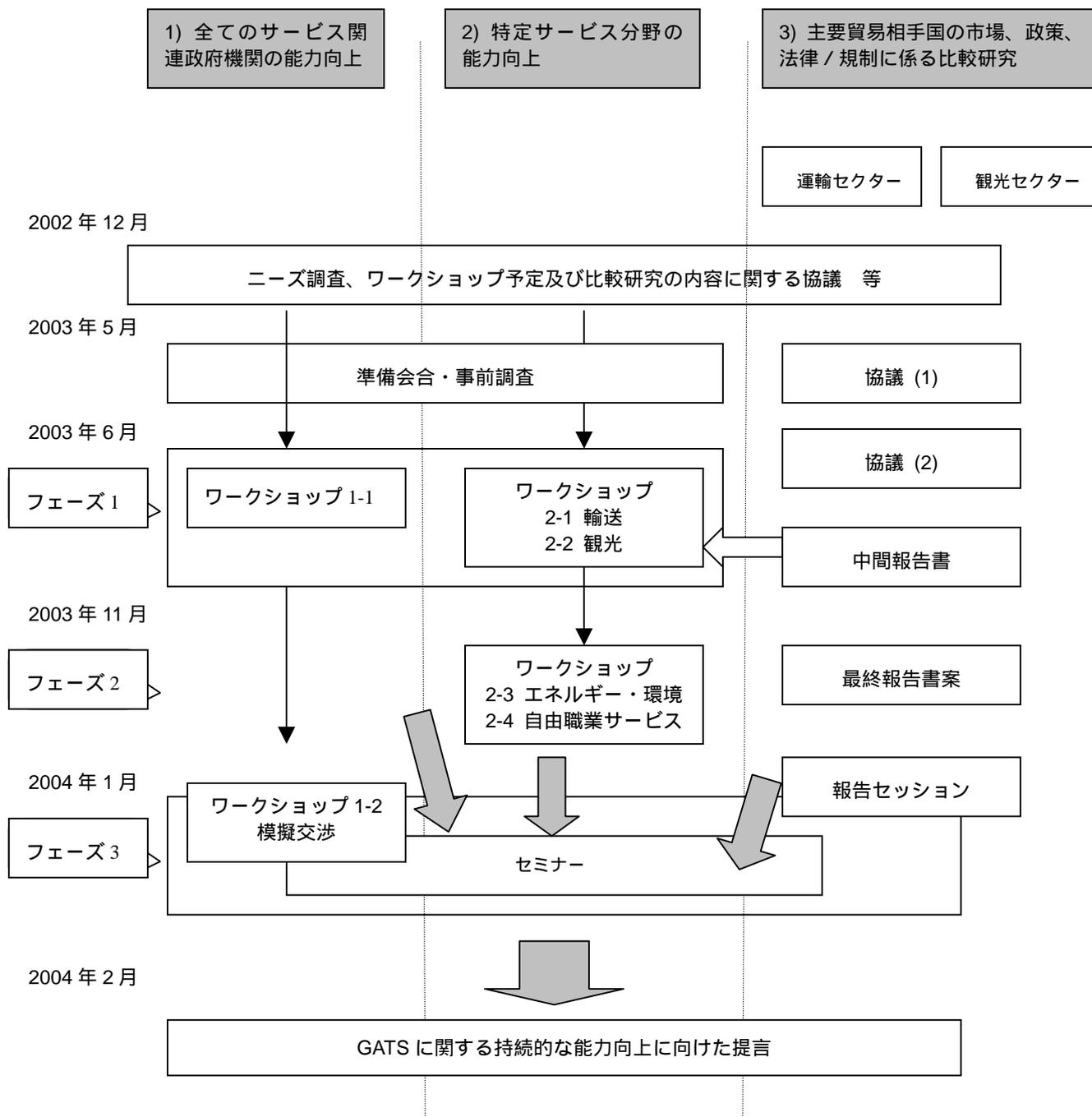
フィリピン政府との協議の結果、4 回にわたって、観光、運輸、エネルギー・環境、自由職業サービスといった分野をそれぞれ取り上げて分野別のワークショップの実施を決定した。これらセクター別ワークショップの目的は、進行中の GATS 交渉および将来のサービス貿易自由化交渉に対する準備を支援することである。それぞれのセクターに関係する政府行政官及び産業界等の民間セクター代表者がワークショップ出席者として特定された。産業政策とサービス貿易自由化、GATS 交渉の実態、および競争力強化などの関係性などのテーマをワークショップで取り上げ、参加者の関心を集めた。

それぞれのワークショップの目的、参加者、テーマ設定にあたっては、フィリピン政府と TA チームの協議のうえ、優先的なニーズや GATS 交渉の進捗状況を勘案した。NEDA にとって最も重要な関心事項は、GATS 交渉の交渉ポジション構築と交渉戦略の立案の方法、ならびに「リクエスト・オファー」の評価の方法である。他方、DOT や DOTC は、サービ

ス交渉の全体像の把握、フィリピンの観光および運輸産業の現状把握、および交渉に対する技術的な問題点に関心を有していた。

図表 III-6 : GATS 活動の構成 (コンポーネント 3)

コンポーネント 3 (GATS) のスケジュール



### (3) 運輸及び観光分野の市場、産業政策及び自由化に関する比較研究の実施

ワークショップ等の開催に加え、TA チームはフィリピン国内の専門家を動員しつつ、運輸及び観光分野の市場、産業政策及び自由化に関する比較研究を実施した。この研究では、市場の現状について概観、産業政策および競争政策の検討、および自由化へのアプローチに関し、運輸分野に関しては米国、欧州、タイ及び日本、観光分野に関しては ASEAN 諸国をそれぞれフィリピンと比較した。いずれの研究も、「競争力」を中心に据えて実施した。比較研究の初期的報告は 2003 年 6 月の運輸及び観光ワークショップにおいて実施し、その後、最終報告書案に基づく報告を、2004 年 1 月にそれぞれ実施した。

## 2.3.2 プレセッションと第 1 回ワークショップ

### (1) プレセッションのプログラムと内容

第 1 回ワークショップを前に、カウンターパート側の要望に応じ、準備セッションとして GATS に馴染みのない行政官を対象に、2 度に分けて WTO の性質、WTO における GATS の位置付け、GATS の基本となる概念（MFN 待遇や内国民待遇、4 つのモード、約束表等）について TA メンバーより説明を行うとともに、質問に回答した。

日程	対象者	場所	出席者
6月5日(木) 午後	DOTC 本省、DOT	DOT	NEDA、DOTC(含 ATO、PPA、CAB)、 DOT 政府担当者、計 20 名
6月6日(金) 午後	海運産業局 (Marina)	Marina	Marina、DOTC、業界団体関係者 PPA、 計 12 名

### (2) フェーズ 1 のプログラムと内容

NEDA ならびに DOT、DOTC（および関係部局）との事前協議に基づき、2003 年 6 月 9 日及び、10、11 日、GATS コンポーネントのワークプランにしたがって、GATS 全般、観光サービス、運輸サービスに関する 3 つのワークショップを各 1 日開催した。各ワークショップの主要カウンターパート、参加者人数及び主要テーマは以下のとおりである。

開催日	内容(サブ・コンポーネント)	カウンターパート	参加者数
6月9日	GATS 全般	国家経済開発庁 (NEDA)	45 名
6月10日	観光サービス	観光省 (DOT)	28 名
6月11日	運輸サービス	運輸通信省 (DOTC)	45 名

(a) GATS 全般に関するワークショップ(2003 年 6 月 9 日)

サービス関連政府機関より 45 名の参加を得た。

セッション 1：今次 GATS 交渉の概観

講師である Hartridge 氏より、今次「WTO ドーハ・ラウンド」の全体像と、サービスと他の交渉アジェンダである農業、繊維の関係等を説明した。サービス交渉に関しては、2002 年 6 月末を期限としたイニシャル・リクエストとオファーの提出状況と、リクエストはしばしば当該国のオファーよりも進んだ内容の自由化を求めていることから、オファーにかかる精査が必要である点等を述べた。これに対し、Mendoza 課長より、ラウンドが成功裡に終了しなかった場合のオファーの扱いについて質問があったのに対し、Hartridge 氏より、その場合にはオファーは放棄されることとなる点、既存の約束の内容を後退させること以外は可能であると述べ、自由化の内容はあくまで当事国が主体的に決断し得ることを強調した。

セッション 2：交渉スタンス及び戦略の立案

Hartridge 氏より、リクエストの起案に際して、最も重要なのは産業界と対話を行うことであるとし、こうした協議を通じ、自由化が望まれているセクター・市場・モードや他国における障壁の存在を明らかにし、貿易機会を評価することが重要であると説明した。また、オファーの準備にあたっては、他国からのリクエストと自国の経済厚生促進が重要な着眼点となるが、後者がより重要であり、自国のニーズを明らかにすることが重要であると強調するとともに、自国産業の育成のために市場開放を留めておきたいセクターの検討が欠かせないこと、自由化の前に市場の安定と消費者保護を担保するための規制導入が必要とされている点を述べた。交渉の実施にあたっては、二国間のリクエスト・アンド・オファー交渉以外にも、「フレンズ会合」としてイシューごとに関心国が非公式の協議を実施、また、全体会合ではセーフガード等のルール面での議論を行っている現状を説明した。

(b) 観光サービスに関するワークショップ(2003 年 6 月 10 日)

DOT 本省、DOT 地方局およびホテル産業を主とする観光関連業界団体から 28 名の参加を得た。

セッション 1：GATS の理念と理解

講師である Hartridge 氏より、今次「WTO ドーハ・ラウンド」の全体像と先般のウルグアイ・ラウンドとの比較、サービスと他の交渉アジェンダである農業、繊維の関係につき紹介を行った。また、GATS の対象範囲と義務・権利における特徴につき概観し、観光産業の

重要性を説明しつつ、GATS の枠組みにおいてホテルやレストランといった観光業界における投資および人材交流を促進する観点から GATS の活用を慫慂した。

#### セッション 2：フィリピン観光産業および他の ASEAN 諸国の自由化の進展等

TA チーム Supangco 氏より、フィリピン観光産業の現状とともに、他の ASEAN 諸国に比べてフィリピンの観光産業が競争力に欠ける点につき様々な指標を用いた分析があることを紹介した。これに対して特にホテル業界関係者からの質問が相次ぐとともに、フィリピンの観光サービスの約束の現状やその評価、外資規制維持に関する考え方を含め、活発な問題提起が行われた。また、GATS 交渉に関して、フィリピン交渉担当官の交渉力に係る質問が提起されたのを機に、NEDA、DOT 等より、産業界のインプットや各関係省庁と所轄産業との適切な協議の確保の重要性について発言が相次いだ。

#### セッション 3：ホテル・レストラン部門の投資及び人材開発の促進（GATS 交渉議題）

Hartridge 氏より、GATS 交渉下における観光分野の交渉の進捗について説明を行った。また、WTO におけるサービス交渉の一端である「フレンズ会合」の中でフィリピンにとって重要な分野の会合に積極的に参加し、プレゼンスを高めることが重要であるとのアドバイスがあった。

#### (c) 運輸サービスに関するワークショップ(2003 年 6 月 11 日)

45 名の参加者を得た。うち、3 分の 2 が DOTC 本省および関係部局の行政官、3 分の 1 が業界団体関係者であった。

#### セッション 1：今次サービス交渉の概観

Hartridge 氏より、WTO 新ラウンド交渉全体におけるサービス交渉の位置付けと政治的背景、GATS の概要と主要規定、各国の約束状況や運輸分野の交渉の進捗、今日の構造的問題、主要国の現在の約束状況等について説明を行った。

#### セッション 2：フィリピンの運輸産業

Pimentel 課長よりフィリピンの海運サービス産業の実態と重要性、関連法規制や政策の変遷と海運産業競争力強化に向けた課題に関する説明が行われた。

Provenier Porciuncula Civil Aeronautics Board ( CAB ) Economic Planning and Research チーフより、フィリピンの運輸部門における自由化の状況に関する説明が行われ、問題点・課題として約束表による自由化を含む GATS に関する知識の不足、産業競争力強化の必要性、相互主義に基づく運輸権( traffic rights )にかかる自由化交渉や国内規制枠組みと GATS 交渉

の不整合といった点が挙げられた。

### セッション3：他のWTO加盟国のリクエスト・オファーの概観と評価

再び Hartridge 氏により、特に inter model 運送サービスとの関連性を念頭におきつつ、他の WTO 加盟国によるリクエストおよびオファーの評価に関する説明が行われた。

## 2.3.3 フェーズ2

### (1) ワークショップのプログラムと内容

NEDA ならびに DOE、DENR、PRC との事前協議に基づき、エネルギー・環境サービスと専門サービスに関するワークショップを 2003 年 11 月 6 日、7 日、各 1 日開催した。各ワークショップの主要カウンターパート、参加者人数及び主要テーマは以下のとおりである。

開催日	内容(サブ・コンポネント)	カウンターパート	参加者数
11月6日	エネルギー・環境サービス	国家経済開発庁(NEDA)、エネルギー省(DOE)、環境天然資源庁(DENR)	50名
11月7日	専門サービス	NEDA、専門職規制委員会(PRC)	50名

#### (a) エネルギー・環境サービスに関するワークショップ

NEDA、DOE、DENR、ならびにエネルギー・環境関係産業団体等より 50 名の参加を得た。

### セッション1：GATSの概観

講師である Hartridge 氏より、導入として、サービスは物品貿易のインフラであり、サービス効率の向上を通じてこそ物品貿易の競争力が向上する点について、バナナの輸出を例に引きつつ説明した。続き、GATS の対象範囲や基本的な義務・権利について説明しつつ、自由化約束にも例外が存在することを説明した。さらに、現在進捗中の自由化交渉について、カンクン閣僚会議の不調から、サービス分野においても合意時期が後ろ倒しされる見通しが高まり、自由化交渉に対する圧力が低まるとの見通しを、WTO 交渉の全体像を示しつつ説明した。

### セッション2：フィリピンにおける環境関連サービスの現状

DENR の代表として Atty. Fernandino Concepcion より、WTO 協定のなかで環境分野に関連する義務権利を抽出し、示すととともに、所轄国内法の改正に関する現状を報告し、さら

に、GATS 交渉中の欧州からの提案やフィリピン憲法の規定等について述べた。

続いて、Hartridge 氏より「GATS と環境サービス」についてのプレゼンテーションを行った。環境問題に関する関心が高まる中、環境サービスの提供が政府部門から民間企業に外注されるようになってきたといった現状を説明するとともに、既存のサービス分類(W/120)における環境サービスの分類は限定的であり、WTO 加盟国中 48 カ国しか環境分野の自由化を約束していない点、欧州からの環境サービス分野の提案及びリクエスト内容の説明などを行った。プレゼンテーションを受けて、講師と参加者の間で、環境サービスの民間活力導入の意義や適正な規制の重要性などについて意見交換があった。

### セッション 3：フィリピンにおけるエネルギー・サービスの現状

DOE アシスタント・セクレタリーの Lassie-Matti A. Holopainen 氏より、フィリピンにおけるエネルギー・サービスの現状に関して、発電・送電・配電に関する現状と法制度について具体的な統計にも言及しつつ説明がなされた。フィリピンでは、発電部門は 1972 年大統領令第 87 号が存在し、日本や米国など外資の導入が一部行われている点、英、米、豪などと異なり配電について民営化を選択していない点、天然ガスに関する法案が提出されている点等にも言及があった。

### セッション 4：環境・エネルギーに関する約束表の技術的側面

Hartridge 氏より、ウルグアイ・ラウンド交渉当時はほとんどの国で発電・送電・配電が垂直的に統合されていたため、エネルギーをサービス分野のひとつと捉える議論はなかったとの背景、3 年ほど前から米国の主導によりエネルギー分野の自由化に関心を持つ複数国による「エネルギー・フレンズ会合」が持たれるに至った事実、米国の提案では、エネルギーのサービス分類、内国民待遇や市場アクセスを約束することの重要性、適切な規制を行う権利、電気通信をモデルとした競争促進的規制、途上国や中小企業に対する配慮などについて述べられ、これをベースに協議が行われている現状等について説明した。

### セッション 5：リクエスト・アンド・オファー

最後に、Hartridge 氏より、環境・エネルギー分野を例に GATS 交渉のリクエスト・アンド・オファーについて説明を行った。約束表の記載方法に関しては、既存の第三国の約束表の曖昧な点、間違いなどを含めて解説した。また、TA チームが準備した自己評価のためのシートを基に、出席者各自が作業を行い、その解説も行った。

#### (b) 自由職業サービスに関するワークショップ

NEDA、PRC、Professional Boards（会計、認証、建築、エンジニア、環境計画、景観計画、海運エンジニア等）、自由職業団体（医師、会計士、看護師、助産士、衛生エンジニア等）労働雇用省、運輸省、外務省、UNDP 等より 50 名の出席者を得た。

### セッション 1：GATS の概観

Hartridge 氏より、ウルグアイ・ラウンド交渉当時の各国の自由職業サービスに関するスタンスに触れつつ、GATS の基本的な理念や義務権利について説明した。また、今次サービス交渉における、「モード 4」に関する提案等にも言及した。そのうえで、競争力を高めたい分野及びサービス提供のモードを検討のうえ、自由化を段階的かつ戦略的に進めることが消費者を含む国民の福祉の向上に役立つ点を強調した。

フロアから、自由職業サービス附属書に関し、モード 3 とモード 4 の関連性、GATS 第 21 条にもとづく約束表の修正に係る規定内容といった技術的な質問があった。さらに、産業界の意見を斟酌してほしいとのフロアからのコメントに対しては、Hartridge 氏より、米国の産業諮問グループの例を説明するとともに、PRC 議長から、既に PRC が実施している規制当局と産業界の対話の現状等について発言があった。加えて、NEDA より GATS サービス交渉における NEDA と関係省庁の連携等について説明した。

### セッション 2：自由職業サービスの約束表に関する技術的側面

Hartridge 氏より、サービス分類や主要国の約束状況、モード 3 とモード 4 の理解の方法、1997 年に作成された会計士サービス分野の国内規制に関する規律および相互承認ガイドライン等について詳細な説明を行った。フロアからは、専門職業従事者の総数制限に関する GATS の枠内における位置付け等の質問があった。

午後のセッションでは、Hartridge 氏より、GATS における自然人の移動に関する交渉経緯、労働者の法的扱いを巡る先進国と途上国との間の見解の相違、査証の扱い等について説明した。

### セッション 3：リクエスト・アンド・オファー交渉

Hartridge 氏より、リクエスト・アンド・オファー交渉に関する説明を行いつつ、カンクン閣僚会議の不調を受けて、プロセスがスピードダウンするとの見方を示した。外務省からの参加者より、二国間協定の交渉が進むか、市場アクセスは FTA で確保すべきとの意見が多いが、GATT/WTO や GATS の付加価値を把握し、フィリピンを含む途上国利益の増進を考えていくことが必要であるとの意見を開陳した。

## 2.3.4 フェーズ3

### (1) ワークショップ3のプログラムと内容

GATS コンポーネントのワークプランに基づき、フェーズ3のセミナー/ワークショップ等を実施した。

日時	会合内容	カウンターパート	出席予定
1月22日(木) 13:00-16:00 Makati Shangri-la Hotel	観光セクターの調査研究結果に基づく報告討論セッション	DOT	50名
1月26日(月) 9:00-17:00 及び27日(火)9:00-16:30 Makati Shangri-la Hotel	GATS リクエスト&オファー交渉の模擬交渉を通じた理解促進のためのワークショップ	NEDA	40名
1月28日(水) 9:00-12:45 DOTC16階会議室	運輸セクターの調査研究結果に基づく報告討論セッション	DOTC	30名
1月29日(木) 8:30-16:30 Makati Shangri-la Hotel	サービス貿易自由化に関するセミナー	NEDA	90名

環境サービス(1月22日)と運輸サービス(1月28日)に関する報告と討論セッションは、2.3.5のスタディ参照。

#### (a) テクニカル・セッション - リクエスト・オファー交渉に関するシミュレーション・ワークショップ 「テクニカル・セッション」

このセッションはIAC-TCメンバーのために、NEDAの援助を得てTAチームが計画した。実施目的は、IAC-TSメンバーのGATSの交渉プロセスと戦略の理解を強め、サービス貿易交渉に関係する手順の完全な理解と認識を通して交渉技術を高めることである。

#### 初日午前：開会と背景説明

フィリピン GATS 交渉団長である NEDA の Songco アシスタント・ディレクター・ジェネラル (ADG) より冒頭挨拶として、今次 GATS コンポーネントの1年間の活動を振り返り、昨年6月、11月の活動内容を含む全体像の説明するとともに、今回の模擬交渉ワークショップがより高い次元の研修であることを強調し、省庁横断的なチームとして GATS や他の枠組みでの交渉への対応力を向上させるべきことを4歩かけた。また、APEC/WTO キャパシティ・ビルディング WG は日本とカナダが議長を務めているが、本件協力に関する報告を是非とも盛り込んで欲しい旨述べた。

田中より、本件協力活動の背景、目的および活動の全体像について説明した。また、活動を通じ、情報共有の重要性が改めて理解された点、貿易自由化から途上国も利益を享受することが経済開発のために不可欠である点などにも触れた。

Hartridge 氏より、初日午後からの研修の素地として、交渉の現状と見通し、本年 3 月の「サービス・クラスター」交渉で予想される議論、交渉期限が延長される可能性等について説明した。また、GATS の条項と約束表の関連についても説明を行った。

#### 初日午後～2日目：テクニカル・セッションの続き

NEDA によるグループ編成により、10 数省・部局からの参加者が 4 グループ（それぞれ異なる条件の「国」を模す）に分かれた。また、NEDA の担当官が各「国」に散らばり、主として技術的な側面から国毎の議論を促進した。

各国は、TA チームが準備した経済情勢や産業実態、法制度や政策等を示した「ファクト・シート」および架空の約束表（但し、分野横断的約束の「自然人の移動」、金融サービス、観光サービスのみ）を示された。この情報に基づき、自国による国家戦略・交渉戦略の立案、交渉相手国に対する「リクエスト」の作成、リクエストを提示し、クラリフィケーション等を行うバイ協議、自国にてのオファーの作成、リクエストとオファーをもとにした交渉、交渉成果のまとめと作業の評価、国ごとの発表と Hartridge 氏による講評、という手順で作業を行った。

チームごとに交渉経験がある NEDA 以外の省庁からの参加者がリーダーとなり、国毎の議論を進行させるとともに、交渉時にも謝辞やメンバー紹介から始め、厳しい質問や要望を交換しあうなど、真剣な取組みがみられた。

#### (b) サービス貿易自由化に関するセミナー

ビジネス業界、NGO および比較的 GATS に関する経験が浅い政府行政官等 90 名の参加を得た。このセミナーはサービス貿易の自由化の重要性に関する啓発、今後の政府とステークホルダーの協議に資するべく GATS に関する理解を促進することを目的とした。

#### 「サービス自由化、開発、競争力強化」Honeck 氏

Honeck WTO 事務局サービス貿易部参事官より、サービス貿易の特徴と開発との関係、GATS 規定の全体像、GATS の今後の規定に関するシナリオについて説明した。

### 「WTO/GATS の 8 年間の実績」 Hartidge 氏

Hartidge 氏より、GATS が発効した 1995 年から今日までの GATS の下で達成された成果についてプレゼンテーションを行った。モノの分野よりもサービス分野の方が迅速に自由化が進んでいる点、現在の約束表はウルグアイ・ラウンド当時に性急に作成したものであり、今次交渉の下でより明確なものにしていく余地がある点について触れた。また、金融、基本電気通信、海運及び自然人の移動交渉の成果と、その際の政治情勢（特に米国大統領選挙）との関係についての分析を開陳した。

### パネル・ディスカッション

キックオフ・プレゼンテーションとして、TA コンサルタント Dr. Cal(再委託先、元 DOTC Undersecretary)より、米国、欧州、タイ及びフィリピンの海運・空運産業の実態について述べた後、産業開発政策、競争政策や法制度についても説明した。また、海運分野に関するフィリピン及びタイの GATS の下の約束状況についての比較を行った。

フィリピン商工会議所の Dr. Ong Vice Chairman より、より一層のインデックススタディを進めてはどうか、マレーシアやベトナムとの統計の相違に関心がある。こうした近隣諸国との比較調査によって明らかになる点を踏まえて政策の再構築に貢献すべしとの発言があった。

Gorospe より、WTO 協定実施に関するプログラムであり、その枠内で運輸と観光を取り上げて調査をしている。政策全般の包括的な立案を目指しているものではないと説明した。

Hartidge 氏より、交渉戦略立案にあたっての比較調査研究の有用性を強調しつつ、活用を慫慂した。また、発表のなかで触れられた約束表における制限に関する解説を行った。さらに、政治の影響を織り込んで国内の議論や調整を進めることの有用性にも言及した。

Honeck 参事官より、各セクターのアセスメントを始めることは重要であり、JICA の協力の下、着手がなされたことは喜ばしい、報告書のなかで提供されているサービスの質について言及がないが、そうした情報も重要である、フィリピンにとっては国際航空サービスのレベルが実際のフィリピンのニーズを満たしているかが観光など他のサービスの発展にも係る、国際貨物の港での扱いも調査してはどうか、「ITCSI」という地場の巨大企業があるので、こうした企業から見た市場アクセスの可能性について研究することも有用であるといった点を指摘した。

田中より、当初はワークショップやセミナーによる知識移転を中心にしようと考えていたが、状況把握のためには調査研究が不可欠であることがわかった。そのため、「トライア

ル」として調査研究を行った。未だニーズはあり、今後の活動につながると思われるという点を述べた。

### 2.3.5 調査研究

観光サービスおよび運輸サービス分野の比較調査研究は、両サービス・セクターの競争力強化に向けた産業改革政策に資する情報提供を目指して実施された。報告会は DOT および DOTC がそれぞれ主導し、それぞれ行政官および産業界代表者の参加を得て実施した。調査研究の結果については、観光分野では、ホテル・レストラン協会（HRAP）、フィリピン経済特区当局（PEZA）、ホテル・レストラン関連産業労働者団体（NUWHRAI）およびフィリピン大学観光アジア研究所より、運輸分野では関連機関である the MARINA、CAB および ATO よりコメントを得た。

## 2.4 SG/AD 協定実施能力向上 《コンポネント 4》

### 2.4.1 プログラムの概要

ワークショップは、7月7日(月)より同10日(木)までの四日間、マニラ市内の Inter-Continental Manila “Bahia room”において、DTI-BIS との共催として開催された。出席者は、BIS - DTI、BITR - DTI、関税委員会、農業省、投資省(BOI)、Court of Tax Appeal、Office of Solicitor General、議会等から45名の参加があった。

講師はワシントン D.C.およびブラッセルの Wilmer, Cutler & Pickering (WC&P)、静岡県立大学、およびマニラの PricewaterhouseCoopers (PwC) から招かれた。WC&P の Leonard Shambon 弁護士および Axel Desmedt 弁護士はワークショップのほとんどの部分を担当し、その欧米における専門的職業経験に基づいて SG/AD 措置の技術的・実務的側面に焦点を当てた。静岡県立大学の福永有夏講師は SG/AD に関わる様々な DS の事例を学問的な観点から紹介するとともに、模擬裁判セッションも担当した。PwC の Jeremy Gatdula 弁護士は、その研究実績と官民双方との日常的な業務協力に基づくフィリピン国内法と実務に関する卓越した知見をワークショップに提供した。

### 2.4.2 ワークショップの実施

#### (a) 第1日目(7月7日(月))

##### ・セッション1：SG および AD 措置の手続(1) - イントロダクション、フィリピンにおける両措置の手続

Leonard Shambon 弁護士および及び Desmedt 弁護士よりによる”Introduction”に続き、”SG and AD Proceedings in the Philippines”において、Jeremy Gatdula 氏から、国際法とフィリピン国内法の関係、特に WTO の AD 協定・SG 協定とフィリピンの RA875(AD) RA880(SG) との関係がフィリピン憲法第二条第二項に基づいてどのように扱われるかについて説明がなされた。また フィリピン政府の AD/SG 措置に係る役割に関しては、フィリピン国内における AD/SG 措置に係る関連法令およびその所轄官庁、さらには過去の AD/SG 措置発動件数、発動手続きなどが概観された後に、SG/AD 措置はあくまでも国際貿易により被害を被ったものへの例外的な救済措置であることをフィリピン国内世論に浸透させることを通して、SG/AD にかかるナショナリスティックな議論を回避するような努力が今後必要であるとの所感が述べられた。

##### ・セッション2：SG および AD の実務(2) - 共通概念

セッション2においては、WCPのShambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、「損害および因果関係」に関して、AD および SG の定義、その国際法上の根拠、損害と因果関係定義について説明がなされた。

(b) 第2日目(7月8日(火))

・セッション3：SG および AD 各措置の特徴(1) - AD 関連措置

セッション3においては、WCPのShambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、AD と SG における「同種の産品」の定義の違いに関して、事例を交えつつ説明がなされた。

・セッション4：SG および AD 各措置の特徴(2) - SG 関連措置

セッション4においては、WCPのShambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、AD/SG 措置各々に関する特殊な諸措置 - 救済措置・訴求・非訴求制度、レッサー・デューティー・ルール(より少ない防止税の適用ルール)、海外調査、途上国条項、全般的措置と選択的措置、国内産業の調整の監視等 - について説明がなされた。

(c) 第3日目(7月9日(水))

・セッション5：紛争処理(DS)のケース・スタディ(1)

セッション5においては、WCPのShambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、「WTO の DS 過程に係る手続きと技術」に関して、紛争解決機関、小委員会、上級委員会、仲裁人、事務局長、WTO 事務局(法律部および上級委員会の法律部)、専門家それぞれが、紛争解決に関して、どのような役割を担っているか、WTO 紛争解決のタイムスケジュール、また、現行システムの問題点について説明がなされた。

・セッション6：紛争処理(DS)のケース・スタディ(2)(模擬裁判)

WCPのShambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、SG、AD 措置それぞれに係る架空のモデル・ケースが配布・説明された。その後、参加者を四つのグループにわけ、それぞれのケースの申立国、被申立国として、申立書の作成、口頭弁論を行い、パネル(講師)による質疑と討議を経て、パネル決定が発表された。取り上げたモデル・ケースは、米国によるラム肉セーフガード(ケース1)、EUによるインド・ベッド・リネンに対するアンチ・ダンピング(ケース2)であった。

(d) 第4日目(7月10日(木))

・セッション7：紛争処理(DS)のケース・スタディ(3)(模擬裁判)

セッション7においては、静岡県立大学福永助教授から、「WTO の貿易救済措置に関する事例」に関して、AD、SG 各々について実際の事例を取り上げて説明がなされたのち、前セッションと同様の要領でミニ模擬裁判が実施された。取り上げたケース（架空）は、オーストラリアによるフィリピン産パイナップルに対するセーフガード（ケース1）、同じくマレーシア産カーステレオに対するアンチ・ダンピング（ケース2）である。なお、題材となるケースを単純化することにより、参加者の理解をより深いものとするよう配慮がなされた。

・セッション8：技術、制度、組織面の能力向上のためのディスカッション

本ワークショップのまとめとして、Gatluda 弁護士からフィリピン政府の課題と題するプレゼンテーションがなされた。Gatluda 弁護士は、世論への WTO をはじめとした国際貿易の重要性に関する唱導をより積極的に進めること、WTO が目指しているものが自由貿易であると同時に公正な貿易であること、WTO 交渉を担当している BITR のスタッフを増員・強化する必要、国内産業を国際的に不公正な方法で保護することによるデメリットの大きさなどが指摘されたのちに、実際にフィリピンビジネス界においても、グローバルな事業展開には透明性が重要であるという認識が浸透しつつあるとの所感が述べられた。

Gatluda 弁護士プレゼンテーションののちに、今後のフィリピンにおける SG/AD 関連機関・制度の改正の必要性について、出身省庁毎にグループに分かれて参加者間で議論がなされ、その結果が報告された。今後の課題・必要として挙げられた内容は以下のとおり。

- ・ SG/AD 措置に係る今回のようなセミナーをさらに開催してほしい。
- ・ 特に SG/AD 措置の分析に必要なデータ収集にスタッフがさらに必要である。
- ・ プライベート・セクターへのさらなる唱導が必要である。
- ・ 現行 SG 法のタイム・スケジュールは短すぎるので改正が必要である。
- ・ セメント・ケースに見られるように SG/AD 措置の審査には政治的な圧力がかかりやすく、政治的な圧力がかからないような制度作りが必要。
- ・ BIS や TC といった関連機関からの積極的なコンサルテーションが、今後の司法判断には、さらに重要となる。
- ・ 法務長官室としても WTO 紛争解決に積極的に関与してゆきたい。
- ・ 今後、関係省庁の横の繋がりをさらに密にしてゆくことが望ましい。
- ・ SG/AD 措置発動に関して、ビジネス界全般に政府に対する不信感がある点は問題である。
- ・ 適切な SG/AD 措置、さらには WTO 関連措置をフィリピンに定着させるためには予算の獲得が不可欠である。そのためにも、今回参加した各関係者が、DBCC に対して WTO 関連措置に対する予算枠を要請してゆくべきである。

- ・ TC や BIS という政府機関は、BIS の判断を TC が再審査するという関係上、通常、相互のコミュニケーションが希薄になりやすい。しかし、SG/AD 措置という国家の重要な政策を判断・決定する期間であるからこそ、協調しつつ、国家全体の利益に関するビジョンを共有してゆくべきである。
- ・ 現行 SG/AD 法を改正してゆくためにも、関係機関で協調して法改正草案作成に参画したい。とりわけ、来週には SG 法改正草案に係る会合が上院議員を中心としてもたれるため、その場でも本ワークショップの成果を還元してゆきたい。

#### ・ クロージング・リマークスと修了書の授与

関税委員会委員長の Abone 弁護士より、本セミナーへの感謝が述べられるとともに、クロージング・リマークがなされた。とりわけ Abone 委員長からは、AD 法適用の統一性が重要であるとの指摘がなされ、今後は正確なデータに基づいた審査がより重要になってゆくことは明らかであり、その作業は、今回セミナーを受講したスタッフ一人一人の肩にかかっているとのスピーチがなされた。クロージング・リマークスに続いて、参加者全員に終了証が授与され、ワークショップは終了した。

## 2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》

### 2.5.1 プログラムの概要

TA コンサルタント・チームは、2002 年 12 月 2 日から 11 日にかけて第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき関係機関との協議を行い、支援の方法、対象となるアジェンダを検討した。BPS との協議の場において、政府機関におけるワーキング・レベルの担当者の能力向上を、民間セクターの関与の下に強化することのニーズが高いことが確認された。また、BPS からは、国内強制規格の開発に責任を有する政府機関の TBT 関連の知識強化、民間セクターの関心、そして TBT 協定に関する国内調整委員会の運営に優先順位を置きたいことが示された。

支援プログラムをより効果的なものとするために、TA コンサルタント・チームは以下の 3 点に特に注力することとした。

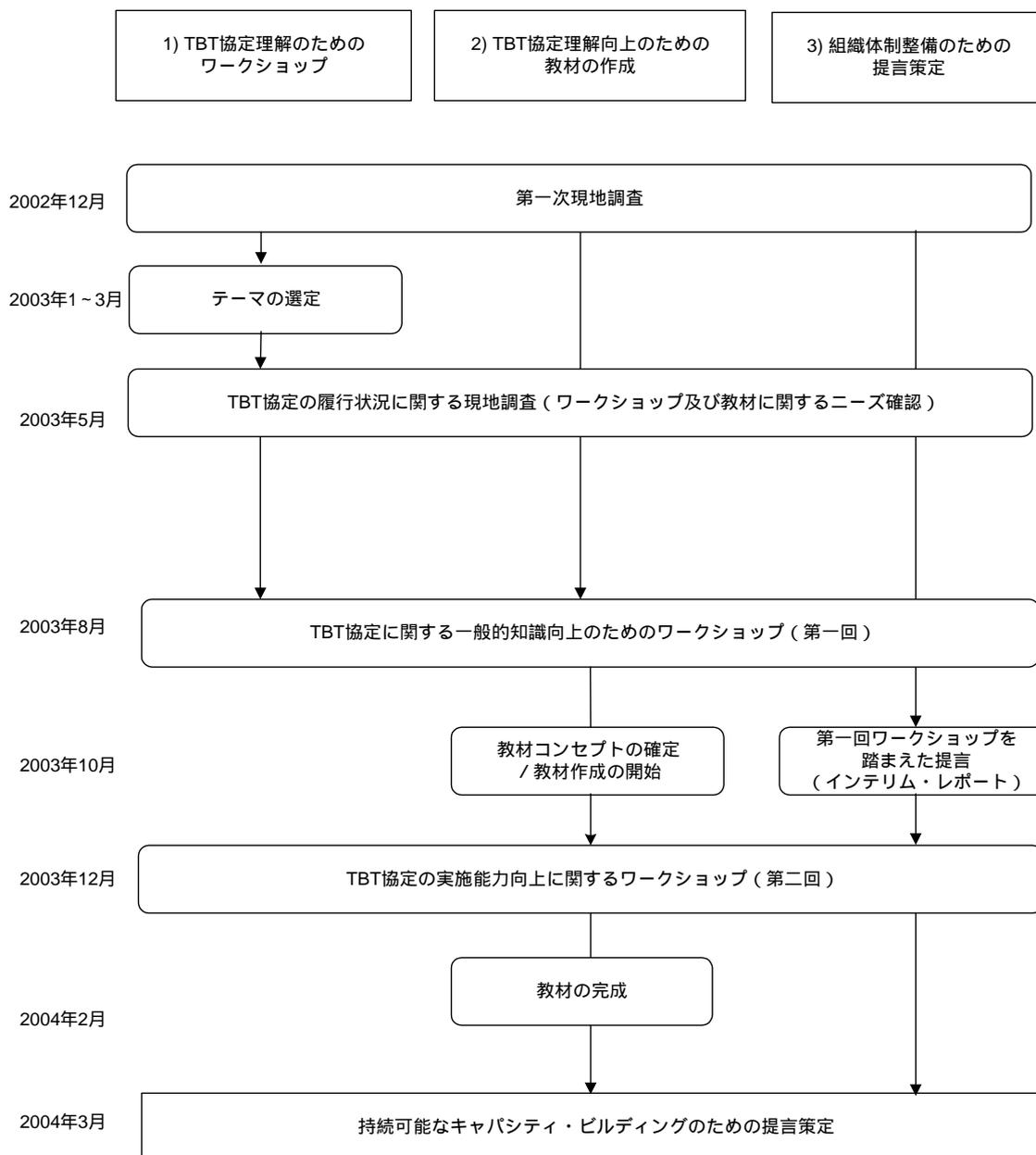
- 1) TBT 協定を理解するためのワークショップの開催
- 2) 協定の理解を助けるための教材の開発
- 3) 上記 1)、2)を通じた組織能力向上のための提言策定

まず第一に、TA コンサルタント・チームは政府関係者の TBT 協定理解向上のための 2 回のワークショップを開催することを計画したワークショップでカバーされるテーマは、BPS や他の強制規格担当省庁との協議に下で決定された。

第二に、TA コンサルタント・チームは TBT 協定の理解を向上させるための効果的なトピックを盛り込んだ教材の開発を開始した。BPS との協議に基づき、TA コンサルタント・チームは、教材に TBT 協定に関する基本トピック、通報手続、TBT 協定に関連する最新情報を盛り込むことを決定した。教材の開発にあたり、TBT 協定や日本における規格開発に関する専門知識を有する（財）日本規格協会など日本の人的リソースを活用しながら、TA コンサルタント・チームはフィリピン独自の状況を考慮することにも配慮した。

第三に、TA コンサルタント・チームは上記 1)、2)に基づく支援活動に従い、TBT 関連問題に関する組織能力向上のための提言の策定を行った。提言の策定にあたっては、特に 2 どのワークショップの成果を通じて、ワークショップ講師、BPS、参加者からのコメントが有効に活用された。

図表 III-7：コンポネント 5 の知識移転フロー



## 2.5.2 第1回ワークショップ

第一回ワークショップは、2003年8月20-21日に、マカティ・シャングリラ・マニラホテルのマカティAルームにて開催された。主としてTBT協定の一般的な理解を目的とした第1回ワークショップには、7つの関係省庁及び民間セクターから33名の参加者が参加した。スピーカーは、日本側からは経済産業省( Ministry of Economy, Trade and Industry: METI )、TAコンサルタントチーム、フィリピン側はBPSが担当した。

### 第1日目(8月20日(水))

#### セッション1：TBT協定の権利と義務

##### 「TBT協定の理解：範囲と重要条文」

- ・ 小田講師(TAコンサルタントチーム)より、特にTBT協定とSPS協定のカバー範囲の相違点に関して具体例を踏まえた説明が行われ、フィリピン側参加者からも、具体的な技術的障壁のクラリフィケーションに関する質問がなされた。

##### 「TBT協定が貿易に与える経済的影響」

- ・ 久野講師(TAコンサルタントチーム)より、国際標準や国際的な適合性評価システムの存在が輸出業者、輸入業者、消費者にどのようなインパクトを与えるか、及びこれらを促すTBT協定の履行が貿易に与える影響につき報告が行われた。

#### セッション2：TBT協定の実施

##### 「TBT通報手続きと照会所の役割」

- ・ 久野講師より、TBTにおいて定められている「通報」及び「照会所設置」等に係る義務について、及び日本でこれら義務を履行する為の運用体制、加盟国にとって他国に情報を要求する権利が与えられていること、等につき説明がなされた。これに対し、参加者からは日本におけるTBT協定の運用に関する具体的な質問等がなされた。

##### 「TBT協定関連の紛争事例」

- ・ 小田講師より、TBT協定に関連した過去の紛争は、「ECアスベストケース」及び「EC鯛ケース」の2件しか発生していないが、鯛ケースのように食品の表示に関する強制規格も紛争の対象となり得、さらに途上国が先進国を提訴し、勝訴することが可能であることが紹介された。

##### 「フィリピンにおけるTBT協定の実施状況」

- ・ Campomanes 講師（BPS）より、フィリピンにおける TBT 協定の実施状況が報告された。Campomanes 氏は、BPS の構造、フィリピンの TBT 協定実施状況、標準化のためのインフラ整備状況などの現況を説明するとともに、TBT 協定の照会所としての BPS の役割や、フィリピンが直面している TBT 協定履行上の課題を紹介した。こうした状況把握は、ワークショップ第 2 日目におけるグループ討議に反映されることとなった。

## 第 2 日目（8 月 21 日（木））

### セッション 3：「TBT 協定に関する最新動向」

- ・ 藤代講師（経済産業省）から、ジュネーブの WTO/TBT 委員会における最新の議論の内容について報告がなされた。参加者からは、同委員会が途上国に対して実施した TBT 関連技術支援の現状に関するアンケート結果の入手方法、エコ・ラベリングに関する議論の状況、労働安全衛生関連の規制と TBT 協定の関連性、ISO/IEC 等における国際標準化活動への途上国の有効な参加方法等につき質問やコメントがなされた。

### セッション 4：「グループ・ディスカッション」

- ・ 続いて、参加者全員による「ワークショップ・セッション」が行われた。参加者が 6 つのグループに分けられ、2 グループずつ TA チームが準備した課題について議論した。
- ・ まず最初の 2 グループは、「TBT 協定に関する照会所の役割」について議論し、報告を行った。次の 2 グループは、「TBT 通報システムの効率性の向上」についてそれぞれ議論し、解決策を提示した。また、最後の 2 グループは、「国内の利害関係者に対する TBT 協定の活用方法」を議論し、その選択肢を提示した。これらグループ報告の結果は、BPS のシニア・オフィシャル及び日本側専門家のコメントを踏まえ、今後の BPS の「行動計画」に取り込まれることとなった。

## 2.5.3 第 2 回ワークショップ

第 1 回ワークショップにおけるアンケート調査の結果、講師及び BPS のコメントを総合的に判断し、TA コンサルタント・チームは第 2 回ワークショップの目的を以下のとおりに設定した。すなわちラベリング、MRA など基準認証に係る新たな課題に関する理解、TBT 協定の権利・義務に関する理解の増進の 2 点である。特に TBT 協定の権利・義務の理解の増進については、省庁横断的なメンバーで小グループを構成し、協定本文を参照しながら

グループ毎に与えられた課題を解決するという方式が採られた。

第2回ワークショップには、フィリピンの13の省庁及び民間セクターを代表する37名の参加者が参加した。スピーカーは、日本の経済産業省（METI）、TA コンサルタントチーム、及びBPSによって担われた。

## 第1日目（12月4日）

### セッション1 TBT協定の更なる理解

#### 1-1 TBT協定に関連するラベリング問題

小田講師（TA コンサルタント）より、世界各国のラベルが紹介され、ラベリング問題とTBT協定の関係、WTO加盟国の関心、更には経済発展上のインプリケーションに関する説明が行われた。これに対してフィリピン側参加者からは、労働関連ラベル、化学分野におけるラベルの要件、宗教関連のラベル（ハラールマークなど）とTBT協定との関係について質問がなされるとともに、関連技術の進化に伴いラベルの要件も改訂されるべきであるとのコメントがなされた。

#### 1-2 日本における基準認証関連の規制改革および省庁間調整

続いて、久野講師（TA コンサルタント）より、日本における基準認証分野の規制改革・規制緩和の流れ、規制の性能要件化の概念、及び規制担当者と基準認証担当者との協調体制等につき説明がなされた。参加者からは、性能要件型の規制と詳細な技術仕様を含む規制は二律背反的なものなのか、あるいは混合型の規制もあり得るのか等につき質問がなされた。

### セッション2 MRA

#### 2-1 MRA（相互承認協定）の法的・経済学的考察

午後のセッションでは、久野講師及び小田講師より、MRAの概念に関する基本的な説明、TBT協定とMRAとの関係、MRAの便益と費用、及び日本におけるMRAの経験について紹介がなされた。これに対してフロアからは、技術水準の異なる国がMRAを締結することの実現可能性、途上国側にとってのMRA締結の意義等につき質問がなされた。

#### 2-2 フィリピン・ASEANにおけるMRAの経験

第1日目最後のセッションにおいては、Isagani講師（BPS）より、フィリピンによる地域レベルのMRA（ASEAN：ACCSQ、APECなど）への参加状況、及び特定国あるいは特定国認証機関とのMRA/MOUの締結状況に関する紹介がなされた。参加者からは、フィリピンがMRAを締結していく意義について質問が提起されるとともに、現在、MRAの締結国

以外からの輸入品が十分な認証を経ずにフィリピン国内に流入してくることに對して、国内関係機関がどのように協調して問題に對処すべきかという点につき、議論が行われた。

## 第2日目(12月5日)

### セッション3 TBT委員会における最新動向

第2日目は、まず藤代講師(経済産業省)より、2003年10月にジュネーブにおいて開催された「ラベリングに関するワークショップ」で提起されたケース・スタディの内容、及び同年10月、11月に開催されたWTO/TBT委員会の活動状況につき、特にTBT協定の実施に関する第三回三年見直しの内容を中心に説明がなされた。続いて、現在改訂途上にあるJISマークシステムの概要についても紹介がなされた。これに對してフロアからは、新たなJISマークシステムにおける外国の認証機関の扱いに関する質問がなされた。また、産業界の代表者より、實質的に国際標準として扱われているUL規格がTBT協定において国際標準とみなされるのかについて質問が提起された。

### セッション4 グループ・ディスカッション

セッション4においては、参加者全員による「グループ・ディスカッション」が行われた。参加者全体が省庁横断的なメンバーで構成された6つの小グループに分けられ、TAチームが準備した3つの課題について議論を行った。このグループ・ディスカッションの目的は、省庁横断的なグループ内における議論を通じ、フィリピンが直面しているTBT協定履行上の問題点を特定すること、国際標準化活動の重要性を理解すること、実際にTBT協定を参照しながら、上記課題を解決するための現実的な解決策を模索すること、に設定された。

まず、TAチームから方法論に関する説明がなされた後、午前中の残りの時間、及び昼食後の時間を用いてグループ内で課題解決の為の議論が行われ、最後に各グループによるプレゼンテーションが実施された。

最初の2グループは、「外国市場における新たな技術的障害への對処方法」について議論し、TBT協定上の権利の活用方法に関する報告を行った。次の2グループは、「国際標準化活動への参加促進方法」についてそれぞれ議論し、国際標準化活動を活性化させる為の解決策を提示した。また、最後の2グループは、「国内において新たな強制規格を導入する際のTBT協定の権利/義務の享受/履行方法」を議論し、その選択肢を提示した。前回ワークショップ同様、これらグループ報告の結果は、BPSのシニア・オフィシャル及び日本側専門家のコメントを踏まえ、今後のBPSの「行動計画」に取り込まれることとなった。

## 2.6 アクションプラン策定《コンポネント6》

### 2.6.1 キックオフ・セミナーの開催

本支援プログラムでは、フィリピン政府のカウンターパートである DTI と JICA 共催によるキックオフ・セミナーを立ち上げとして実施した。本セミナーは、WTO の枠組みによってもたらされる利益に係る共通認識を、フィリピン政府関係者において形成する機会として位置づけた。また、本プログラム活動にとって重要と考えられる課題のプライオリティ・問題意識の基礎づくりに資するものとして実施した。以下は、セミナーの主な概要である。

#### (1) 概要

2003 年 3 月 5 日、マニラマンダリンホテルにおいて「WTO システムとフィリピン」をテーマとするキックオフ・セミナーを開催した。(本件セミナーの実施内容等に関しては、2002 年 12 月 10 日に開催されたインセプション会合における検討を基礎としている。)本セミナーは、政府関係者の関心を向上させるため、関係方面に広く参加を要請した結果、最終的に DTI、関税委員会 (Tariff Commission)、税関、NEDA、知的財産権庁、外務省、環境・天然資源省、労働・雇用省、農業省、農地改革省、通信・交通省、大統領府、中央銀行等政府関係機関を中心に 134 名の参加者を得た。

基調講演講師として、日本側からは、松下満雄成蹊大学法学部教授(前 WTO 上級委員会委員)、吉屋拓之経済産業省通商機構部参事官参事官補佐、また、フィリピン側からは、Thomas Aquino DTI 次官、Angelo Salvador M. Benedictos DTI 課長補佐が参加した。また、モデレーターとして、フィリピン側から、Edgardo B. Abon 関税委員会委員長、Angie M. Sta. Catalina 外務省課長の参加を得た。

#### (2) オープニング・セッション

セミナーは、Aquino 次官のオープニング・リマークスに続き、JICA フィリピン事務所高田次長からの挨拶で開会された。

オープニングでは、まず Aquino 次官より日本政府に対し、本件 APEC メンバーに対するキャパシティ・ビルディング支援協力への謝辞が表明され、本案件の経緯につき、既にタイ、インドネシア、マレーシアにて支援が行われた点、APEC の枠組みに基づく先進諸国の対途上国支援の一環である点等が説明された。この中で、日本のこれまでの経験の共有が本支援を通して有用であり、フィリピン政府にとって今後の WTO 協定履行に係る更なるキ

ャパシティ改善のための知識向上に資するものである旨の見解が示された。

続いて、JICA フィリピン事務所高田次長から、WTO の枠組みを通じて特に ASEAN 地域の貿易自由化を支援することは日本政府にとっても重要な事項である点が表明され、そのために JICA において本支援プログラムの枠組みを整備してきた経緯等が示された。本趣旨を達成する上で、本案件では多方面の WTO 協定専門家を投入し実りあるものにしていく方針を説明した。

### (3) 第 1 セッション

第 1 セッションは、松下教授の基調講演を中心に進められた。松下教授からは、WTO の義務だけでなく権利についても触れ、多国間貿易システムの重要性と全体像を概観する説明が講義された。特に、同システムにおいて重要な役割を果たす紛争処理手続き、不公正貿易是正に係る貿易救済措置の特徴等に触れ、貿易と環境問題との関係、食品の安全性、FTA/RTA 拡大の状況、知的財産権問題等、WTO における新しい動きについても詳細な講義が提供された。

続いて、Benedictos 課長補佐から、フィリピンにおける WTO 協定履行に係る現況と課題についての説明が行われた。また、現状に至る歴史的経緯、協定履行に係る目的、機能、基本的な原則、枠組み全体の構造・加盟国構成等にも触れ、フィリピンが現状コミットしている協定が概観された。両講師の基調講演の後、Abon 委員長のモデレーションで、質疑応答の時間がもたれた。( 質疑等の主な概要に関しては、後述(5)項参照。)

### (4) 第 2 セッション

第 2 セッションは、吉屋補佐からの基調講演を中心に行われた。吉屋補佐からは、ドーハ開発アジェンダ (DDA) の進捗状況を説明の上、1)DDA が成功裡に成果を得ることの重要性、2)WTO 協定履行の必要性、3)キャパシティ・ビルディングの重要性等が説明された。この後、Catelina 課長のモデレーションで、松下教授、Benedictos 課長補佐からのコメントなどを得た上で、質疑応答が行われた。

質疑応答の後、最後に TA チーム田中団長より、本件プログラムの全体像紹介等を経て、Kabigting DTI 課長のクロージングリマークが Benedictos 課長補佐より提示された。

## 2.6.2 ラップアップ・セミナーの開催

本支援プログラム全体の締めくくりとして、2004年2月19日、マニラ市内マカティ・シヤングリラホテルにおいて、DTI と JICA 共催によるラップアップ・セミナーを実施した。本セミナーは、本支援プログラムで実施したキャパシティ・ビルディング活動を振り返り、それらを評価するとともに、WTO における多国間の通商枠組みを円滑に活用するという観点から、フィリピン政府に対する本プログラムの効果をレビューすること、また、今後の活動として期待される活動等、各コンポーネント実績を含め政府関係機関の間で情報共有化をはかることを目的とした。以下は、セミナーの主な概要である。

### (1) 概要

セミナーは、これまでのフィリピン政府側活動関係者を対象に83名の参加を得た。また、上記プログラム関係機関に加え、JICA フィリピン事務所の他、国際援助機関から CIDA (Canadian International Development Agency)、USAID (United States Agency for International Development)、EU (European Union) の参加を得た。

### (2) オープニング・セッション

開会では、JICA フィリピン事務所中垣所長、DTI 側から Aquino 次官のオープニング・リマークスに続き、TA チームから田中団長のプログラムのレビューが行われた。

中垣所長からは、セミナーへの関係者の積極的参加に対する謝辞に続き、今回のプログラム概要を5つのコンポーネントに渡り説明があり、成果については最終報告書にとりまとめられる旨の報告があった。また、本プログラムの趣旨である WTO の多国間通商枠組みの活用と自由貿易の重要性が示唆され、本プログラムの成果が、今後の日・比二国間協定の検討にも資するものである点に言及があった。また、本プログラムの成果は、今後の政府各関係機関及び官民の関係団体の間での協力・連携を促進することで、より良い効果を生み出す点が強調され、その意味でも、本プログラムで提供された情報共有システムが、関係各省庁間で効率的に活用されることに対する期待が表明された。

Aquino 次官からは、日本政府並びに JICA に対して本プログラム支援への謝辞が表明された。また、本セミナーに JICA 以外にも国際支援機関の参加が実現したことについて評価が示されるとともに、今後重複を避けつつ更なる支援協力への期待が表明された。本プログラムを振り返り、フィリピン政府においても WTO 協定そのものの理解はあるものの、これらを実質的に履行してことに対するキャパシティ・ビルディングが必要であった点に触れ、

本プログラムを契機に、今後とも更なる支援が期待される分野についての積極的な検討を歓迎する旨の示唆があった。

TA チーム田中団長からは、本プログラムの実施プログラムに加え成果実績を説明するとともに、人材育成、組織強化、情報共有の3点が、特にキャパシティ・ビルディング活動の重要な要素である点が強調された。

### (3) 各コンポーネントの活動実績及び今後の方針報告

#### (a) 情報シェアリングシステム / 全般

- Mr. Angelo Salvador M. Benedictos, Assistant Director, BITR -DTI

情報シェアリングシステム及びプログラム全般に係るコンポーネントのカウンターパートとして、DTI, BITR の Benedictos 課長補佐より、本プログラムのとりまとめとしての BITR の位置づけを説明の上、Aquino 次官の強いイニシアティブにより 2001 年 National Economic Development Board を通して、本支援プログラムが実現した背景が紹介された。

本コンポーネントに関しては、現行の情報システムの改善し WTO 協定履行を円滑化し、組織的能力向上のために、情報共有システム( WRISS : WTO-Related Information Sharing System ) が開発された。本システムは BITR を中核に運用されるものであるが、一部 BPS、BIS も利用が可能となっている。提供された PC 及び関係機器、システムによって、基本的に今後 DTI 内で WTO 関係情報へのアクセスを可能としている。今後の検討課題としては、関係部署だけでなく、関係他省庁、広く一般に対して WTO 関係情報をできるだけ有効に活用できるようにするための方策である点が表明された。

#### (b) TBT コンポーネント

- Ms. Victoria S. Campomanes, Chief, WTO TBT Enquiry Point, BPS

BPS の Campomanes 主任より、まず、BPS の WTO エンクワイアリー・ポイント運営の状況と技術支援を必要とした課題の背景等について説明があった。続いて、協定履行を円滑化し、また、関係各方面とも連携を密にしていくため、BPS では、今回の JICA 支援プログラムの提言を受け、以下のアクションプランに到達した旨報告があった。

- i) NCC ( National Coordinating Committee on WTO/TBT ) の強化
- ii) 政府関係部署間における知識伝達活動の実施

iii) 標準化プロセスへの民間セクターの参画を促す BPS のリーダーシップの発揮。

(c) GATS コンポーネント

- Ms. Brenda R. Mendoza, Director, Trade Industries and Utilities Staff, NEDA

NEDA の Mendoza 課長より、本コンポーネントの活動についての要約報告がなされた。なかでも、プログラムの中でも、リクエスト・オファーに係る通商交渉シミュレーションのワークショップは、特に IAC-TC メンバーにとって役に立った点が強調された。なお、本コンポーネントの提言を受け、NEDA としての今後の提言として以下が紹介された。

- 今後、更なる能力強化が必要とされる分野を特定しつつ、IATC-TS を継続的にアップグレードしていく。関係機関に対しては、分析ツール・技術提供、データベース構築、DTI に提供された WRISS の IAC-TS への拡張等を念頭に置く。
- 日本の JSN にみられるような、産業界におけるサービス産業ネットワークを構築する
- 持続的キャパシティ・ビルディング活動を可能とするため、トレーナーズ・トレーニングを実施する。本取組は、人材教育だけでなく広く WTO 関係問題の検討のためにも実施し、フィリピンの交渉スタンスへの提言に資するものとし、加えて人材育成トレーニングを受けた職員の異動に伴う情報の断絶を回避するために役立たせる。
- 教育、厚生、農業、通信、及び新たなサービス・セクターについても、マニラ市以外の地域を含め、GATS セミナー等の機会を拡張する。
- IAC-TS の活動を支援するための、特定セクターにおける国際競争力分析調査や貿易自由化に伴うコスト・ベネフィット分析調査等が今後の支援として期待される。

(d) SPS コンポーネント

- Mr. Jerome D. Bunyi, Senior Economist, Economic and Policy Analysis Division, DA

本プログラムで提供されたセミナーの目的は、事前に実施されたサーベイに基づくのであったが、時間的な制約やコミュニケーション上の難しさ等から、必ずしも WTO/SPS の議論を十分に尽くしきれない部分もあった点が指摘されたが、本 JICA プログラムを通して、地方の検疫官を招請することができた点が評価された。

今後の活動に係る提言としては、(i) 組織的課題に対する取り組み、(ii) 人材育成及び技術向上、(iii) データベースの強化と情報発信（特に農業の現場に携わる関係者に対して）、(iv) 農業に係る貿易障壁軽減のための支援メカニズムの提供、が含まれるとした。

今後の支援措置として、DA としてはリスク評価に係るフォローアップ・トレーニングの実施を示唆している。本リスク評価では、リスク・コミュニケーション、管理・コントロール等を含むべきとしている。また、税関・検疫法令と WTO 協定に係る DA と BOC、DOH 等との連携チーム設置やワークショップの開催、現行の SPS ウェブサイトのアップグレードについても言及があった。

(e) AD/SG コンポーネント

- Mr. Emmanuel A. Cruz, Director and Concurrent Head Executive Assistant, Tariff Commission

Tariff Commission の Cruz 課長からは、本プログラムにおけるセミナー実施に対して謝辞が表されるとともに、関係各方面に対して本成果が均てんされることを期待する旨の示唆があった。提言として言及された点は、(i) 貿易救済法に係る政府機関の間で技術問題を扱うワーキンググループを設置すること、(ii) 公正貿易センターの設置等を通じた官民協力の促進、(iii) 正確且つ最新情報へのアクセスの改善、であった。

- Mr. Luis Catibayan, Director, BIS, DTI

BIS の Catibayan 課長からは、本プログラムで実施したワークショップについてのレビューが行われ、これら、一連のプログラムによって能力向上につながった点が紹介された。また、今後の他ドナーからの支援に対する期待が表明されるとともに、本件に関しては、BIS が事務局となって今後のプログラム実施に取り組む旨の表明があった。

(5) セミナー後の質問票に寄せられた今後の活動に対する関心・期待

今後の活動に対する関心・期待が、セミナー後の質問票に寄せられた。概して、今後のフォローアップ、対象分野・セクターの拡張、より具体的な技術的手続きに関する教育支援等が関心の中心となった。

## ・ 提言

### 1. 各分野に関する評価と提言

#### 1.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポーネント 1》

##### 1.1.1 評価

WTO 協定実施にかかる組織体制の強化の観点から、DTI における「WTO 関連情報の「共有」と「提供」を図りやすくするための手段として、WTO 関連情報共有システムである「パイロットシステム」を設計・開発し、2004 年 2 月 24 日に DTI へ導入した。本支援実施の結果、DTI が WTO 協定実施にかかる組織体制の強化のための手段を得ることができたと思われる。こうした、パイロットシステムの正式運用開始までの一連の支援活動を通じて、以下のような成果が得られた。

- ・ 本コンポーネントの支援実施に関して、DTI カウンターパートの積極的な協力が得られたため、WTO 担当部署の支援実施前の課題解決に適し、かつ、DTI 側のニーズを反映した情報共有システムを設計・構築・導入することができた。
- ・ システムの設計・開発段階を通じて、できるだけ DTI カウンターパートとともに議論・作業を行ったため、システム設計、開発手法、開発管理に関する技術支援を行うことができた。
- ・ DTI カウンターパートの協力により、システム稼働時に既存文書を整理・デジタル化し、システムに登録することができた（約 2,500 文書）。これら一連の作業を通じて、システム運用開始段階から、個別担当者が情報共有システム利用のメリットを実質的にも意識の上でも感じることでできる環境をつくることができた。
- ・ ユーザ向け、システム管理者向け、システムオペレータ向けのシステム利用マニュアルを整備することができた。DTI カウンターパートとの打合せを充分に行うことができたため、よりわかり易いマニュアルを作成することができた。
- ・ 上記マニュアルを利用することで、今後、パイロットシステムの運用のための研修を実施するための基礎を構築することができた。
- ・ DTI におけるシステム管理者、システムオペレータが誰なのかを明確にすることができたため、今後、運用時における様々なトラブルに対し、的確に対応できる体制を構築することができた。

しかしながら、パイロットシステムを導入したことだけでは、WTO 関連情報の共有化が促進され、WTO 協定実施にかかる組織体制が強化されるわけではない点に留意する必要がある。

ある。実際に WTO 関連情報の共有化が促進されるためには、WTO 関連業務担当者がパイロットシステムを今後いかに活用していくかにかかっていると見える。個々の担当者が自らの情報を登録することによってはじめて、大きな業務効率化が図られるためである。

現在、パイロットシステムの導入が終わり、本格的なシステム利用が開始され始めた段階だが、今後は、WTO 担当部署の個々の担当者全員が、自らの有する情報を共有しようとの意識を持つことこそが重要であると思われる。これらを踏まえ、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化に向けた、DTI に対する提言を次に示す。

## 1.1.2 提言

### (1) システムの維持管理

#### (a) システム利用の継続的な確認と定期的なユーザ研修の実施

- ・ システムの運用状況（利用者数、ドキュメント登録件数、トラブル報告 / 等）を毎月のシステム運用定期報告会にて確認し、利用者数増加に向けた対策、トラブルへの対策等、パイロットシステムの継続的な利用に向けた各種対策を協議することとする。本報告会には、パイロットシステムの運用責任者、システム管理者、システムオペレータが参加する。
- ・ 本報告会におけるシステム開発会社（ADTX Systems）のサポート（2005 年 3 月まで）が決定しており、当面は、同社からの報告を受けることで、DTI 側はシステム運用状況を把握することができる。今後、DTI 側は同社のサポート期間中に、システム運用状況の把握・分析方法についてノウハウを得ることが必要であろう。
- ・ また、これら運用状況を踏まえ、定期的なシステムの利用研修を実施することが必要と思われる。新任の担当官や、利用に不安のある担当官を対象に、システムの利用研修を定期的に行い、担当官全体のシステム利用習熟度の底上げを行うことが重要である。

#### (b) システム利用の管理チームの設置（特に新規文書の登録のルールと手続き）

- ・ 本パイロットシステムに新規文書を登録する際、各文書の属性情報（カテゴリ、キーワード、サマリ / 等）を適切に作成することが非常に重要である。
- ・ 既に、本パイロットシステム運用のための管理チーム（運用責任者、システム管理者、システムオペレータ）を BITR、BIS、BPS、MIS の各担当官数名で構築してい

る。これら管理チームは、本パイロットシステムに登録されている文書を定期的にチェックし、適切な属性情報が作成・登録されているか確認する必要がある。その上で、属性情報に不備がある場合は、当該文書を登録した担当官に修正指示を行うとともに、ユーザ研修等において、登録方法の指導を行うべきであろう。

(c) システム稼動中に発生するトラブル処理と改善のための体制整備

- ・ 今後、本パイロットシステムを利用するにあたり、各種のトラブルが発生することが予想される。いずれの場合も、放置すると、ユーザからの信頼を損ない、利用されないシステムになってしまう危険性がある。そのため、こうした問題が発生した場合は、既述のシステム管理チームが素早く対策を協議・実施する必要がある。また、トラブルが発生した場合は、トラブルの発生原因、対策等を報告書にまとめ、管理チームで情報共有し、再発生を未然に防ぐようにすることが重要である。

(d) 組織内の全階層におけるシステム利用の促進

- ・ トップダウンによる、DTI 各担当官に対するパイロットシステム利用指示も重要であると思われる。例えば、本パイロットシステムを利用して WTO 関連の調査報告書を作成する、といった業務を、DTI の各担当官に指示することにより、各担当官がパイロットシステムを利用する機会を増やすなどの方法が考えられる。

(2) システムの拡張

現在、本パイロットシステムは、セキュリティを考慮し、DTI の LAN 内のみで稼動する設計となっている。但し、将来的には DTI の LAN 外から本パイロットシステムに対するアクセスも可能な設計にもなっている。「WTO 協定実施にかかる組織体制の強化」という観点からは、DTI 以外の各省庁との情報共有の体制を構築することが、今後の課題とも考えられる。

(a) システム拡張に関する DTI 内における検討の場の設置

- ・ 既述のシステム管理チームを中心とし、本パイロットシステムの拡張の方針、方法について、具体的な検討委員会を設置する。検討項目としては下記が想定される。
  - パイロットシステムへのアクセスを許可する他省庁の範囲
  - アクセスの内容（文書の閲覧のみ許可、文書の登録・編集・削除まで許可 / 等）
  - 技術的な課題（プログラム変更、ハードウェア追加、インフラ整備 / 等）

- 運用上の課題（運用フローの変更、システム管理チームの拡大 / 等）  
/ 等

(b) システム拡張に関する DTI と他の省庁との間の検討の場の設置

- ・ DTI 内におけるシステム拡張の方針、方法が確定したうえで、関係する他省庁との検討委員会を設置する。そのうえで、DTI のみならず関係省庁にとって最も利便性が高く、セキュリティも確保したネットワーク構成を構築し、パイロットシステムの拡張を図るべきであろう。

## 1.2 農業 / SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》

### 1.2.1 評価

農業・SPS 協定の実施のためのキャパシティ・ビルディングを目的としたセミナーを 1) 参加者に対するアンケート調査、2) カウンターパートへのインタビュー調査、3) 講師へのアンケート・インタビュー調査の 3 つのリソースから得られる考察を基に評価することとする。

#### (1) 参加者アンケートの結果

アンケート調査はセミナーが取り上げた内容、配布資料の質はどう評価されているか、いかにセミナーで学んだことを普及させるかということ把握することを主たる目的に実施された。

多くの回答者は各セッションが期待に沿った形で内容も役に立つものであったと回答している。日本の具体的な経験に焦点をあてているセッションについては評価が高く、80%以上の回答者がセッション 2 (流通) と 6 (食品安全とリスク・アナリシス) にとても満足していると回答した。配布資料については 6 セッションすべてについて約 90% の回答者がとても役に立つと回答している。一方、セミナーで得た知識の普及に関しては研修を開催するような予算や施設などが不足している理由をあげ、70% の回答者が知識を個人的に伝えるのみにとどまるであろうと回答した。

農業省のキャパシティ・ビルディングを強化するためには、継続的な研修プログラム、動植物検疫、食品安全のための検査室・機器、関係する分野での日本の経験を学ぶ機会などが必要であると回答し、日本とフィリピンの専門家の交換プログラムのようなものが得られるとよいと希望を述べている。アンケート調査結果の詳細は附属資料に記載した。

#### (2) カウンターパートの評価

参加した関係機関職員は日本の経験の詳細を説明したセミナー内容と配布資料について日本の関係機関および関係法規に関する英語の資料が非常に限られているため、特に感謝された。日本の検疫、流通システムの総括的な説明はフィリピンが将来組織を統合していく際に参照するのにふさわしいものであるとのことである。さらに日本の関係機関が新領域に対応しうる能力を維持するための人材育成メカニズムについての説明により、改めて継続的な研修の重要性が喚起されたようである。

### (3) 講師からのコメント

中央政府機関からの参加者は教育レベルも高く、有能であることは理解したが、当該監督機関としての問題解決能力の弱さが指摘された。それは質疑応答時にドナーから援助を供与される方法や、協定の条項実施においてどのように優遇措置を得るかという質問が繰り返されたことによる。フィリピン政府はリスク・アナリシスを実施するための体制を整えるための投資計画を適切に策定することが重要であることも指摘された。

講師は参加者の理解促進に役立つ内容であったと認識しているが、基本的な質問をする参加者とフィリピンの状況を考慮して適切に説明を加える参加者のレベルに大きなギャップがあったことが確認された。講義配布資料などを適切に利用し、フィリピン側でのフォローアップ活動に努めるべきであろうとコメントをまとめている。

#### 1.2.2 提言

農産物貿易の不均衡状況を改善する努力が継続されなければならない。国内農業の競争力強化と国境での管理強化に果敢に取り組む必要がある。農業セクターの改革には流通、土地改革、灌漑などの分野が含まれるが国境管理に関するキャパシティ・ビルディングに焦点を当てたい。すなわち SPS 協定に速やかに整合するために検疫・食品安全体制強化のために(1) 適切な組織体制確立、(2) 人材育成を通じた技術レベルの向上、(3) 情報の共有システムの強化の3つの点で提案をすることとする。

##### (1) 適切な組織体制確立

SPS、検疫業務が効率よく関係者に対して責任を持って実施されるためには、関係組織・部局の重複している業務は、必要な法的改正を持って一元化される必要がある。

現在、増加する密輸された農産物が国内価格に打撃を与えるのみならず、検疫されていない農産物の流入が食品安全も脅かすため、密輸取締りが重要な課題となっている。関税局と検疫サービスの連携は WTO 協定に関係する法規制を基礎にした業務を実施するために、強化されなくてはならない。

更に食品標準化と食品安全の観点から地方の関係者を支援するために全国において検査施設が戦略的に設置されなくてはならない。現存の機器の水準を改善するために必要な投資をすることも取り組まなければならない重要な課題である。農業省は繰り返し資金的な

余裕がないことを表明したが輸出品と国内産品のリスクを最小限にするために最善を尽くして必要な機器・設備を整備していくことを優先していかねばならない。

## (2) 人材育成を通じた技術レベルの向上

プログラムを通じて得られた協定の基本知識とセミナーで配布された資料を活用し、参加者は普及のための研修を実施するべきである。ドナー諸国が主催する SPS 研修に参加するのも重要な機会である。

そのほかには諸外国の関連機関・研究所に専門家を研修のために派遣することが考えられる。これによって、遺伝子組換え体 (GMO) や有機農産物などの新しい問題にどのように取り組んでいるかを直接理解し、技術力を向上させることができよう。

多くの参加者がリスク・アナリシスについて深く学ぶ機会を必要としている。専門家を対象にした上級セミナーを開催することによって詳細な経験は伝えることが可能である。害虫リスク・アナリシスのためのデータマネジメントに関する具体的な技術移転の要求もあった。Codex Alimentarius (コーデックス委員会)、OIE (国際獣疫事務局)、IPPC (国際植物防疫条約) のような国際標準機関に整合するためにフィリピン政府は国内関係諸国と外部専門家の間での継続的な議論が必要である。

## (3) 情報の共有システムの強化

### (a) 現在の情報システムインフラの改善

協定の円滑な実施のために関係機関の間で情報を共有するための適切な手段を持つことが必要不可欠な要素の一つである。現況ではコンピュータ化が進んでおらず多くの政府職員は電子情報にアクセスするのが困難である。そのため専門知識を有する中央政府の職員が、国際標準に整合する必要がある地方の検疫官や生産者に対して関連する情報を伝達することが十分にできない。関係する部局と地方諸機関に対する情報共有システムを強化することが整合性を改善するための鍵である。定期的なニュースレターや将来的には電子メールによるニュースレターによって WTO 協定および国際標準に関する最新情報を普及させることが重要である。近年設置された SPS 情報システムウェブサイトは透明化を改善し、効果的に情報を伝達するためにはまだキャパシティが限定的であり、更なる投資が必要である。

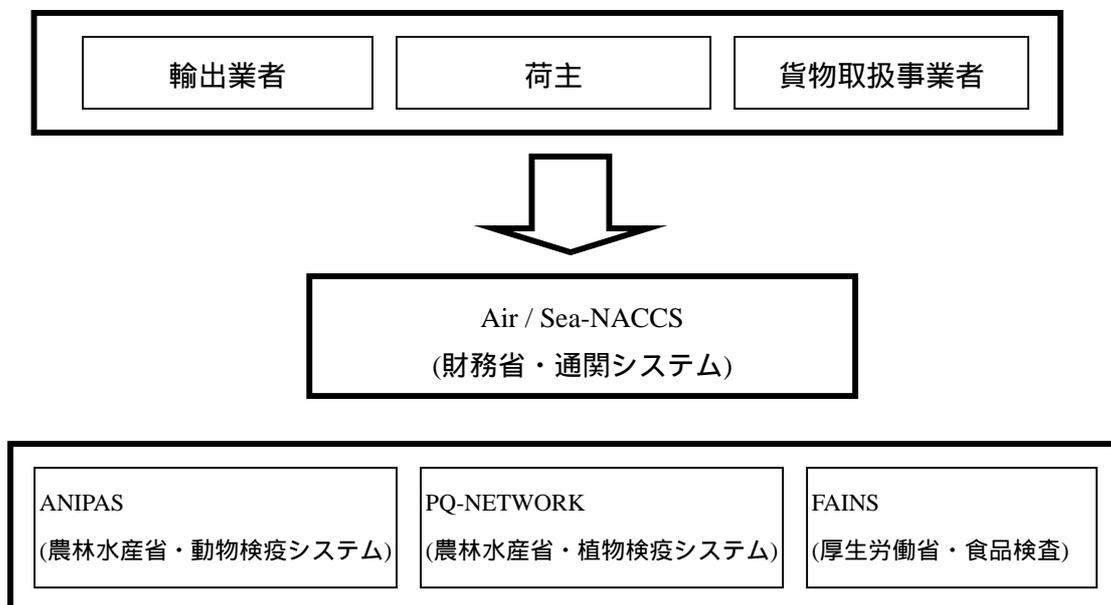
(b) 検疫局と関税局のネットワークの一元化

国境管理の重要な課題に違法に輸入される農産物が増加していることがあげられる。この問題は関税局と検疫諸機関の間に情報を共有するシステムがないため解決しにくい。農業省のほかに関係する保健省や関税局の間を繋ぐネットワークシステムの構築が実現されるべきである。日本のような先進国だけでなくフィリピンの近隣国でも国境での適切な管理を目的とした近代的なネットワークシステムを導入し始めている。フィリピン政府も早急に将来の総合的なネットワーク構築のためのフィージビリティ・スタディを実施するべきである。

最近日本が輸入手続管理のために構築した「シングル・ウィンドウ・システム」というコンピュータシステムも検討に値するであろう。以下の図がその概略である。

検疫と関税のシステムのネットワークを構築することにより、WTO 協定に整合した SPS 措置をフィリピンで実施することが改善されるであろう。システムを構築する際にはそのシステムを動かす人材に対して適切な研修を行うことが同時に重要である。

図表 IV-1：日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図



## 1.3 GATS の実施能力向上支援《コンポネン ト 3》

### 1.3.1 プログラム評価（概観）

本コンポネン トの活動の評価は、1)ワークショップ終了時の参加者に対するアンケート調査、 2)NEDA、 DOT 及び DOTC といったカウンターパートとの協議、 3)ワークショップ講師のコメント、 および、 4)これらを総合した TA コンサルタント・チームによる見解に基づいて行った。その結果は以下のとおりである。

- a. 活動全般に関する評価として以下の点が挙げられる。
  - ・ プログラム実施前には、政府部内に GATS に関する知識を有する行政官は、限られた人数しか存在しなかった。関係各省庁が有する交渉に関する背景情報は極めて少なく、サービス貿易自由化のコスト・ベネフィットに関して認識していなかった。
  - ・ プログラムの実施を通じ、より多くの政府機関と民間部門が GATS の条項について精通するに至り、GATS の規定に起因するコスト・ベネフィットについての知識を得た。知識を得たことにより、IAC-TS メンバー省庁は所轄産業に関するサービス貿易自由化についてのポジションを強力に発信していくことが期待できる。
  - ・ 3 つのフェーズに渡る活動のアジェンダは的確であった。関係省庁との累次の協議によって、ワークショップ等のテーマ設定は参加者のニーズに見合ったものとなった。
- b. 特定のサービス分野を取り上げつつ GATS について説明するというワークショップのアプローチは有用であった。参加者からは、例えば健康、教育、農業関連サービス、通信等、他のサービス分野に関してもワークショップを実施するよう強い要望の声があがり、ワークショップ対象分野やテーマの拡張や修正のための協議を行った。「新興」サービス分野、あるいは論争の余地が大きいエネルギー・環境、自由職業サービス等に関し、1 日という限られた時間で扱うことには困難もあった。
- c. 同様に、サービス貿易自由化交渉のリクエスト・オファー・アプローチに関する模擬交渉ワークショップも、今後も継続的に実施していく価値があると認められた。模擬交渉ワークショップは、効果的に交渉技術に関する識見を与えるものであり、とりわけ今次サービス貿易自由化交渉から可能な利益を得るために能力向上を通じて克服すべき弱みについての理解を深めることが可能となった。
- d. GATS に関する一般の認知向上は、国際貿易協定への参加を通じてフィリピンが利

益を得ることを目指した政府と民間産業界や市民社会との戦略的な連携のために必要不可欠である。

### 1.3.2 提言

活動の総括と評価に基づき、次のような提言の検討が求められる。

#### (1) サービス貿易省庁間調整委員会 (IAC-TS) の強化

国際的なサービス貿易自由化に関し、フィリピンの交渉ポジションの調整と策定を一義的に担当する IAC-TS が、より一層機能を強化していくことが重要である。

- (i) 特定のサービス分野の自由化の影響を評価し、交渉の際に有利な状況にあるか不利な状況にあるかといったことを判断し、サービス貿易自由化のコスト・ベネフィットや影響を分析するといったことは、これまで IAC-TS は有していなかった。こうした能力の構築が必要である。
- (ii) 上記(i) を可能になるためにも、専門職員が分析ツール、分析技術を獲得していく必要がある。加えて、交渉におけるリクエストとオファーを分析、解釈、評価するためのツールや方法論が必要である。さらには、他国の市場アクセスや内国民待遇の制限についての分析力を高めることによって、より効果的な交渉が実現できる。
- (iii) とりわけ事務局である NEDA の経済的・技術的な分析力を強化し、フィリピンが約束をしているサービス分野において調査研究を進めることによって、フィリピンのサービス分野に関する効果的なデータベースの構築を補完することができよう。約束の有無を問わずフィリピンのサービス分野に関するデータを収集し、データベースを構築することが有用である。このデータベースは、IAC-TS メンバーの各省庁だけではなく、他のステーク・ホルダーにも利用可能なものとし、IAC-TS 議長である NEDA の事務局が、サービス貿易交渉主幹省庁として、また、GATS 第 3 条に基づく照会所として活用できるようにすることが望まれる。
- (iv) WTO 関連の情報や関連国内情報にアクセスすることは、IAC-TS が責務を果たすために必要不可欠である。こうしたことから、DTI に構築された情報シェアリング・システムが NEDA 事務局や他の IAC-TS メンバーにも拡張されることが望まれている。
- (v) IAC-TS メンバー省庁は、それぞれの所轄サービス分野に関し、他の省庁、民間産業界、学界及び NGO との関係をもっと強固なものとし、産業自由化の政策等についての協議をもっと効率的かつ効果的に実施し得るよう体制を整備することが重要である。

## (2) サービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク）の構築

日本、米国、あるいは欧州の専攻事例を参考にしつつ、サービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク）の構築の可能性について検討することが有用である。体制構築の目的は、(i) サービス自由化に関する議論、対話、意見交換の促進、(ii) サービス交渉に関する最新情報へのアクセスの確保とモニター、(iii) 政府省庁と産業界等民間部門との間の調整とネットワークの強化、(iv) 外国市場でサービス供給者が直面する障壁に関する政府に対する情報提供等である（中／長期）。

## (3) トレーナーズ・トレーニング

能力向上のための活動を持続的に行うために、トレーナーズ・トレーニングの実施が有用である。GATS について他の行政官・産業界代表者等に対して研修を行うだけでなく、WTO 関連の研究を実施し、交渉ポジションについて諮問に当ることが可能な専門家を蓄積していくことが必要である。こうした専門家の技能によって、GATS の研修を受けた人員が異動した場合に生じがちな問題についても対応が可能となる。

## (4) サービス分野の拡大および地理的な拡大

GATS に関連する能力向上のための活動を、今回のプログラムでは扱わなかった新規分野や重要性を増している分野に拡大していくことが必要である。例えば、教育、健康、通信、自由職業分野等が挙げられる（自由職業分野はプログラムで扱ったものの、再度取り上げる必要性が認められている）。また、研修は、広域マニラだけでなく、他地域の関連政府機関や民間のステーク・ホルダーに対しても参加可能なものとする必要がある。

## (5) 調査研究

IAC-TS が責務を果たすために有用な調査研究の実施に対しては、継続的な支援が望まれる。これら調査研究は、サービス分野の発展と国際競争力強化のための戦略構築を目指すものであり、特定サービス分野の自由化のコスト・ベネフィットを評価し、サービス分野の政策の変革を提言することも期待される。

## 1.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》

### 1.4.1 プログラムの評価

#### (1) 参加者による評価

TA チームはワークショップ参加者に対してその成果を評価するアンケート調査を実施し、45名の参加者中31名から回答を得た。その結果は概略以下のようにまとめられる。

- 1) ほとんどの回答者(96.5%)がワークショップは完全に期待通りであったと回答した。回答者の92.5%がワークショップから新たな知識を得たと感じ、96.1%がワークショップはフィリピンにとって有益であったと回答した。多くの参加者が他のドナーや政府、WTO事務局が行う同様のセミナー/ワークショップに参加した経験があるが、本ワークショップはそれらと比較しても極めて有益であったと回答した(94.4%)。
- 2) ワークショップ中もっとも有益と感じられたトピックは次のとおり。模擬裁判および演習、SG/AD協定の諸要素に関する講義、紛争解決と海外調査等。
- 3) ワークショップで獲得した知識の普及についての参加者の回答は極めて積極的であり、個人的に普及を行う(76.7%)、講義を行う(36.7%)、研修コース/ワークショップを企画する(23.3%)等であった。一層のキャパシティ・ビルディングに必要な事柄については、一般的セミナー(55.6%)、特定分野に関するワークショップ(70.4%)、官民共同研究(48.1%)、出版やインターネットを通じた情報普及(37.0%)等が回答された。

上記のアンケート調査の結果は、恒常的な枠組みによる一層のキャパシティ・ビルディングの必要はあるものの、ワークショップはほとんどの参加者にとって有益であったことを示している。

#### (2) 講師による評価

各講師とも、ワークショップ参加者について、その知識レベルは異なっていたものの、ワークショップに対する積極的な参加を高く評価した。また、カウンターパート機関(BIS-DTI)のマネジメント及びコミュニケーション能力についても高い評価がなされた。

一層のキャパシティ・ビルディングのための助言として、次のような点が指摘された。第一に、今回のワークショップは「啓蒙」的な役割を果たすことができたが、今後はより実際的で有益なものにすることが必要である。第二に、フィリピン政府は WTO 法に関する基礎的な「ライブラリ」もしくは資料サービスを必要としており、これが提供されれば、彼ら自身の努力により WTO 関連業務の新たな展開にも対応することが可能になる。

### (3) カウンターパート機関による評価

BIS-DTI はプログラムを以下のように評価している。:

- 1) ワークショップは参加者にとって極めて有益であり、WTO の原理原則に対する理解を高めることができた。
- 2) 職員は講義を通じて SG / AD 法の技術的および手続的側面について、無用な紛争を避ける上でのより多くの知識を得ることができた。
- 3) 異なる政府機関がお互いのカウンターパートに会うことができたおかげで、相互の調整・協力が行い易くなった。
- 4) SG / AD 措置に係る一層のキャパシティ向上のために、同措置に係るフォローアップ研修を行うことができれば極めて有益である。

上記の参加者、講師およびカウンターパート機関による評価から判断すると、ワークショップは、SG/AD 措置の正確な理解と実務的知識を政府担当官に提供し、それらを維持向上させるための動機付けをあたえるという所期の目的を達成することができたと言える。

## 1.4.2 提言

### (1) セミナーおよび研修コースの一層の実施

SG / AD (および DS) に関するセミナーや研修コースの一層の実施、とりわけ、OSC や Court of Tax Appeals、税関といった、これまでそうした研修に関わってこなかった政府機関の判事や法務・技術職員を対象としたセミナー / 研修の実施が必要である。また、中核となる政府機関の職員に対しては、申立側の法的地位や物的損害の認定、ダンピングと損害の因果関係、紛争解決、海外調査といった、より高度な技術的内容についてのセミナー /

研修が必要である。こうしたセミナー／研修の促進・実施については、政府内でもっとも経験の豊富な関税委員会および BIS-DTI があたることが期待される。ワークショップで用いられたテキストや一般向けの普及資料等をこの研修に活用し、また改善することも可能であろう。また、ドナーや国際機関が実施するセミナーやワークショップに参加する機会が、当該措置を扱う全ての職員に開かれるべきである。

## (2) 技術作業部会の設置と運営

省庁間協力と情報共有を向上させるために、全関連政府機関からなる技術作業部会を省令もしくは合意覚書に基く正式の組織として設置することが勧められる。本作業部会はフィリピン国内の AD / SG 法及び手続枠組みの修正<sup>8</sup>に着手し、それ以上に、政府機関内の異なる利害や意見を調整するフォーカル・ポイントとして機能することが期待されている。本作業部会は、定期的に会合をもち、情報交換、議題の設定、および制度・手続修正の進展状況のモニタリング・評価を行うことが望ましい。また、作業部会を円滑に運営するために、BIS-DTI が事務局機能を果たすことが勧められる。さらに、本プログラムによって開発される情報共有システムを活用することが強く勧められる。

## (3) 恒常的枠組みを通じた官民協力の推進

官民協力のための恒常的枠組みを設置することが勧められる。こうした枠組みの一つのモデルとして、非政府・非営利の組織として設置された日本の公正貿易センターがある。同センターは、政府と産業界の情報および意見交換の場として機能し、情報を収集・蓄積し、セミナーやワークショップを実施し、また、会員企業に対してコンサルテーションを提供している。

上記のような機能を果たすためには、政府・産業界のみならず、学会・法曹界におよぶ広範な人材ネットワークを備えることが要求される。こうした枠組みは、フィリピンの既存の産業組合の機能を強化する形で形成することが实际的であり、またそのネットワークを活用し、バーチャルなネットワークとすることが初期コストを低く抑えることに寄与するであろう。

## (4) 正確かつ直近のデータへのアクセス改善

AD / SG ケースにおいて決定を行い、民間セクターによる要請を円滑にするために必要

---

<sup>8</sup> 考えられる論点は、パブリック・インタレスト・レビュー・システムの導入、AD / SG 調査期間の延長等。

な正確かつ直近のデータに対するアクセスを改善する必要がある。このことは、輸入についての調査や、WTO パネルや上級委員会による決定、産業構造についての調査、そして外国の SG / AD 措置発動状況のモニタリングをも含んでいる。そのためには、税関当局や在外公館における商務官、そしてジュネーブ代表部との緊密な協力と情報交換が不可欠である。データや情報は BITR-DTI 等の政府機関に集中して蓄積されるであろうが、それらは民間セクターにも利用可能とされ、上記のフィリピン公正貿易センターによる調査分析に利用されるべきである。

## 1.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》

### 1.5.1 プログラムの評価

2 回のワークショップを通じ、フィリピン政府関係者の TBT 協定、及び国際標準の重要性に関する理解は大きく前進した。特に両ワークショップにおいて実施された「グループ・ディスカッション」を通じ、BPS はもとよりその他の関連政府機関、及び民間セクターからの参加者による協定の権利義務に関する理解が進んだことが特筆される。また、ワークショップの参加者の多くが 2 回連続しての参加であり、知識の蓄積が進んでいることから、所属する政府機関において今後トレーナーとしての役割を果たすことが期待される。

一方、官民の協調体制については必ずしも十分に進んでいないことが確認された。標準は企業が生産活動に用いるものであることから、フィリピンの国益を拡大していく為には、標準化作業に民間セクターが更に積極的に関与していくことが必要である。

2 回のワークショップに併せて実施したアンケート調査の結果及びプログラム実施後のカウンターパート機関（BPS）との意見交換から、本プログラムの評価については以下の各点が指摘されている。

- ・ 参加者の多く（65%）は、本ワークショップが TBT 協定に関する知識を得る初めての経験であり、TBT 協定に関する一般的な理解を増進すること（100%）、講師や他の参加者と意見交換すること（62%）を目的として当ワークショップに参加しており、その内容については概ね（96%）満足していることが明らかになった。
- ・ 本プログラムは BPS 以外の関連省庁の担当者及び民間セクターの代表が参加することができたため、知識普及の裾野が広がったのみならず、今後国内で TBT 協定を履行する際の協調体制を強化していく際のきっかけとなった。
- ・ WTO 協定上の義務のみならず、権利についても知る事が出来た。特に、TBT 協定関連の紛争事例の紹介を通じて、途上国が先進国に対して正当な権利を主張することが可能であることを再認識することが出来た。
- ・ 一方通行型の講義のみならず、参加型のグループ・ディスカッションが実施されたことを通じ、参加者が協定本文を参照する機会、フィリピンの課題を主体的に捉え、自ら解決策を考える機会が与えられた。
- ・ 第 1 回ワークショップ終了後、BPS のイニシアティブにより以前は形式的に存在していた TBT 協定関連国内調整委員会が再度組織化、開催された。なお、今後はその活動を更に活発化させていきたいとの方針が BPS によって示された。

さらに、ワークショップ/セミナーの講師は以下のようにコメントしている。

- ・ ワークショップに参加した担当者が、引き続き所属機関においてトレーナーとして、習得した知識を組織に定着させることが好ましい。
- ・ 今次プログラムにおいて習得した知識を十分に活用し、今後の基準認証政策に反映させる為に国内調整委員会を最大限機能させるとともに、民間セクターの関与を引き出すための配慮が必要である。

以上を総合的に判断すると、本コンポーネントに関しては、以下のように評価を行うことが可能である。

- ・ フィリピン政府関係者の TBT 協定に関する一般的な知識習得は一段落したため、今後は協定履行のための政策立案、実施へとつなげていくことが重要である。特に BPS の機能強化を通じて、WTO 諸協定と統合的な基準認証政策を推進していく段階に差し掛かっている。
- ・ 特に、新たな国内強制規格策定に関する WTO 上の権利・義務を享受・履行する為には、省庁間及び官民の間で内外の情報を効率的に共有しながら、迅速に各種の手続きを行う為の横断的組織と手続きの確立が不可欠である。
- ・ こうした仕組みを有効に機能させる為には、上記の組織と手続きを確立することのみならず、関連省庁及び民間セクターにおける可能な限り多くの関係者が WTO 協定および国際標準化活動の重要性につき理解を深めるよう、引き続き情報提供や知識普及活動を行っていくことが必要である。

### 1.5.2 提言

今後、フィリピンが TBT 協定を効率的かつ効果的に履行し、国益を最大化していくためには、更に多くのステークホルダーが同協定の権利と義務及び国際標準化活動の重要性を理解すること、及び関連組織が連携を行う為の国内調整委員会の存在が不可欠である。また、自国産業の健全な発展のためには、官民の協力の下、現在進行中の国際標準化活動へ積極的に参加し、そこでの議論を、現行のフィリピンの技術・社会状況に反映させつつ、基準認証政策へ役立てていくことが不可欠である。

本プログラムの活動から明らかになった点として、TA コンサルタント・チームは、以下の3点について提言を行う。

- 1) TBT 協定関連国内調整委員会の強化

- 2) 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施
- 3) 民間セクターの標準化活動参加のための BPS のリーダーシップの発揮

#### (1) TBT 協定関連国内調整委員会の強化

TBT 協定を効果的かつ効率的に履行していくためには、強制規格、任意標準及び適合性評価手続を所管する BPS や関連省庁が適切に連携していくことが不可欠である。中でも、TBT の Notification Authority 及び Enquiry Point となっている BPS と関連省庁との間で適切に情報を共有する為の体制と手続きを確立することが最優先課題と考えられる。

現在、BPS が中心となり、TBT 協定関連国内調整委員会の再設置 / 強化の準備が進められているが、こうした動きは本プログラムの活動の大きな成果の一つであり、引き続き BPS がリーダーシップを発揮していくことが重要である。

なお、TBT 通報の必要性に関する認識不足や手続きに関する情報不足から、フィリピン政府により強制規格の情報について WTO へ適切に通報がなされない場合、これは不必要な紛争をもたらす要因となり得る。こうしたリスクを回避する為にも、BPS が中心となり、国内強制規格を WTO へ効率的に通報する為の手続きを再度明確化し、調整委員会の場を活用しながら関係省庁に対して周知すべきである。

#### (2) 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施

上記の国内調整委員会が有効に機能する為には、その前提として TBT 協定に関連する政府職員が TBT 協定の権利・義務やその重要性を正しく理解することが不可欠である。本プログラムにおいて実施されたワークショップには、BPS 職員のほか、TBT 協定に関連するその他の規制関連省庁からも中堅クラスの職員が出席したが、今後は関連省庁の管理職やスタッフ・レベルに対しても同様の知識普及活動を実施していくことが望まれる。

今後は、国内調整委員会のフレームを活用しながら、本ワークショップで得られた知識を効果的に普及する為の戦略を立案するとともに、BPS 職員が中心となり、本ワークショップで用いられた各種教材を活用しながら政府内で同種のワークショップを実施していくことが期待される。加えて、及び本プログラムの一環として開発された教材 (TBT 協定ハンドブック) を関連省庁の職員に配布することにより、同職員が必要に応じて TBT 協定に関連する詳細な情報を学習・参照できるような環境を構築することも求められる。

### (3) 民間セクターの標準化活動参加のためのBPSのリーダーシップの発揮

本プログラムを通じ、ワークショップに参加したBPS及び関連省庁のスタッフのTBT協定に関する理解、国際標準化作業の重要性に関する理解は、相当程度進んだと評価される。しかし、ワークショップにおいて日本側専門家が指摘したように、標準の策定にあたっては、実際にその標準を使う民間セクターの積極的な関与が不可欠である。現在、フィリピンの民間セクターは、TBT協定のみならず国際標準化活動参加の便益に関する理解が十分でなく、また、技術的・財政的困難から、(国際)標準化活動には積極的に参加できていない。そのため、BPSや関連省庁は、標準化活動に民間セクターをより積極的にコミットさせ、彼らの技術的ノウハウを規格開発に活用するための仕組みを導入するべきである。

まずは、既述の国内調整委員会に、民間セクター(特に輸出業者)の代表者もメンバーとして加え、基準認証に係る国際的な動きについて適切な情報提供を行っていくことから始めることが重要である。また、いくつかの優先的なセクターにおける産業団体に対して標準化問題を専門的に議論する会合を設置することを促すとともに、国内・国際標準化活動へ積極的に関与するよう、呼びかけていくべきである。同時に、ASEAN及び二国間において、いくつかの分野においてMRAやMOUを進めるといった動きがあるが、こうした動きにも民間セクターを積極的に関与させ、基準認証政策の重要性や恩恵を認識させていくことも有益であろう。

## 1.6 アクションプラン策定《コンポネント6》

コンポネント6における活動の一環で検討されたアクションプランを、インセプション会合において確認されたとおり、まずチェック・ポイントと提案という形式で以下に提起する。これらチェック・ポイントは、あくまで本プログラムの支援範囲における検討を踏まえたものであるが、今後のフィリピン政府当局によるより詳細なアクションプラン策定に資するたたき台（基本的な要素）として活用されることが期待される。

個別コンポネント活動のモニタリングから明らかになった主要なポイントは次の点に集約される。すなわち、活動の一貫性確保、活動の適正規模検討、関係機関連携スキームの設定及び運用（省庁間連携、官民連携、中央・地方政府連携）、活動継続のためのPDCA サイクル導入、それぞれの重要性が確認された。これらポイントのレビューにあたっては、更に、ポイント毎に、i) 人材育成、ii) 組織的充実、iii) 情報共有化、の観点で有効な検討・対応が行われることが重要である。

### (1) 活動の一貫性の確保

活動の一貫性を確保することは、効率的且つ効果的なキャパシティ・ビルディング活動を推進する上で最も基本的な取組であると考えられる。第4点目のPDCAの項目でも触れるが、活動自体が複数のプログラムの連携を通して一定期間を経た後に、想定する効果を実現しなければならない。そのためには、明確な達成目標を立て、これに向けた年間あるいは数年間にわたる一貫した計画を事前に検討する必要がある。

すなわち、セミナー・ワークショップを通して参加職員の理解を深めた後（一次的人材育成）、参加職員の理解を現場の他の職員にどの様に均てんするか（二次的人材育成）。また、これを維持するためのスキームをどの様に手当するか（組織的対応）、理解をより深め、効率的に運用していくためにどうするか（情報の共有化、継続的プログラムの設計）、といった一連の活動が、一定の時間軸の中で計画されることが重要である。

他方、現状のフィリピンの取組においては、未だ主要先進諸国・国際機関等からの支援協力を依存する活動の割合が無視できない状況にある。こうした環境においては、一定のテーマに対して行われる、それぞれの支援プログラムが相互に一貫性を確保できるように設計も重要となる。また、今後の独自の活動を視野に入れる場合、各機関からの支援プログラムがカバーしない内容を、如何に自助努力により提供し、活動の一貫性を確保する手当をすることも重要なポイントとなる。将来的には、自助努力による部分を拡大して行くことが望まれる。

## (2) 活動の適正規模の検討

活動の出発点としては達成すべき目標をたてる必要があるが、ヒト・モノ・カネ・情報の観点から、実現可能な目標を想定することが重要である。

ともすると、特に支援機関からの支援協力プログラムを前提とする場合、機会効用をマキシマイズするという観点から、将来的な実現可能性に比して相対的に高い期待値を目標とする場合が少なくない。支援プログラムにおいては、そのプログラム期間中、他機関からの資源を活用することが可能であるが、当該プログラム後に、実際のフィリピンにおける利用可能な資源で継続ないしフォローアップが可能であるかが十分検討されなければ、プログラムは一時的な効果に留まってしまふことがある点に留意が必要である。

当然、最終的な目標は高く設定することは重要であるが、これに至る中長期を意識した、ステップバイステップの段階的・発展的なサブ目標と活動計画が不可欠であろう。そして、各段階におけるサブ目標と活動計画が、利用可能な資源を加味した適正規模であることを検証したものとなっているかを確認することが重要である。

## (3) 連携スキームの設定及び運用

### 1) 省庁間連携スキーム

WTOに限らず、今日の国際協定の対象となる範囲は、伝統的な個別の分野論から分野横断的な広がりを見せている。これへの対応のため、フィリピン政府にあっても、WTO サービス貿易交渉に係る省庁横断的タスクフォース Inter-Agency Committee の導入、TBT 協定履行対応のための強制規格を所管する関係省庁による National Coordinating Committee の設置等、省庁間の連携スキームが整備されてきているところである。これら連携スキームは、政府見解のとりまとめ調整、関係省庁間での情報共有・コンセンサスの形成のために不可欠であることはいうまでもないが、今後のキャパシティ・ビルディング活動のプラットフォームないしゲートウェイとして重要な役割を有する。

例えば、連携会合において定期的にメンバーの人材育成プログラムを実施し、これに基づきメンバーは各省においても同様のプログラム実施のイニシアティブをとり、各省における取組実績を再度連携会合で報告・レビューをするという構成等も検討できよう。

### 2) 官民連携スキーム

省庁間の連携に加え、官民の連携スキームもこれに連動し、キャパシティ・ビルディン

グ活動の一環として機能することが重要である。既に、各省庁においては、所管する民間セクターとのネットワークを有しているが、前述のような省庁間連携の場と関係民間セクターをつなぐネットワークについては、今後の更なる整備が期待されるところである。また、この場合、業際を越えた民間セクターの連携も視野に入れ、各業界のイニシアティブをとれる代表組織・機関の育成を積極的に推進することが望まれる。

官民連携については、定期的・恒常的情報提供と共有化を活動の基礎とすることが有用と考えられる。上述の観点から、定期的に国際フォーラム・政府サイドでの検討状況等を共有する場を持つことで、民間セクターにとっても、行政サイドにとってもタイムリーな対応を確保できるスキームを設定することが重要であろう。

### 3) 中央・地方政府連携スキーム

中央・地方政府連携に関しては、地方分権化が進展する中、中央のコントロールを強化するということではなく、情報の共有化・共通認識の醸成という観点から推進することが重要である。地方政府の独立性を確保しつつも、国際協定履行・交渉、特に WTO においては、国レベルでの共通の土俵の上に立つ必要がある。省庁間連携と同様に、各地方からのキャパシティ・ビルディング活動への参加者が、地方政府においても活動のイニシアティブをとり、標準的手続き・認識等の共有化をはかる必要がある。

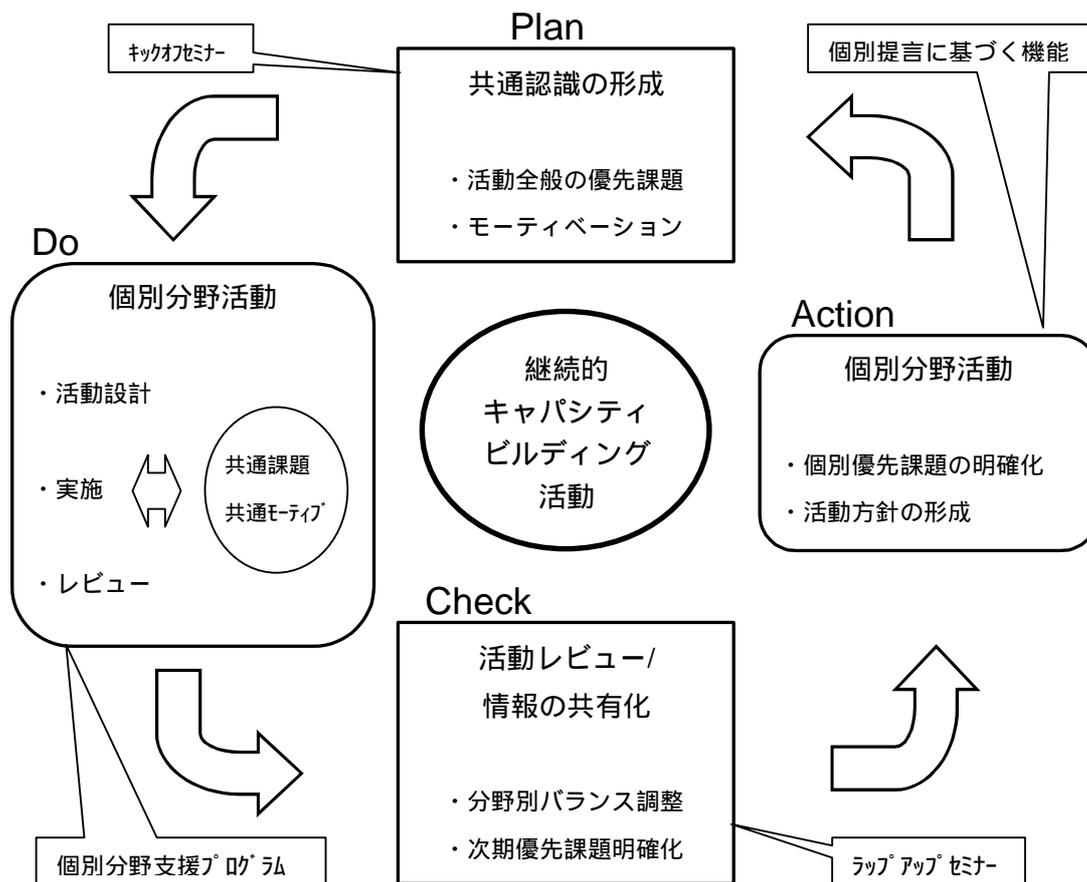
他方、中央政府としては、ワークショップ・セミナーといったアドホックベースの人材育成プログラムに依存するだけでなく、継続的プログラムの企画・インターネットの積極的活用や地方政府からの相談窓口の明確化等、標準的手続き・認識等の効率的伝達方法を確保し、これをサポートする形で担当者の交流を通じた中央・地方の連携スキームを確保することが重要であろう。

### (4) 活動継続のための PDCA サイクル導入

キャパシティ・ビルディング活動は、継続的且つ自発的に実施され、その時々課題を解決しながら高度化していくというプロセスを採ることが重要である。すなわち、企画・立ち上げ段階(Plan)、活動実施段階(Do)、評価段階(Check)、活動成果の実行段階(Action)の4段階を経て、最後の段階では、次の企画・立ち上げのための課題を明確化することで、次のより高度なステージの最初の段階へつなげるということになる。こうした考え方は、これまで多くの施策展開に際して既に取り入れられてきたものではあるが、今後、手法・システムとして導入することが重要だ。

例えば、本プログラムの全体像を、こうした PDCA サイクルとして捉えたとすると、1)キックオフ・セミナーは、活動企画・設計の端緒及び課題・モチベーションの共通認識形成のステップ (Plan)、2)個別コンポネント支援活動は、この共通認識の上立った個別分野での活動設計・実施ステップ (Do)、また、3)ラップアップ・セミナーは、全体的な活動のレビューを通した情報共有化及び分野別能力バランスの調整を踏まえた次なる優先課題の明確化のステップ (Check) というように、それぞれのプログラムの位置づけを同サイクルに当てはめることができる。個別のコンポネントにおける提言に基づく実行段階がサイクルを一巡する最後の「Action」のステップとなり、このサイクルを踏まえて次なるサイクルを回すという考え方が期待される。

図表 IV-2 : PDCA サイクルで捉えた本プログラム全体像



## 2. アクションプラン

前章までで、各コンポーネントの提言及び今後期待される施策についての詳細は提起されているが、各提言毎の施策を実施時期を伴った「アクション」として整理し、全体像をまとめると以下の表にあらわすことができる。本表は、今回のプログラムの対象範囲をまとめたもので、広く政府におけるキャパシティ・ビルディング活動として捉えると、一側面を提起したものであるが、前項(4)の PDCA サイクル上、提言の実施段階 ( Action ) に位置づけられ、今後の政府全体的なアクションプラン策定のモデルに資するものといえよう。個別のコンポーネントでの PDCA サイクルを回していくことも重要であるが、これらを統合して全体のサイクルとして歩調を合わせて機能させることは、活動の相乗効果と政府全体としてのモチベーション向上に資する取組みとしていくという点で有用といえる。今回対象とならなかった分野に関しても、今後、全体のサイクルに組み込める取組みとして施策展開をし、より充実した政府全体の活動としていくことが焦点といえよう。

## 2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント1》

図表 IV-3：コンポネント1（省庁間情報共有体制の強化）のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. システムの維持管理	(1) システム利用の継続的な確認と定期的なユーザ研修の実施	短期
	(2) システム利用の管理チームの設置（特に新規文書の登録のルールと手続き）	短/中期
	(3) システム稼動中に発生するトラブル処理と改善のための体制整備	短/中期
	(4) 組織内の全階層におけるシステム利用の促進	随時
2. システムの拡張	(1) システム拡張に関する DTI 内における検討の場の設置	短/中期
	(2) システム拡張に関する DTI と他の省庁との間の検討の場の設置	中/長期

## 2.2 農業 / SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》

図表 IV-4：コンポネント 2（農業 / SPS 協定に関する知識の向上）のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. 適切な組織設立	(1) 中央政府、地方政府において検疫・食品衛生行政を強化するために地域間関係を強化	短/中期
	(2) 重複している任務について分析し、関係する組織を合理化	短/中期
	(3) 農産物の密輸の管理強化	短/中期
	(4) 農産物のリスクを低減するために戦略的な場所に検査施設を建設し、機器の水準を改善するための投資計画の作成	中/長期
2. 人的資源開発強化を通じた技術力向上	(1) 政府職員、民間業者、農民組織などの関係者を対象とした様々な研修の実施。特に中央政府の研修を受けた専門家による地方における研修の実施が重要。国際機関やドナーから入手した資料などを最大限活用	短期
	(2) 研修体制の設立を通じたリスク・アナリシス知識の強化	短期
3. 情報共有化システムの強化	(1) 政府職員、民間業者、農民組織などの関係者を対象とした様々な研修の実施。特に中央政府の研修を受けた専門家による地方における研修の実施が重要。国際機関やドナーから入手した資料などを最大限活用	短期
	(2) 研修体制の設立を通じたリスク・アナリシス知識の強化	短期

## 2.3 GATS 実施能力向上《コンポネント 3》

図表 IV-5：コンポネント 3（GATS 実施能力向上）のアクションプラン

アクション	実施時期	実施時期
1. サービス貿易省庁間調整委員会（IAC-TS）の強化	(1) 特定のサービス分野の自由化の影響の評価、交渉の状況判断、サービス貿易自由化のコスト・ベネフィットや影響の分析といった能力の構築	中/長期
	(2) 門職員の分析ツール、分析技術の獲得、及び交渉におけるツールや方法論の習得	中/長期
	(3) N E D A の経済的・技術的な分析力強化と調査研究実施による、フィリピンのサービス分野に関する効果的なデータベースの構築を補完する。このデータベースは、IAC-TS メンバーの各省庁だけでなく、他のステーク・ホルダーにも利用可能なものとする	中/長期
	(4) WTO 関連の情報や関連国内情報へのアクセス向上（情報シェアリング・システムの NED および IAC-TS メンバーへの拡張）	中/長期
	(5) 他省庁、民間産業界、学界及び NGO との関係の強化。産業自由化の政策等についての協議をより効率的効果的に実施し得る体制の整備	中/長期
2. サービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク）の構築	(1) 政府、産業界、その他民間部門の対話促進に向けたサービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク）の構築	中/長期
3. トレーナーズ・トレーニング	(1) 行政官・産業界代表者等に対する研修実施、および、WTO 関連の研究実施、交渉ポジションに関する諮問可能な専門家の蓄積	中期
4. サービス分野の拡大および地理的な拡大	(1) GATS の新規分野や重要性を増している分野に拡大。研修は、広域マニラだけでなく、他地域の関連政府機関や民間のステークホルダーに対しても参加可能なものとする必要がある	中/長期
5. 調査研究	(1) 有用な調査研究の実施に対しての継続的な支援	短期～長期

## 2.4 SG / AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》

図表 IV-6 : コンポネント 4 ( SG / AD 協定実施能力向上 ) のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. セミナー及び研修コースの一層の実施	(1) セミナー / 研修を必要とする職員の確認とリスト化	短期
	(2) 年間セミナー / 研修計画の作成	短 / 中期
	(3) テキストのメンテナンスおよび改訂	中 / 長期
2. 技術作業部会の設置と運営	(1) 技術作業部会の枠組み強化とミッションの明確化	短期
	(2) 情報共有システムの利用及び発展方法検討	短 / 中期
	(3) 制度 / 手続の修正案の実施状況モニタリングと評価	中 / 長期
3. 恒久的枠組みを通じた官民協力の推進	(1) 日本の公正貿易センターの機能構造調査	短期
	(2) 民間セクター等からの意見聴取	短 / 中期
	(3) 民間セクターとの合同研究チーム設置	中期
	(4) 日本の公正貿易センターとの連携による蓄積	中 / 長期
	(5) フィリピン版公正貿易センター設置	中 / 長期
4. データ・アクセスの改善	(1) データ / 情報の収集および共有体制のレビューと問題点の把握	短 / 中期
	(2) 上記問題点の改善	中 / 長期
	(3) 民間セクターとのデータ / 情報共有促進	長期

## 2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》

図表 IV-7：コンポネント 5 (TBT 協定履行能力向上) のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. TBT 協定関連国内調整委員会の強化	(1) 国内調整委員会に対して情報提供されるべき事項を特定、リストアップする	短期
	(2) 国内調整委員会の目的、戦略、毎年の目標を明確化し、定期的な会合を開催する	短期
	(3) 国内調整委員会への政府及び民間セクターからの参加候補者を特定し、メンバーとして指名する	短期
	(4) BPS の職員を国内調整委員会の事務局として指名する	短期
	(5) 定期的な会合を開催する	中/長期
	(6) TBT 通報 / 照会を取り扱う際の手続ガイドラインまたはマニュアルを作成し、これを関連規制機関に配布する	中期
2. 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施	(1) TBT 協定に関係し、政府内部においてさらなる知識移転活動に参加すべき政府職員を特定・リストアップする	短期
	(2) 関係する政府機関の職員に、「TBT ハンドブック」を配布する	短/中期
	(3) 特定された政府職員のためにワークショップまたはセミナーを開催する	中/長期
3. 民間セクターの標準化活動参加のための BPS のリーダーシップの発揮	(1) 国内調整委員会に参加あるいはオブザーバー参加することに関心を有する民間企業 / 業界団体の代表者 (役員・管理職クラス) を特定・リストアップする	短期
	(2) 民間代表者を会合に定期的に招致し、TBT 協定に関する適切な情報を提供するとともに、意見交換を行う	中/長期
	(3) 民間企業が標準化の便益を理解し、国内 / 国際標準化作業への参加を促すような支援メカニズムを確立する	中/長期
	(4) 業界団体に関し、望ましい標準や適合性評価手続について議論するための専門家グループを設立するよう奨励する	中/長期